

# お茶の水女子大学学報

平成 13 年 5 月 1 日  
お茶の水女子大学総務課

## 目 次

◇ 平成12年度卒業式・学位記授与式 学長告示	3	◎お茶の水女子大学大学院入試委員会規程の制定	32
◇ 平成13年度入学式学長告示	7	◎お茶の水女子大学入学者選抜方法研究委員会規程の一部を改正する規程	34
◇ 学 内 規 则	11	◎お茶の水女子大学広報委員会規程の一部を改正する規程	35
◎お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規	11	◎お茶の水女子大学生物医学的研究の倫理特別委員会規程の制定	36
◎お茶の水女子大学副学長設置等に伴う関係規程等の整理に関する規程	12	◎お茶の水女子大学放射線障害防止規程の一部を改正する規程	41
◎お茶の水女子大学学長補佐設置に関する申合せを廃止する申合せ	22	◎お茶の水女子大学放射線障害予防規程実施細則の制定	43
◎お茶の水女子大学学生部長候補者選考規程を廃止する規程	23	◎お茶の水女子大学副学長設置等に伴う関係規程等の整理に関する規程	48
◎お茶の水女子大学大学院学則の一部を改正する学則	24	◎お茶の水女子大学事務組織規程の一部を改正する規程	57
◎お茶の水女子大学学位規則の一部を改正する規則	25	◎お茶の水女子大学事務組織細則の一部を改正する細則	60
◎お茶の水女子大学附属図書館利用規程の一部を改正する規程	26	◎お茶の水女子大学研究科・学部事務部設置等に伴う関係内規等の整理に関する内規	64
◎お茶の水女子大学附属図書館文献複写料金徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程	27	◎お茶の水女子大学授乳室利用内規の制定	65
◎お茶の水女子大学生活科学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程	28	◎お茶の水女子大学独立行政法人化調査検討委員会規程の制定	66
◎お茶の水女子大学生活科学部履修規程の一部を改正する規程	29	◎お茶の水女子大学行政文書管理規程の制定	67
◎お茶の水女子大学入学試験委員会規程の一部を改正する規程	30	◎お茶の水女子大学情報公開取扱要項の制定	91
◎お茶の水女子大学入学試験委員会規程の制定	31	◎お茶の水女子大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準の制定	94
		◎お茶の水女子大学大学院外国人留学生規程の一部を改正する規程	97
		◇ 各種委員会委員	98
		◇ 学科主任	114

◇ 新任部局長紹介 .....	115
◇ 人 事 .....	118
◇ 学 事 .....	132
◎学位授与 .....	132
◎卒業式及び大学院修了式 .....	137
◎入 学 式 .....	137
◇ 諸 報 .....	138
◎名誉教授の称号授与 .....	138
◎平成13年春の叙勲 .....	139
◎永年勤続者表彰式 .....	140
◎台湾政治大学長の表敬訪問 .....	141
◎レクリエーション行事 .....	142
◎訃 報 .....	143
◇ 日 誌 .....	144

## 平成12年度卒業式 学長告辞



「徽音堂」と呼ばれるこの講堂は、古い建物です。70年という時間と、126年の伝統に連なる歴史を包み込んで、ここに建っています。皆さんには、今日、この講堂を後にして新しい世界へと巣立っていかれます。ご卒業、本当におめでとうございました。

若い人たちの門出を祝うために、ここにご参集くださいましたご父母の皆様、お親しいお身内の方々にもお喜びを申し上げます。おめでとうございます。そして、ご臨席下さいましたご来賓の方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、ただいま、留学生3名を含む3学部569名の方々のお名前を読み上げ、それぞれの代表の方に卒業証書をお渡し致しました。皆さんには、ただいまからお茶の水女子大学学部生という身分から解かれて、新しいステージへと歩みを開始されます。この節目の時にあたって、本学教職員を代表し、また、一人の先輩として、お祝いと餞の言葉を申し上げたいと存じます。

皆さんは、いま、21世紀最初の卒業生として、美しい装いに華やいでこの講堂に集つておいでです。そして、このキャンパス・ライフを充実して過ごすことができ、「自分探し」に成功し、自身の生き方も見つけだして、将来の目標に向かって第一歩を踏み出そうとしている方もおいででしょう。でも、自分が見つからず、将来の目標も定め難いまま、不確かな思いと一抹の不安を抱えたままで今日を迎えてしまった方もあるのではないかでしょうか。

現代は、成人になるのが困難な時代だと言われています。社会全体で、若い人たちの前に「成

人への関門」を用意することもできず、また、それを通過するための手助けをして上げることのできない時代になっているからです。したがって、成人への関門は一人一人が自身の手で設定し、自身の力で潜り抜けていかなければならぬ個別課題となっています。

しかも、あなた方を迎える社会は、経済の低迷、政局の混迷、そして、追いかけ切れないほどの速度で発達し続けるハイ・テクノロジーなど、不確定で不透明な要素に満ちあふれています。成人となることが、「個々に委ねられている」と言うものの、それがさほど容易ではない、そんな時代だということになります。

皆さんに、行く手の見えにくい時代に、「充実した生き方を求める」といういまだ未解決の課題を抱えて孤独に旅していくことを思うとき、胸が痛みます。そして、そんな状況しか用意して上げられなかつたことを申しわけないとすら思います。

でも、ここで、同じこの「徽音堂」に集うた入学日のことを思い出して、そのときの自分と今の自分とを比較してみてください。どこに違いが見いだされるでしょうか。若干の専門的知識や技術が身についた人、あるいは、いくつかの資格を手にした人もあることでしょう。しかし、それにもまして、あなた方は、かつての自分と比して、自身を見つめるまなざしが深くなり、周囲を捉える視界が広がっていることに気付くのではないでしょうか？ そして、これが、大学で学んだ「教養」の所産であり、ここで獲得された「知性」の賜物であると納得させられるのではないでしょうか？

このとき、私たちは、ここで経過した歳月が、決して空しいものではなく、あなた方自身を確実に成長させ豊かにしてくれたことに気付くことができます。しかも、その結果として、あなたの前には、一つ、希望の灯がともるのではないかでしょうか。なぜなら、「時は自分を成長させてくれる」ことの発見と、「学ぶことは、自身のまなざしを鍛える体験である」という自覚は、これから訪れる時間を望みあるものに変えることができるからです。今後の歩みのなかで、目的もいまだ定かではなく、現実には障害の多い困難な日々が続こうとも、それが自分を成長させてくれるものと思えるならば、望みをもって

歩きだすことができるからです。

さて、私は、いま、成人として社会に出ていくことは、「個別課題」であり「孤独な営み」であると繰り返してきました。でも、最後に、それは、一方では、私たちすべてが連帶して共に担うべき、共通の課題でもあると申し添えておきましょう。

『世界』という雑誌があります。21世紀を特集した今年の新年号に、「男女平等の確立が日本社会の不安を解消する」という記事が掲げられていました。そこには、女性問題を論じる代表的な論客の共同執筆として、現代日本の不安と混迷を「ジェンダーによる犠牲の結果」と特定し、男女平等の推進とそのための政策システムが提言されました。つまり、一人前の成人として自己を確立する営みは個々に委ねられた個別課題でありつつも、それら個別の営みを保証するシステムの構築が不可避であり、そのことによって、不安と不況のスパイラルの中で人々の生きる力を失わせる悪循環を断ち切ることができるというのです。女性が自己充実を願うとき、それが叶えられるような「差別のない世界」の構築がこの時代を更新し得るということでしょうか？

もちろん、この課題は、女性のみが担うべきものではないのですが、その推進者としての役割は、現状では女性の肩により多く委ねられていることは確かです。あなた方が自分らしい生き方を模索し、その実現を考えたとして、現実には様々な障害に囲まれていることに気付かされるでしょう。それらの障害を取り除き克服する術が政策システムとして確立されていくとすれば、恐らく、個別課題の追求は、より容易となり確実となるでしょう。そして、このとき、私たちは、孤独に営まれる個別課題と見えた自己確立の営みが、差別の廃止を願うすべての人々によって共有される共通の課題であり営みでもあると気付くことになります。あなた方は、決して孤独ではないのです。

いま、漸く、「共有」という言葉が浮かび上がり、「共に担い合う」という言い方が可能となりました。そして、この「共有」という言葉は、巣立って行くあなた方と送り出す私たちを結び合わせます。とすれば、この「微音堂」に満ちている時間は「別れの時」ではなく、このキャ

ンパスで数年間を「共に過ごした仲間」たちが、これからも共通の課題を共に担い追求し合うことを確認するための時間ということになります。

私たちは、これからも、同じ目標を掲げ、同じ方向を目指して、共に歩いて行くことができます。ですから、「さようなら」と別れの挨拶を交わすことにもまして、「お互いに元氣でいきましょう」とエールを交換し合ってこの祝辞を結ぶことに致します。

そして、最後にもう一度、繰り返しましょう。ご卒業、本当におめでとうございました。

## 平成12年度大学院修了式 学長告辞

ここにお集まりの皆様は、本日、修士あるいは博士の称号を取得された証しとして、それぞれの学位記をお受け取りになりました。日頃の研鑽の結果がこのような結実を見せましたことを、心からお喜び申し上げます。本当に、おめでとうございました。

本日、修士の学位を取得された方は、前期課程修了の留学生24名を含む242名と人文科学研究科修了の1名です。そして、博士の学位取得者は後期課程を修了された留学生7名を含む42名の方たちでした。修士・博士を合わせると285名になります。本日の午前中に569名の方々が学部卒業生として卒立っておいででしたが、いま、その約半数の方たちに修士・博士の学位記をお渡ししたわけです。1965年、本学最初の大学院修了生として14名の方たちが修士の学位を取得されたことを思いますと、まさに隔世の感があります。

大学の大衆化に伴い、専門性の高い学習は大学院研究科の仕事とされて以来、大学院の重点化政策が取られるようになりました。本学も研究科重視の路線を選択し、全学一体となって大学院制度の改革と充実に努めてきた結果がこのような結実を見たわけで、皆さんのご努力を讃えるとともに、その任にあたられた大学関係者たちのご努力に対しても畏敬の念を表し、ねぎらいと感謝の思いを表しておくことに致しましょう。皆様、本当におめでとうございました。

ところで、ここにお集まりの皆様のなかには、学部入学以来、迷う事なく研究者への道を選択し、目標に向かってひたすらに走って本日の栄光を手にした方もおいででしょう。でも、一方では、一旦就職して社会人の道を歩まれ、その後に研究科進学を志した方もあるれば、また、入学後にパートナーの転勤やお子さんの誕生で研究生活の中止を余儀なくされ、紆余曲折を経、長い時間をかけて今日の栄冠を獲得された方もあることでしょう。したがって、かけられた時間はそれぞれ異なり、また、栄光の背後に潜む汗と労苦の多寡も決して同じではないと思われますが、当初の希望を忘れずゴールを目指して

走り続け、当初の目標に到達したという点で、どの方の冠もそれぞれの光りに輝いている筈です。今日までの道程を振り返り、これまでの日々を支えてくださった方々と共に喜びを分かち合ってください。

本学は、創設以来、一貫して女性研究者・女性指導者を世に送ることを使命とし、また、それを期待されてもきました、お茶の水女子大学126年の歴史は、このささやかな組織を上げて、こうした使命と期待に応える歩みであったとも申せましょう。そして、皆様もその伝統の一端に連なり、その伝統を担う一人となったわけです。研究生活を続けられる方も、あるいは、指導者として世に出て行かれる方も、これからも、変貌著しい世界の動態に即して変化し続ける学問研究の要請に応えつつ、それぞれの足取りでその歩みを続けていって頂きたいと願います。国立大学、とりわけ国立女子大学の存在意義が問われている現在、皆様の社会に対するこれからの貢献度も、容赦ない評価に曝されつつ厳しく測られることになるでしょう。おかげさに言えば、皆様の今後の活躍が、本学の命運を握っているとさえ言えるかもしれません。

先日、それぞれの学問分野を代表する著者たちによって、21世紀の学術研究が展望されている文章に接して、それらの論稿のなかにある種の共通性を発見致しました。ある人の論稿では、認識科学と設計科学の対比において両者の関係が問われ、また、ある人の場合は、対象知識と利用知識という対比のもとにその分離独立が問題視されていました。それらの論議では、19世紀以降の近代科学の発達過程において両者の関係が分断され、それぞれに個別独立のものとして相互分割が行われたことが指摘されているのです。もちろん、そのことが単なる非難の対象とされているのではなく、相互独立と個別化によって、認識科学的側面、すなわち、対象に関する研究が飛躍的に発展したことは評価されているのですが、反面、人にとっての意味が見いだされにくくなつたことが問題として指摘されているわけです。このことは、別の論者によって、20世紀の学問研究は、研究者の外部にクライアント不在の状態で発展したと特徴づけられています。すなわち、「学会」という名の研究者共同体内部で、自己完結的・自己充足的に遂行

されてきたというわけです。

ただし、昨今の情勢は、研究成果に関しても、また研究者に対しても、外部のクライアントの要求が強くなり続けています。したがって、論者たちに共通する指摘は、研究成果も研究者自身も、学会内部にのみ自足することを許されず、社会に対して閉じられたものではあり得なくなるだろうということでした。個別科学は個別科学として充足するのでなく、個別あるいは他との総合において、外部クライアントの要求に応えねばならないということでしょうか。わかりやすい表現を取るなら、「社会的貢献度」というかたちで外部への活用が求められていると言うこともできましょう。認識科学と設計科学、あるいは対象知識と利用知識などの対比で語られていたのはこんなことでした。

言うまでもなく、この場合、利用価値といい社会的貢献度といつても、いずれも、実社会で直ちに利用可能な現実的効用だけを指すものではないでしょう。外部クライアントの要求とは、必ずしも、直ぐに役立つか否かを問い合わせるものだけではない筈です。ただ、仮に直接的・積極的な社会貢献とは無縁に見えるテーマであり、対象であったとしても、その研究についての説明責任が研究者に求められていて、それに応えることが今後の研究者の担うべき新しい責務となるだることは確かでしょう。個々の研究は研究者に属するものであり、その成果もまたその人のものであっても、単に、研究者内部の自己充足的な閉じられたものであることを許されず、社会的価値規範を視野に入れることから逃れ得ないということではないでしょうか。

新しい時代の動きが、こうした方向を取りつつあることを視野にいれるとき、本日、学位記授与という結実をもってとりあえずの完成をみた皆さんの研究も、こうした視野に曝されることを考えてみてください。それらの視線の下で、それぞれの研究は、どのような様相を示すでしょうか。本学の大学院研究科は、これらを先取りして、制度化された従来型の学問体系に依拠せず、新しい知の枠組みで構成されていることは確かです。しかし、あなた方の個々の研究は、その理念に十分に即し得ているか否か、個別研究者の意識は十分に外部に対して開かれているか否かを、いま一度確かめ直してください。あ

なた方は、今後とも、絶えず自己点検を忘れず、成果を他者の目に曝して、内外の評価を受け続けることを怠ってはならないでしょう。そして、評価する内外のまなざしのなかには、同種の研究に携わる専門家の視線だけではなく、市井の生活者の視線も交じっていることを忘れてはならないでしょう。なぜなら、私たちの研究生活は、多くの無名の納税者によって支えられているわけですし、そうした人々の視線を忘れないことが、国立の教育研究機関で学ぶことができた者たちの責任だからです。本日、学位という栄冠を手にされたことで、あなた方の研究生活は終止符を打たれたのではない、これからこそが、自立した研究者として、あるいは優れた中堅指導者としてその力量が世に問われ、周囲の要請と期待に応え続けることを求められているのです。今日、あなた方は、そうした長距離レースのスタートラインに立っているのです。

それならばここで、私たちは、お互いに別れの言葉を述べ合うのではなく、今後とも自立した研究者仲間として、息長くそれぞれの課題を追求していくことを約束し合うことに致しました。本日は、本当におめでとうございました。

## 平成13年度入学式 学長告辞



花曇りの空から柔らかな光が漏れて、優しく美しい春の日です。今日は、留学生6名、第三年次入学者39名を含む558名の新入生の方々を本学にお迎えできました。お茶の水女子大学の教職員一同、心から歓迎申し上げます。ご入学、おめでとうございました。

ご列席くださいましたご家族の皆様も、受験から解放されたお子さん方と喜びを共にしておいでのことでしょう。本当におめでとうございました。ご来賓の方々には、「ご臨席ありがとうございました」と御礼を申し上げさせて頂きます。

さて、皆さんには、いま、この古い講堂に集まっておいです。皆さんの正面の壁面に、一枚の額が掲げられておりますね、その文字に目を留めて見てください。読みにくい字ですが、額には「徽音堂」と書かれています。「徽音」とは中国の古典からとった言葉で、「美しい声」「美しい音」という意味だそうです。

ところで、私も新入生としてこの講堂に集まつた日に、この額に目を留めました。でも、「徽」という文字がよく読めないまま、私は、それを「微」と読み「微かな音」つまり「忍び音」の意味かと勘違いしていました。「徽音堂」であると知ったのは、大分経ってからのことです。「きいんどう」とは、何の意味だろうと友人に問い合わせましたところ、冗談好きのその友人は、「きっと奇妙な音という意味でしょう。あんな古めかしい講堂に籠もっていると、きっとどこからか怪しげな奇妙な音が聞こえてくるに相違ないから」と、ふざけた返事を返してくれました。そのときは、「まさか」と笑い過ごしたのですが、

いまは、「かすかな音」も「奇妙な音」も、そして「美しい音」もすべてこの講堂に込められた意味を象徴するのに相応しい解釈だと思われています。

なぜなら、現在、世界は激しく目まぐるしく動いています。私たちは、かつての経験や蓄積の通用しにくい経済や産業界の動き、あるいは、人の適応を越えるかに見えるテクノロジーの発達に翻弄されています。そして、それらは、時に騒々しい響きとして私たちの耳を襲い、時に凝視することを阻む強い刺激として私たちの目を疲れさせるでしょう。ゆっくりと落ちついて自身の在り方を考えたり、静かに耳を澄まして周囲の騒音のなかから大切な声を聞き分ける暇の持てぬままに、私たちの日常はとかく慌ただしく流れていきます。

ところで、皆さんがこれから4年間を過ごそうとしている大学という世界、それは、そんな周囲の騒がしさからつかの間ながら皆さんを守り、自分自身について、他者について、あるいは、他者とのかかわりについて、そして、人と世界の在り方について、静かに思い巡らす時間を用意してくれています。「情報の洪水に溺れながら、いますぐに返答を迫られる」という 急さから解放され、生きていくために納得のいく答えを捜し求める、自分の人生とは自分にとって何なのだろうと考え、そのための目標を模索する機会が用意されている、それが大学という教育機関の特性なのです。

皆さんのなかには、入学以前から明確な目的を持ち、それにしたがって本学を受験された方もおいででしょう。でも、なかには、専門のことも自分との適合性も、十分に分からぬままに、とりあえず、この専門領域を選んでしまったという方もおいでではないでしょうか。でもそんな方たちが、このキャンパスのなかで、耳を澄まし心を澄ませることで、世界の深みから自分に呼びかけてくる「かけがえのない美しい音」を聞き分けることができたら、その音は、皆さんの行く手を指し示すべとして機能する筈です。最初は聞き馴れないために「奇妙」に響くかもしれないその音が、繰り返し耳を傾けているうちに「美しい」と感じられるとき、それがあなたの方の道を示してくれるかもしれない。「美しい音」は、あなた方に、自身の選んだ

専門領域の素晴らしいところに気付かせ、その道を極める喜びを教えてくれるかもしれませんし、あなた方に一生をかけて悔いのない仕事の在所を指し示してくれるかもしれません。『徽音堂』という講堂の名前に象徴されるこの大学キャンパスは、皆さんの中にそんな時間と空間を提供しようとしているのです。どうぞ、それを賢く、活用してみて頂きたいと思います。

いま、この古い講堂の古びた名前に拘りながら、大学が皆さんに提供しようとしているものについてお話しを致しました。このあたりで、本学の歴史について、簡単にお話ししておきましょう。本学は、明治8年（1875）に創設された我が国で一番古い女子の高等教育機関です。近代化の達成に学校教育が重要だと認識した政府当局によって、女子教育者養成のために設置された官立の学校だったわけです。したがって、本学は、126年の歴史の半ば以上を、学校教育に従事する質の高い女子教育者を世に送ることを使命としてきました。そして、多くの卒業生たちが教育者として、着実にその営みを続けて我が国の学校教育を支えてきたのです。わが国だけではなく、広く海外の教育事業に従事し、異国の女生徒たちのためにその生涯を捧げた人もありました。こうした有名・無名の多くの先輩たちの目だたない努力に対して、私たち後輩は、それらを記憶し敬意を払うことを怠ってはならないでしょう。

しかし、私たちの先輩のなかには、それらの多くの人々と異なって、他の人には聞こえない「奇妙な音」を聞いてしまった人もあったようです。その人たちは「奇妙な音」のなかから「かけがえのない美しい音」を聞き分けて、それぞれの新しい道に突き進んでいきました。女医第一号の資格を取った荻野吟子、最初の理学博士の栄光を得た安井コノ、あるいは、婦人運動に挺身した河崎ナツなど、女性史上に名前の残る人たち、とりわけ、「最初のだれそれとして知られた人たち」は、教育職に従事するという通常の道に満足せず、自分だけの耳が捕らえた「美しい音」の誘いのままに、いばらの道を切り開いて行った人たちと言えましょう。本学は、女性研究者の育成という点でも他の大学の追随を許さず、多くの研究者を送り出していることで知られています。でも、「育成」という言葉が使

われはしますが、それらの人たちは、「奇妙な音」「美しい音」の誘いのままに自分の前に自由で道を切り開いてしまった人と言うべきかもしれません。

もちろん、先輩たちのそれぞれの歩み方に価値の上下はありません。名前の残る人たちも、格別に名前を残すことはなかったけれど、それぞれの置かれた場で「なくてならない人」として信頼された大多数の卒業生たちも、それぞれの賜物を十分に生かして、よく人生を歩き続けた人たちといえましょう。むしろ、私たちは、こんなにも様々なモデルが提示されていることを感謝すべきでしょう。

あなたの方の耳に「あなただけの音」が聞こえてきたとき、あなた方はどんなモデルを選び、どんな方向に向かって歩き出すことになるのでしょうか。どうぞ、悔いのない方向を選び取り、悔いのない歩き方を見つけだして頂きたいと願っています。そのために、このキャンパス内に用意された様々なこと、たとえばカリキュラムに従った勉学や予定された活動、あるいは、学内外に展開される他大学との交流や自由なスケジュールなど、すべてを賢く活用してください。

この大学は、ご存じのように小さな大学です。それだけに、先生方との間に、大きな大学では得ることのできない親しく密度の濃いかかわりを持つことができます。一年次から開講される基礎ゼミや、補導教官と呼ばれるアドバイザーとの交わりなども、小規模大学ならではの細やかさで展開されるでしょう。学部や大学院の上級生たちや事務職員、さらには、留学生たちとの交わりも、あなたの方のキャンパスライフを豊かにしてくれることでしょう。すべての人たちが、あなた方にとって貴重な存在であることを覚えて、お互いによい出会いの時をもってください。

それでは、このキャンパスの中で皆さん周囲に充実した歳月が流れ、この「徽音堂」で行われる卒業式には、一段と成長した皆さんの顔が揃いますようにと願いつつ、もう一度、祝福の言葉を繰り返して、この祝辞を結ぶことに致しましょう。ご入学、本当におめでとうございました。

## 平成13年度大学院入学式 学長告辞

いま、ここに、外国人留学生22名を含む博士前期課程253名、同じく留学生24名を含む後期課程116名、総計369名の方々の入学を許可致しました。皆様は、本日から新しく研究生活への第一歩を踏み出そうとしておいでです。皆様の日々のご努力が報いられ、当面の目標を達成されたことを心からお喜び申し上げ、教職員一同とともに大きな期待を込めて歓迎の意を表させて頂きます。本当におめでとうございました。

皆様のなかには、学部卒業後、迷う事なく、極めてストレートに前期課程に進学された方もあるでしょう。また、すでに、就職、あるいは結婚を通じて少なからぬ年限の社会生活を経験した後に、さらなる向上を求めて本学の門を叩いた方もおりでしょう。後期課程進学の皆様のなかにも、様々なキャリアの方々が交じっておいでのことと思います。生涯学習の呼ばれている今日、どのような紆余曲折の後に研究科にたどり着く方がいらしても不思議はないのですが、女性の場合には、とりわけ、そのような回り道や長距離レースを余儀なくされる方たちが多いのではないかと思われます。パートナーの国外勤務や子育ての問題、あるいは、高齢者介護の問題なども、依然、女性の肩にその重荷がより多く委ねられているのが現在ですから、皆様の今後の進路は単純ではないかもしれません。本学は、こうした女性たちのライフスタイルを尊重し、その要望に応えつつ目標の実現を助けることを使命の一つと考えます。

本日入学された皆様が、どうぞ、それぞれのライフスタイルに即して、自分なりの研究計画を工夫され、目標の達成に向けて充実した歩みを展開されることを願っています。指導教官たちも、単なる専門家として訓練や蓄積された知識の伝達にあたるだけではなく、それぞれのライフスタイルに沿った研究の継続や展開についても相談に乗り、知恵を貸してくれる筈です。どうぞ、教官ともども、女性としての新しい研究者養成方法の確立に手を貸して頂けることを希望しています。

ご存じのことと思いますが、現在、我が国の

大学はその画一化から逃れてそれに「個性化」することを求められています。本学が、いま、この動きに応えようとするなら、これまでの実績を踏まえて「優れた女性研究者・女性指導者」の育成に、従来にまして力を注いでいくことが必要でしょうし、それが、社会的に要請されている使命であり、実現を求められている課題であることも確かでしょう。皆様は、本学に課された使命と課題に即した生き方を選ばれたわけですし、今後の研究者としての歩みとその成果は、単に、あなた方お一人のものではない、本学を社会に評価させるバロメーターでもあることを自覚して頂きたいと思います。

いま、我が国においては、「男女共同参画社会」が目標に掲げられ、その実現に向けてのポジティブ・アクションが開始されています。このアクションプランの推進に関して、本学の担うべき役割は大きいでしょうし、皆様の肩にもその責務の一端が担わされています。「男女共同参画基本法」が制定されても、あるいは、総理府に「男女共同参画局」が開設されても、現実の社会でその実現に向けての具体的な取り組みが展開されなければ、それらのすべてはその空しさをかこつことになります。いま、女性たちの力が期待される所以であり、指導的立場に立たれる皆様の生き方が問われる所以でもあるのです。

本日、ここに369名の方々が研究科に入学されたわけですが、高校卒業者の約50%が大学に進学し、その約半数が女性であるという時代が到来してはいるものの、大学院進学者の数は、まだそれほど多くはない。皆様は、その能力と日々の努力と、そして、周囲の方々のご理解にも恵まれて、今日、ここに入学式を迎えておいでです。与えられた境遇に感謝しつつ、この機会を十分に生かして用いて成果を上げて頂きたいと願っています。

ところで、いま、皆様に、研究者としての自覚と決意を促し、また、それがあなた方個人の栄光であるだけでなく、本学の運命をも占うものであり、また、我が国の未来とも関係しているのだと申し上げました。したがって、そんな期待を背負わされた皆様は、自負と誇りに頭を高く掲げ、胸を張ってスタートラインに着こうと決意されておいでかもしれません。すな

ど、ここで、研究生活に入っていこうとする皆様に、アンビバランスとも見える別の視点を、一つ、提示しておきたいと存じます。

ある大学の校舎の壁面に、「PIETAS ET SCIENTIA (ピエタス エト スキエンティア)」というラテン語が彫り付けられました。夜は、そこがライトアップされて、キャンパスを行き交う者たちの脳裏にその言葉が「カレッジモットー」として刷り込まれるようになっています。

「敬虔と学問」と約されていますが、ピエタス、敬虔とは、聖なるもの、より大いなる者を恐れ慎む意でしょう。これは、「主を恐れることは知恵のもとであり、聖なる者を知ることは悟りである」という旧約聖書中の「箴言」の一文からその意を汲んで作られた言葉であるとのこと。学問とは、本来、人知を越えたより大いなる者の知恵を探ろうとする欲求から生まれたが、その結果、現代は、その大いなる者を越え得るかの幻想に支配されてしまっている、そのことを憂えて、敬虔であることを忘れないようにというのがその「カレッジモットー」の告げるところだったかと思います。

確かに、現代の科学やテクノロジーの発達は、様々な限界を突き破り、従来はタブーとされてきたもろもろを越えて、止まる事なく進み続けています。科学の進歩が人間の生命の神秘すら脅かすようになったとは、尻に指摘されているところでしょう。

20世紀が、制限なしの自由さのなかで個々のテーマ追求が許され、そのゆえに個別科学が飛躍的な発展を遂げた時代であったとすれば、新しい世紀は、世界のコンセンサスとして、普遍的な倫理を持つことが要請され始めた時代と言えるかもしれません。そして同時に、その倫理を個々の課題追求に対する窮屈な制限枠として機能させないためには、それぞれが自分としての哲学・倫理を確立し、それらの前に恐れ慎むことが必要となるかもしれません。「敬虔と学問」などという言葉が、改めて振り返られる時代が到来していると言えないでしょうか。

課題の追求とその実現、さらに成果を上げることの責任を強く求めつつも、恐れ慎むことを忘れず、真理の前に敬虔であれと申し添えるアンビバランスとも見える要求は、皆様に対する大きすぎる期待からの言葉とご理解頂きたいと

思います。来るべき社会をリードし得る真に優れた女性研究者、指導者を送り出すことが本学の使命であってみれば、皆様への期待は大きいのです。

とは言え、冒頭で触れたように、女性である皆様の前には、予測を越えて、一直線に進むことを許さない様々な事態が発生することもあると思われます。そんな時は、肩の力を抜いてしなやかに対処することを覚えてください。しなやかに、ただし、粘り強く、もし、長距離レースにより耐えやすいのが女性の特色の一つとされるのなら、その特色が最大に発揮できる環境作りを、ご一緒に考えていきたいと願っています。

では、よい研究生活のスタートを祝い、その成果に期待しつつ、もう一度、「おめでとう」と申し上げて、私の祝辞を結びたいと思います。  
「本日は、まことにおめでとうございました」

## 学 内 規 則

○平成13年お茶の水女子大学規則第22号

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

### お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規

お茶の水女子大学奨学基金運営内規（昭和41年1月8日制定）の取扱いを次のように改正する。

第3条第2項の規定にかかわらず、池田摩耶子記念奨学基金及び池田重記念奨学基金にあつては、利子が奨学金の資に充てるのに不十分な場合は、当分の間その基金の一部を奨学金に充当することができるものとする。

### 附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第23号

お茶の水女子大学副学長設置等に伴う関係規程等の整理に関する規程を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

### お茶の水女子大学副学長設置等に伴う関係規程等の整理に関する規程

(お茶の水女子大学運営諮問会議に関する規程の一部改正)

第1条 お茶の水女子大学運営諮問会議に関する規程(平成12年1月26日制定)の一部を次のように改正する。

第4条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第8条中「庶務課」を「企画広報室」に改める。

(お茶の水女子大学評議会規則の一部改正)

第2条 お茶の水女子大学評議会規則(平成12年2月22日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号から第7号までを一号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の一号を加える。

二 副学長

同項第8号中「4人」を「2人」に改める。

第3条第1項中「第5号から第7号」を「第6号から第8号」に改める。

第4条中「第4号から第7号」を「第2号及び第5号から第8号」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第11条中「及び生活環境研究センター長」を「、生活環境研究センター長及び留学生センター長」に改める。

第13条中「庶務課」を「総務課」に改める。

(お茶の水女子大学評議会規則第2条第7号に規定する評議員に関する申合せの一部改正)

第3条 お茶の水女子大学評議会規則第2条第7号に規定する評議員に関する申合せ(平成12年2月22日評議会決定)の一部を次のように改める。

題名及び本文中「第7号」を「第8号」に改め、本文中「当分の間、学長補佐、」を削る。

(お茶の水女子大学評議会運営規程の一部改正)

第4条 お茶の水女子大学評議会運営規程(平成12年2月22日制定)の一部を次のように改める。

第6条中「庶務課」を「総務課」に改める。

(お茶の水女子大学学長補佐体制に関する申合せの一部改正)

第5条 お茶の水女子大学学長補佐体制に関する申合せ(平成12年1月26日評議会決定)の一部を次のように改める。

第2条第1項第2号中「学長補佐」を「副学長」に改める。

(お茶の水女子大学教授会規の一部改正)

第6条 お茶の水女子大学教授会規程(平成12年2月22日制定)の一部を次のように改める。

第11条中「学部等の事務部又は事務室」を「研究科・学部事務部」に改める。

(お茶の水女子大学部局長会議規程の一部改正)

第7条 お茶の水女子大学部局長会議規程(平成12年1月26日制定)の一部を次のように改める。

第2条第1項第2号を次のように改める。

## 二 副学長

第6条中「庶務課」を「総務課」に改める。

(お茶の水女子大学将来構想検討委員会規程の一部改正)

第8条 お茶の水女子大学将来構想検討委員会（平成13年2月28日制定）の一部を次のように改める。

第3条第1項第2号を次のように改める。

## 二 副学長

第10条中「庶務課」を「企画広報室」に改める。

(お茶の水女子大学大学評価委員会規程の一部改正)

第9条 お茶の水女子大学大学評価委員会規程（平成12年9月27日制定）の一部を次のように改める。

第2条第1項第1号を次のように改める。

## 一 副学長

同項第5号を次のように改める。

## 五 総務課長

第9条中「学長補佐」を「副学長（研究・企画担当）」に改める。

第13条中「庶務課」を「企画広報室」に改める。

(お茶の水女子大学予算委員会規程の一部改正)

第10条 お茶の水女子大学予算委員会規程（昭和34年12月23日制定）の一部を次のように改める。

第3条第1項第1号を次のように改める。

## 一 副学長

同項第8号から第11号を一号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の一号を加える。

## 八 留学生センター長

同条第2項中「第5号、第8号及び第9号」を「第5号、第9号及び第10号」に改める。

第4条中「第1項第8号及び第9号」を「第1項第9号及び第10号」に改める。

第5条中「学長補佐」を「副学長（研究・企画担当）」に改める。

(お茶の水女子大学施設計画委員会規程の一部改正)

第11条 お茶の水女子大学施設計画委員会規程（昭和41年2月9日制定）の一部を次のように改める。

第3条第1項第2号を次のように改める。

## 二 副学長

同項第12号を一号繰り下げ、第11号の次に次の一号を加える。

## 十二 留学生センター長

(お茶の水女子大学学務委員会規程の一部改正)

第12条 お茶の水女子大学学務委員会規程（平成5年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

## 一 副学長（教育・厚生補導担当）

第5条第2項中「学長補佐」を「副学長（教育・厚生補導担当）」に改める。

第10条中「各学部事務長」を「研究科・学部事務長」に改める。

(お茶の水女子大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程の一部改正)

第13条 お茶の水女子大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（平成12年9月27日制定）の一部を次のように制定する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

## 一 副学長

第5条中「学長補佐」を「副学長（教育・厚生補導担当）」に改める。

(お茶の水女子大学発明委員会規程の一部改正)

第14条 お茶の水女子大学発明委員会規程（昭和55年3月19日制定）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「庶務課長」を「研究協力室長」に改める。

同条第2項中「庶務は、庶務課が行う。」を「事務は、研究協力室が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学組換えDNA実験安全管理規則の一部改正)

第15条 お茶の水女子大学組換えDNA実験安全管理規則（昭和62年11月25日制定）の一部を次のように改正する。

本文、別表、別紙及び別紙様式中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第12条中「文部省」を「文部科学省」に改める。

(お茶の水女子大学組換えDNA実験安全委員会規程の一部改正の一部改正)

第16条 お茶の水女子大学組換えDNA実験安全委員会規程（昭和62年11月25日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号を次のように改める。

#### 六 研究科・学部事務長

第8条中「庶務課において処理する。」を「研究協力室が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学毒物劇物管理規則の一部改正)

第17条 お茶の水女子大学毒物劇物管理規則（平成11年3月25日制定）の一部を改正する規程を次のように定める。

第2条第1項第2号中「学生部、」を削り、「生活環境研究センター、」の次に「留学生センター、」を加える。

別記第2（第7条関係）の注) 第2項中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

(お茶の水女子大学核燃料物質計量管理規程の一部改正)

第18条 お茶の水女子大学核燃料物質計量管理規程（平成12年5月24日制定）の一部を次のように改正する。

第9条中「科学技术庁長官」を「文部科学大臣」に改める。

(お茶の水女子大学における民間機関等との共同研究取扱規程の一部改正)

第19条 お茶の水女子大学における民間機関等との共同研究取扱規程（平成7年5月24日制定）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「文部省」を「文部科学省」に改める。

第8条第2項中「文部省学術国際局長」を「文部科学省研究振興局長」に改める。

別紙様式第2号中「文部省」を「文部科学省」に改める。

(お茶の水女子大学共同研究委員会規程の一部改正)

第20条 お茶の水女子大学共同研究委員会規程（平成7年5月24日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

#### 一 副学長（研究・企画担当）

第4条中「学長補佐」を「副学長（研究・企画担当）」に改める。

第6条中「庶務課において処理する。」を「研究協力室が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学スペース・コラボレーション・システム運営委員会規程の一部改正)

第21条 お茶の水女子大学スペース・コラボレーション・システム運営委員会規程（平成10年4月22日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号を次のように改める。

#### 四 研究協力室長

第8条中「庶務課において処理する。」を「研究協力室が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学大学資料委員会規程の一部改正)

- 第22条 お茶の水女子大学大学資料委員会規程（平成8年5月22日制定）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「庶務課及び附属図書館」を「総務課及び附属図書館」に改める。  
(お茶の水女子大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針の一部改正)
- 第23条 お茶の水女子大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針（平成11年2月23日制定）の一部を次のように改正する。
- 第4項第1号中「学長補佐」を「副学長（研究・企画担当）」に改める。  
第7中「庶務課」を「総務課」に改める。  
(お茶の水女子大学ホームページ運営委員会要項の一部改正)
- 第24条 お茶の水女子大学ホームページ運営委員会要項（平成11年9月22日制定）の一部を次のように改正する。
- 第3条第1項第3号中「生活環境研究センター」の次に「、留学生センター」を加え、同項第5号中「、学生部」を削る。
- 第7条中「庶務課において行う。」を「企画広報室が行う。」に改める。  
(お茶の水女子大学学長選考規程実施細則の一部改正)
- 第25条 お茶の水女子大学学長選考規程実施細則（昭和47年11月8日制定）の一部を次のように改正する。
- 第20条中「庶務課」を「総務課」に改める。  
(お茶の水女子大学大学院人間文化研究科長候補者選考規程の一部改正)
- 第26条 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科長候補者選考規程（昭和51年6月23日制定）の一部を次のように改正する。
- 第8条中「庶務課」を「研究科・学部事務部」に改める。  
(お茶の水女子大学附属図書館長候補者選考規程の一部改正)
- 第27条 お茶の水女子大学附属図書館長候補者選考規程（昭和28年10月14日制定）の一部を次のように改正する。
- 第8条第2項中「庶務課」を「総務課」に改める。  
(お茶の水女子大学附属学校部長選考規程の一部改正)
- 第28条 お茶の水女子大学附属学校部長選考規程（昭和55年4月1日制定）の一部を次のように改正する。
- 第7条中「庶務課」を「総務課」に改める。  
(お茶の水女子大学リサーチアシスタントに関する実施要領の一部改正)
- 第29条 お茶の水女子大学リサーチアシスタントに関する実施要項（平成8年9月26日制定）の一部を次のように改正する。
- 第1中「及びジェンダー研究センター」を「、ジェンダー研究センター及び留学生センター」に改める。  
(お茶の水女子大学名誉教授に関する規程の一部改正)
- 第30条 お茶の水女子大学名誉教授に関する規程（昭和27年3月12日制定）の一部を次のように改正する。
- 第5条中「生活環境研究センター」の次に「、留学生センター」を加える。  
(お茶の水女子大学永年勤続者表彰規程の一部改正)
- 第31条 お茶の水女子大学永年勤続者表彰規程（昭和60年10月23日制定）の一部を次のように改正する。
- 第2条中「文部教官」を「文部科学教官」に改める。  
(お茶の水女子大学永年勤続者表彰取扱規程取扱要項の一部改正)
- 第32条 お茶の水女子大学永年勤続者表彰取扱規程取扱要項（昭和60年10月23日制定）の一部を次のように改正する。
- 第1項第3号中「文部省設置法」を「文部科学省設置法」に改める。  
(お茶の水女子大学健康管理規程の一部改正)

第33条 お茶の水女子大学健康安全管理規程（昭和52年5月25日制定）の一部を次のように改める。

第2条中「、学生部」を削り、「ジェンダー研究センター、」の次に「留学生センター、」を加える。

別表を次のように改める。

別表1

健康管理者、安全管理者、健康管理担当者、安全管理担当者

区分	健康管理者	安全管理者	健康管理担当者	安全管理担当者	備考
本 部	総務課長	会計課長	総務課 職員係長	会計課 総務係長	
文教育学部	研究科・学 部事務長	研究科・学 部事務長	総務係長	総務係長	
理 学 部	研究科・学 部事務長	研究科・学 部事務長	総務係長	総務係長	
生活科学部	研究科・学 部事務長	研究科・学 部事務長	総務係長	総務係長	
大学院人間 文化研究科	研究科・学 部事務長	研究科・学 部事務長	総務係長	総務係長	
附属図書館	事務長	事務長	総務係長	総務係長	
生活環境 研究センター	研究協力室 長	研究協力室 長	研究協力 係長	研究協力 係長	
ジェンダー 研究センター	研究協力室 長	研究協力室 長	研究協力 係長	研究協力 係長	
留学生 センター	留学生課長	留学生課長	留学生係長	留学生係長	
附属小学校	附属学校部 事務室長	附属学校部 事務室長	総務課 校係	総務課 校係	
附属中学校	附属学校部 事務室長	附属学校部 事務室長	総務課 校係	総務課 校係	
附属 高等学校	附属学校部 事務室長	附属学校部 事務室長	総務課 校係	総務課 校係	
附属幼稚園	附属学校部 事務室長	附属学校部 事務室長	総務課 校係	総務課 校係	

別記様式第3号及び別記様式第5号中、「庶務課長」を「総務課長」に改める。

（お茶の水女子大学防災規則の一部改正）

第34条 お茶の水女子大学防災規則（昭和61年3月18日制定）の一部を次のように改正する。

第2条中「、学生部」を削り、「文教育学部」の次に「（留学生センターを含む。）」を加える。

第7条第1項第6号を削り、第2号から第5号までを一号ずつ繰り下げる。

同項第1号の次に次の一号を加える。

二 副学長

同項第9号中「及び学生部の各課長」を「の各課長及び各室長」に改める。

別表第1「部局等」の項中「学生部」を削り、「防災隊」の項「副隊長」の項「本部」の欄中「庶務課長 会計課長」を「総務課長 会計課長」に改め、同項「第1」から「第3」の欄を次のように改める。

研究科・学 部事務長
専門職員
専門職員

同別表「防火管理者」の項中「学生課長 厚生係長」を「学生課長 専門職員」に改める。

別表第2「班及び班長」及び「担当係」の項を次のように改める。

班及び班長	担当係
隊長 事務局長	
副隊長 総務課長 会計課長	
通報連絡班 総務課 課長補佐	○総務係 人職員 事務係 係員
消化班 会計課 課長補佐	○総務係 用司 度計 係員
警備班 学務課長 留学生課長	○学務課 専門職員 教務係 留学生係
避難誘導班 入試課長	○会・総務係 入試第一係 入試第二係 出納係
搬出輸送班 附属図書館 事務長	○図・総務係 法規庫 車
救護班 学生課長	○学生課 専門職員 情報管理係 情報サービス システム係
給食班 学生課 専門員	○学生係 学生課 専門職員
施設班 施設課長	○設備係 企画係 工営第一係 工営第二係

同別表第2注) 1中「係長」を「専門職員又は係長」に、4中「事務局：通報連

絡班」を「事務局：通報連絡班、給食班」に改め、「学生部：給食班」を削る。

別表第3「編成及び担当」の項「副本部長」の欄中「事務局長 学生部長 附属学校部長」を「事務局長 副学長（教育・厚生補導担当） 附属学校部長」に、同項「本部付」の欄「涉外交渉 施設」の欄中「庶務課長 会計課長 施設課長」を「総務課長 会計課長 施設課長」に改める。

（お茶の水女子大学消防計画の一部改正）

第35条 お茶の水女子大学消防計画（昭和61年3月18日制定）の一部を次のように改正する。

別表第3中「庶務課長」を「総務課長」に改め、別表第5中「庶務課長」を「総務課長」に、「学生部長」を「副学長（教育・厚生補導担当）」に改める。

（お茶の水女子大学共用体育施設等管理運営規則の一部改正）

第36条 お茶の水女子大学共用体育施設等管理運営規則（昭和59年5月23日制定）の一部を次のように改正する。

第3条の表「管理を行う部局」の項中「学生部（学生課）」を「事務局（学生課）」に改める。

第7条第1項第1号を次のように改める。

一 副学長（教育・厚生補導担当）

第9条第1項中「学長補佐」を「副学長（教育・厚生補導担当）」に改める。

（お茶の水女子大学水泳プール使用規程の一部改正）

第37条 お茶の水女子大学水泳プール使用規程（昭和59年5月23日制定）の一部を次のように改める。

第9条中「学生部長」を「副学長（教育・厚生補導担当）」に改める。

（お茶の水女子大学私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員及び公立大学研修員規程の一部改正）

第38条 お茶の水女子大学私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員及び公立大学研修員規程（昭和39年12月23日制定）の一部を次のように改める。

第4条中「文部省大学局長」を「文部科学省高等教育局長」に改める。

（お茶の水女子大学受託研究員受入規程の一部改正）

第39条 お茶の水女子大学受託研究員受入規程（平成元年6月28日制定）の一部を次のように改正する。

第5条中「文部省」を「文部科学省」に改める。

別表中「区分」の項中「通商産業省工業技術院「工業技術院派遣研究員規程」による受託研究員」を「経済産業省産業技術総合研究所「産業技術総合研究所派遣研究員規程」による受託研究員」に、同項中「科学技術庁「国立試験研究機関等に従事する研究職員のための国内留学制度」による受託研究員」を「文部科学省「国立試験研究機関等に従事する研究職員のための国内留学制度」による受託研究員」に改める。

「委託者」の項中「科学技術庁科学技術振興局長」を「文部科学省科学技術・学術政策局長」に改める。

（お茶の水女子大学外国人受託研修員受入規程の一部改正）

第40条 お茶の水女子大学外国人受託研修員受入規程（平成10年9月24日制定）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び生活環境研究センター」を「、生活環境研究センター及び留学生センター」に改める。

第6条中「文部省学術国際局長」を「文部科学省研究振興局長」に改める。

（お茶の水女子大学国連大学派遣研究員規程の一部改正）

第41条 お茶の水女子大学国連大学派遣研究員規程（平成10年9月24日制定）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び生活環境研究センター」を「、生活環境研究センター及び留学生センター」に改める。

第3条、第4条及び第11条中「文部省学術国際局長」を「文部科学省研究振興局長」に改める。

(お茶の水女子大学公開講座委員会規程の一部改正)

第42条 お茶の水女子大学公開講座委員会規程(昭和56年12月16日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

一 副学長(研究・企画担当)

第5条第1項中「学長補佐」を「副学長(教育・厚生補導担当)」に改める。

第8条中「学務課長及び各学部事務長」を「企画広報室長及び研究科・学部事務長」に改める。

同条第2項中「学務課において処理する。」を「企画広報室が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学学生委員会規程の一部改正)

第43条 お茶の水女子大学学生委員会規程(平成5年2月24日制定)の一部を次のように改める。

第3条第1項第1号を次のように改める。

一 副学長(教育・厚生補導担当)

第5条第2項中「学長補佐」を「副学長(教育・厚生補導担当)」に改める。

(お茶の水女子大学学生相談室規程の一部改正)

第44条 お茶の水女子大学学生相談室規程(平成12年7月26日制定)の一部を次のように改める。

第5条第2項中「学生部長」を「副学長(教育・厚生補導担当)」に改める。

(お茶の水女子大学学生会館規則の一部改正)

第45条 お茶の水女子大学学生会館規則(昭和53年2月22日制定)の一部を次のように改める。

第3条中「学生部長」を「副学長(教育・厚生補導担当)」に改める。

(お茶の水女子大学課外活動共用施設管理運営規則の一部改正)

第46条 お茶の水女子大学課外活動共用施設管理運営規則(昭和60年2月28日制定)の一部を次のように改める。

第3条、第4条第1項第2号、第6条第3項、第8条第1項、同条第2項及び第15条中「学生部長」を「副学長(教育・厚生補導担当)」に改める。

(お茶の水女子大学小石川寮規程の一部改正)

第47条 お茶の水女子大学小石川寮規程(平成5年2月24日)の一部を次のように改正する。

第4条及び第19条中「学生部長」を「副学長(教育・厚生補導担当)」に改める。

(お茶の水女子大学学生準則の一部改正)

第48条 お茶の水女子大学学生準則(昭和35年4月10日制定)の一部を次のように改正する。

第1条、第2条及び第4条中「学生部長」を「副学長(教育・厚生補導担当)」に改める。

(お茶の水女子大学大学院外国人留学生規程の一部改正)

第49条 お茶の水女子大学大学院外国人留学生規程(平成6年11月24日制定)の一部を次のように改正する。

第7条中「文部大臣の選定に基づき」を「文部科学大臣の選定に基づき」に改める。

第9条及び第10条第2項中「文部省」を「文部科学省」に改める。

(お茶の水女子大学大学院研究科委員会規程の一部改正)

- 第50条 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科委員会規程（昭和39年4月22日制定）の一部を次のように改正する。  
第11条第2項中「学部事務長」を「研究科・学部事務長」に改める。  
(お茶の水女子大学大学院人間文化研究科代議員会規程の一部改正)
- 第51条 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科代議員会規程（平成12年3月27日制定）の一部を次のように改正する。  
第12条中「庶務課」を「研究科・学部事務部」に改める。  
(お茶の水女子大学保健管理センター規程の一部改正)
- 第52条 お茶の水女子大学保健管理センター規程（昭和47年7月12日制定）の一部を次のように改正する。  
第8条中「庶務課」を「総務課」に改める。  
(お茶の水女子大学保健管理センター運営委員会規程の一部改正)
- 第53条 お茶の水女子大学保健管理センター運営委員会規程（平成5年2月24日制定）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項第7号を次のように改める。  
七 副学長（教育・厚生補導担当）  
(お茶の水女子大学理学部附属臨海実験所運営委員会規程の一部改正)
- 第54条 お茶の水女子大学理学部附属臨海実験所運営委員会規程（昭和45年5月13日制定）の一部を次のように改正する。  
第9条中「理学部事務長」を「研究科・学部事務長」に改める。  
(お茶の水女子大学理学部ラジオアイソトープ実験室規程の一部改正)
- 第55条 お茶の水女子大学理学部ラジオアイソトープ実験室規程（昭和45年10月28日制定）の一部を次のように改正する。  
第6条第2項中「理学部事務部で行う。」を「研究科・学部事務部が行う。」に改める。  
(お茶の水女子大学理学部ラジオアイソトープ実験室運営委員会規程の一部改正)
- 第56条 お茶の水女子大学理学部ラジオアイソトープ実験室運営委員会規程（昭和45年10月28日制定）の一部を次のように改める。  
第8条の見出し及び第1項を次のように改め、同条第2項を削る。  
(事務)  
第8条 委員会の事務は、研究科・学部事務部が行う。  
(お茶の水女子大学理学部極低温実験室規程の一部改正)
- 第57条 お茶の水女子大学理学部極低温実験室規程（昭和45年10月28日制定）の一部を次のように改める。  
第6条第2項中「理学部事務部で行う。」を「研究科・学部事務部が行う。」に改める。  
(お茶の水女子大学理学部極低温実験室運営委員会規程の一部改正)
- 第58条 お茶の水女子大学理学部極低温実験室運営委員会規程（昭和47年2月9日制定）の一部を次のように改める。  
第8条の見出し及び第1項を次のように改め、同条第2項を削る。  
(事務)  
第8条 委員会の事務は、研究科・学部事務部が行う。  
(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター規則の一部改正)
- 第59条 お茶の水女子大学ジェンダー研究センター規則（平成8年4月24日制定）の一部を次のように改める。  
第11条中「当分の間、庶務課において処理する。」を「研究協力室が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学センター運営委員会規程の一部改正)

第60条 お茶の水女子大学センター運営委員会規程（平成12年2月22日制定）の一部を次のように改める。

第11条中「当分の間、庶務課が行う。」を「研究協力室が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学生活環境研究センター規則の一部改正)

第61条 お茶の水女子大学生活環境研究センター規則（昭和55年4月23日制定）の一部を次のように改める。

第12条中「当分の間、庶務課において処理する。」を「研究協力室が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会規程の一部改正)

第62条 お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会規程（平成12年2月22日制定）の一部を次のように改める。

第11条中「当分の間、庶務課が行う。」を「研究協力室が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学情報処理センター規程の一部改正)

第63条 お茶の水女子大学情報処理センター規程（昭和63年7月13日制定）の一部を次のように改める。

第8条中「当分の間、理学部事務部において処理する。」を「研究協力室が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学情報処理センター運営委員会規程の一部改正)

第64条 お茶の水女子大学情報処理センター運営委員会規程（昭和63年7月13日制定）の一部を次のように改める。

第8条中「当分の間、理学部事務部において処理する。」を「研究協力室が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学共通機器センター規程の一部改正)

第65条 お茶の水女子大学共通機器センター規程（平成6年11月24日制定）の一部を次のように改める。

第9条中「庶務課において処理する。」を「研究協力室が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学共通機器センター運営委員会規程の一部改正)

第66条 お茶の水女子大学共通機器センター運営委員会規程（平成6年11月24日制定）の一部を次のように改める。

第8条中「庶務課において処理する。」を「研究協力室が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学国際交流委員会規程の一部改正)

第67条 お茶の水女子大学国際交流委員会規程（平成5年1月27日制定）の一部を次のように改める。

第8条中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

第9条中「庶務課」を「総務課」に改める。

## 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第15条、第18条、第19条、第31条、第32条、第38条、第39条、第40条、第41条及び第49条中省庁改編に伴う条項の改正にあつては、平成13年1月6日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第24号

お茶の水女子大学学長補佐設置に関する申合せを廃止する申合せを次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

#### お茶の水女子大学学長補佐設置に関する申合せを廃止する申合せ

お茶の水女子大学学長補佐設置に関する申合せ（平成11年1月27日制定）は廃止する。

#### 附 則

この申合せは、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第25号

お茶の水女子大学学生部長候補者選考規程を廃止する規程を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

### お茶の水女子大学学生部長候補者選考規程を廃止する規程

お茶の水女子大学学生部長候補者選考規程（昭和54年10月24日制定）は廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第26号

お茶の水女子大学大学院学則の一部を改正する学則を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

### お茶の水女子大学大学院学則の一部を改正する学則

お茶の水女子大学大学院学則（昭和38年4月24日制定）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

#### （入学の時期）

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学の場合は、学期の始めとすることができます。

第19条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

### 附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第19条の省庁改編に伴う条項の改正にあつては、平成13年1月6日から適用する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第27号

お茶の水女子大学学位規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

### お茶の水女子大学学位規則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学学位規則（昭和38年4月24日制定）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「専任講師」の次に「又は外部審査委員」を加える。

### 附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第28号

お茶の水女子大学附属図書館利用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

お茶の水女子大学附属図書館利用規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学附属図書館利用規程（昭和35年2月10日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「の許可を得た者」を「が許可する者」に改める。

第5条第1項中「第1号から第4号に掲げる者及び同条第5号」を「第1号及び第3号から第5号」に改める。

同条第2項中「利用者が」を「利用者カードは」に、「時は、利用者カードを閲覧カウンターに提出する。」を「とき並びに図書の館外帶出のときに使用する。」に改める。

同条第2項の次に次の二項を加える。

3 第2条第2号に掲げる者のうち、本学の学部及び大学院に在籍する学生については、学生証をもつて利用者カードに代える。

第7条第1項中「利用者カード」を「利用者カード又は学生証」に改める。

第10条の表を下記のとおり改める。

区分	帯出冊数	帯出期間
職員・名誉教授	10冊	2か月
大学院学生・学部(4年)学生	10冊	1か月
学部(1~3年)学生・附属高等学校生徒	5冊	2週間
その他館長が許可する者(元教職員)	10冊	1か月
その他館長が許可する者(その他の者)	5冊	2週間

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第29号

お茶の水女子大学附属図書館文献複写料金徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

お茶の水女子大学附属図書館文献複写料金徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学附属図書館文献複写料金徴収猶予取扱規程（平成2年3月28日制定）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1中「（機関名）」を「機関名」に改め、「（機関の長）印」を削る。

別紙様式第2中「お茶の水女子大学長」を次のように改める。

「お茶の水女子大学長  
(氏名)」

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第30号

お茶の水女子大学生活科学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

お茶の水女子大学生活科学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学生活科学部の講座及び授業科目に関する規程（平成5年3月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1講座の欄中「△人間科学」を「△人類科学」に、授業科目の欄中「\*人間科学入門 2」を「\*人類科学入門 2」に、「人間科学演習 4」を「人類科学演習 4」に改める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第31号

お茶の水女子大学生活科学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

### お茶の水女子大学生活科学部履修規程の一部改正する規程

お茶の水女子大学生活科学部履修規程（平成5年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1備考5の表「生活環境学科」の項中「人間科学講座」を「人類科学講座」に改める。

同表「科目名」の項「生活環境学科共通科目」の欄中「人間科学入門」を「人類科学入門」に改める。

#### 別表第2生活環境学科の項

◎専門科目の欄「●人間科学講座専攻科目（必修）|36|」を「●人類科学講座専攻科目（必修）|36|」に、「●人間科学講座専攻科目（選択）|24|」を「●人類科学講座専攻科目（選択）|24|」に、「●学科共通科目|12|」の欄中「人間科学入門|2|」を「人類科学入門|2|」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度入学者から適用する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第32号

お茶の水女子大学入学試験委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

### お茶の水女子大学入学試験委員会規程の一部改正する規程

お茶の水女子大学入学試験委員会規程（昭和36年11月8日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

お茶の水女子大学学部入試実施委員会規程

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 この規程は、お茶の水女子大学入学試験委員会規程第5条第1項第1号の規定に基づき、お茶の水女子大学学部入試実施委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

第2条を次のように改める。

（審議事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 一般選抜入学試験、特別選抜入学試験、第3年次編入学試験及び大学入試センター試験の実施等に関する事項

二 入学試験の個別学力検査の出題等に関する事項

三 入学試験成績の電算処理及び資料の作成等に関する事項

第3条第1項第1号を下記のとおり改め、第2号を削り、第3号から第5号までを一号ずつ繰り上げる。

一 副学長（教育・厚生補導担当）

同条第2項中「入学者選抜試験」を「入学試験の」に、同条第3項中「第4号」を「第3号」に改める。

第4条第1項中「第4号」を「第3号」に改める。

第5条第2項中「学長」を「副学長（教育・厚生補導担当）」に、「学長補佐」を「各学部長」に改める。

同条第4項中「事故あるときはその職務を代行する。」を「事故があるときはその職務を代理する。」に改める。

第6条の見出し及び同条中「専門委員会」を「専門部会」に改める。

第7条を下記のように改める。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め意見を聴くことができる。

第8条第1項中「各学部事務長」を「研究科・学部事務長」に、同条第3項中「において行う。」を「が行う。」に改める。

### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第33号

お茶の水女子大学入学試験委員会規程を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

## お茶の水女子大学入学試験委員会規程

### (設置)

第1条 お茶の水女子大学にお茶の水女子大学入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は、学部及び大学院の入学試験に関し、特に重要な事項を審議する。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

一 学長

二 副学長

三 各学部長

四 大学院人間文化研究科長

五 事務局長

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもつて充て、副委員長は副学長（教育・厚生補導担当）をもつて充てる。

3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (入試に関する各種委員会)

第5条 委員会は、その総括の下に、次の各号に掲げる各種委員会を置く。

一 学部入試実施委員会

二 入学者選抜方法研究委員会

三 大学院入試委員会

2 前項に規定する委員会の任務、組織及び運営については、各種委員会が別に定める。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め意見を聴くことができる。

### (幹事及び事務)

第7条 委員会に幹事を置き、入試課長及び研究科・学部事務長をもつて充てる。

2 幹事は、委員長の命を受け、委員会の事務を処理する。

3 委員会の事務は、入試課が行う。

### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第34号

お茶の水女子大学大学院入試委員会規程を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

## お茶の水女子大学大学院入試委員会規程

### (設置)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学入学試験委員会規程第5条第1項第3号の規定に基づき、お茶の水女子大学大学院入試委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 委員会は、大学院の入学試験の実施及び大学院の入学者選抜方法に関する事項について審議する。

### (専門委員会)

第3条 委員会に、大学院人間文化研究科博士前期課程入試委員会（以下「博士前期課程入試委員会」という。）及び大学院人間文化研究科後期課程入試委員会（以下「博士後期課程入試委員会」という。）を置く。

### (組織)

第4条 博士前期課程入試委員会及び博士後期課程入試委員会は、それぞれ次の各項に掲げる委員をもつて組織する。

#### 2 博士前期課程入試委員会

一 副学長（教育・厚生補導担当）

二 大学院人間文化研究科長

三 評議会から選出された評議員1人

四 博士前期課程各専攻から選出された教官各1人。ただし、発達社会科学専攻及びライフサイエンス専攻にあっては当該専攻の教官各2人

#### 3 博士後期課程入試委員会

一 副学長（教育・厚生補導担当）

二 大学院人間文化研究科長

三 評議会から選出された評議員1人

四 博士後期課程各専攻から選出された教官各2人

#### 4 博士前期課程入試委員会及び博士後期課程入試委員会は、必要がある場合には前2項に掲げる委員のほか、若干人の委員を加えることができる。

#### 5 第2項第4号、第3項第4号及び前項の委員は、学長が任命する。

### (任期)

第5条 前条第2項第4号及び第3項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となつた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第4項の委員の任期は、その都度定める。

### (委員長及び副委員長)

第6条 博士前期課程入試委員会及び博士後期課程入試委員会に、それぞれ委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副学長（教育・厚生補導担当）をもつて充て、副委員長は大学院人間文化研究科長をもつて充てる。

3 委員長は、博士前期課程入試委員会及び博士後期課程入試委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第7条 博士前期課程入試委員会及び博士後期課程入試委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め意見を聞くことができる。

(幹事及び事務)

第8条 委員会に幹事を置き、入試課長及び研究科・学部事務長をもつて充てる。

2 幹事は、委員長の命を受け、委員会の事務を処理する。

3 委員会の事務は、入試課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第35号

お茶の水女子大学入学者選抜方法研究委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

### お茶の水女子大学入学者選抜方法研究委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大入学者選抜方法研究委員会規程（昭和57年9月29日制定）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 この規程は、お茶の水女子大学入学試験委員会規程第5条第1項第2号の規定に基づき、お茶の水女子大学入学者選抜方法研究委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

第3条第1項第1号を次のように改める。

一 副学長（教育・厚生補導担当）

第5条第2項中「学長補佐」を「副学長（教育・厚生補導担当）」に改め、同条第5項中「事故あるときはその職務を代行する。」を「事故があるときはその職務を代理する。」に改める。

第8条中「認めた場合は、委員以外の者の出席を求めて、その」を「認めたときは、委員以外の者に出席を求め」に改める。

第9条第1項中「各学部事務長」を「研究科・学部事務長」に、同条第2項中「において処理する。」を「が行う。」に改める。

### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第36号

お茶の水女子大学広報委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

### お茶の水女子大学広報委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学広報委員会規程（平成12年9月27日制定）の一部を改正する規程を次のように定める。

第2条第1項第1号を次のように改める。

一 副学長

同項第6号を次のように改める。

六 企画広報室長

第5条第1項中「学長補佐」を「副学長（研究・企画担当）」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の二条を加える。

（専門委員会）

第9条 委員会に、広報活動に関する専門の事項を審議するため、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第10条を下記のように改める。

（事務）

第10条 委員会の事務は、企画広報室が行う。

### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第37号

お茶の水女子大学生物医学的研究の倫理特別委員会規程を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

## お茶の水女子大学生物医学的研究の倫理特別委員会規程

### (設置)

第1条 お茶の水女子大学（以下「本学」という。）に、本学の教官等が人間を対象とした生物医学的研究を行う場合において、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿つた倫理的配慮を図るため、お茶の水女子大学生物医学的研究の倫理特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は、本学で行われる研究等に関し、申請者から提出された実施計画等を、倫理的及び社会的な観点から審査する。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 自然科学系の教授又は助教授2人
- 二 人文・社会科学系の教授又は助教授2人
- 三 医師免許を有する教授又は助教授2人
- 四 その他学長が必要と認めた者

### (任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となつた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条の委員のうちから委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長にやむを得ない事故があるときは、委員長が指名した者がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の成立には委員の3分の2以上の出席を必要とする。

### (委員以外の者の出席)

第7条 委員会は必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

### (申請手続)

第8条 審査を申請しようとする者は、別紙様式第1の生物医学的研究の倫理審査申請書に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

### (判定)

第9条 審査の判定は、出席委員の3分の2以上の合意によるものとする。

2 委員が申請者である場合は、審査の判定に加わることができない。

### (審査結果)

第10条 委員長は、審査終了後速やかに審査の結果を、別紙様式2の審査結果通知書により申請者に判定の結果を通知しなければならない。

### (事務)

第11条 委員会の事務は、研究協力室が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会  
が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

別紙様式第1

生物医学的研究の倫理審査申請書

お茶の水女子大学  
生物医学的研究の倫理特別委員会委員長 殿

申請者  
所 属

官 職

氏 名 印

※受付番号	所属長の印	
1. 審査対象	実施計画	出版公表原稿
2. 課題名		
3. 主任研究者	官職	氏名
4. 分担研究者	官職	氏名
5. 研究の概要		
6. 研究等の対象及び実験場所		

- (注) 1. 審査対象は、いづれか一方に○を付すこと。  
2. 審査対象となる実施計画書又は出版公表原稿のコピーを添付すること。

## 7. 研究等における医学倫理的配慮について

- (1)研究等の対象とする個人の人権擁護
- (2)研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法
- (3)研究等によって生ずる個人への不利益並びに危険性及び医学上の貢献の予測
- (4)その他

別紙様式第2

審　查　結　果　通　知　書

通知番号 第　　号  
平成　年　月　日

申請者 殿

お茶の水女子大学  
生物医学的研究の倫理特別委員会委員長 印

受付番号 \_\_\_\_\_

課題名 \_\_\_\_\_

さきに申請のあつた上記課題に係る実施計画・出版公表原稿を、平成　年  
月　日の委員会で審査し、下記のとおり判定した。

記

判定	非該当	承認	条件付承認	変更の勧告	不承認
理由又は勧告					

○平成13年お茶の水女子大学規則第38号

お茶の水女子大学放射線障害防止規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

お茶の水女子大学放射線障害防止規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学放射線障害防止規程（昭和46年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

お茶の水女子大学放射線障害予防規程

第3条の2第1項第1号中「放射線障害防止規程」を「放射線障害予防規程」に改める。

第6条第1項第1号中「（別記様式第1号）」を、同条第2項中「別記様式第2号による」を削る。

同条第3項ただし書きを次のように改める。

ただし、放射線業務従事者登録申請書をもつて指定の期日までに継続の届出を行った登録者については、その届出を登録の申請とみなす。

第6条の次に次の二条を加える。

（実験責任者）

第6条の2 放射性同位元素等を使用する各研究室は、実験責任者を1名選出し、放射線取扱主任者に届け出なければならない。

2 実験責任者は、各研究室が所轄する業務従事者の登録、放射性同位元素の受入れ、使用の申請、保管、事故等の報告の業務全てを担当する。

3 実験責任者には教官が当たり、主任者、室長、室員会の長の放射線障害防止のための指示に従わなければならない。また、実験等の作業及びそれに関わる記帳等の責任を負うものとする。

第7条第2項第2号中「個人被ばく線量計」を「放射線測定器」に改め、同項3号中「喫煙」の次に「、化粧等」を加える。

同条第3項中「主任者の許可を受けて」を削る。

同条第3項の次に次の二項を加える。

4 一時的に立ち入る者は、実験、廃棄等の放射性同位元素を扱う行為を行つてはならない。また、管理区域立ち入りの目的等を一時立ち入り記録簿に記載し、実験責任者及び主任者の許可を受けなければならない。

第9条第2項中「使用に係る計画書」を「使用計画書」に改める。

第10条第1項中「放射性有機廃液の焼却に関する安全指針」を「液体シンチレータ廃液の焼却に関する安全管理について」に改める。

第11条第1項第3号中「被ばく線量当量」を「被ばく線量」に改める。

第13条第1項第1号口ただし書きを削り、同項第2号本文中「ハ」を「口」に改め、同号イを「問診」に、同号ハ中「白血球像」を「白血球百分率又はヘマトクリット値」に改める。

同項第3号中「第26条」を削る。

同条第2項第1号中「実効線量当量限度又は組織線量当量限度」を「実効線量又は等価線量限度」に改める。

同項第5号中「第1号口」を「第2号」に改め、「第26条第3項」を削り、「線量当量」を「実効線量」に、「線量当量値」を「実効線量値」に改める。

同条第3項中「第1号口」を「第2号」に改め、同条第3項第1号中「別記様式第3号」を削る。

第15条第1項第7号中「実効線量当量並びに組織線量当量」を「実効線量並びに等価線量」に改める。

第16条第2項中「科学技術庁長官又は運輸大臣」を「文部科学大臣又は国土交通大臣」に改める。

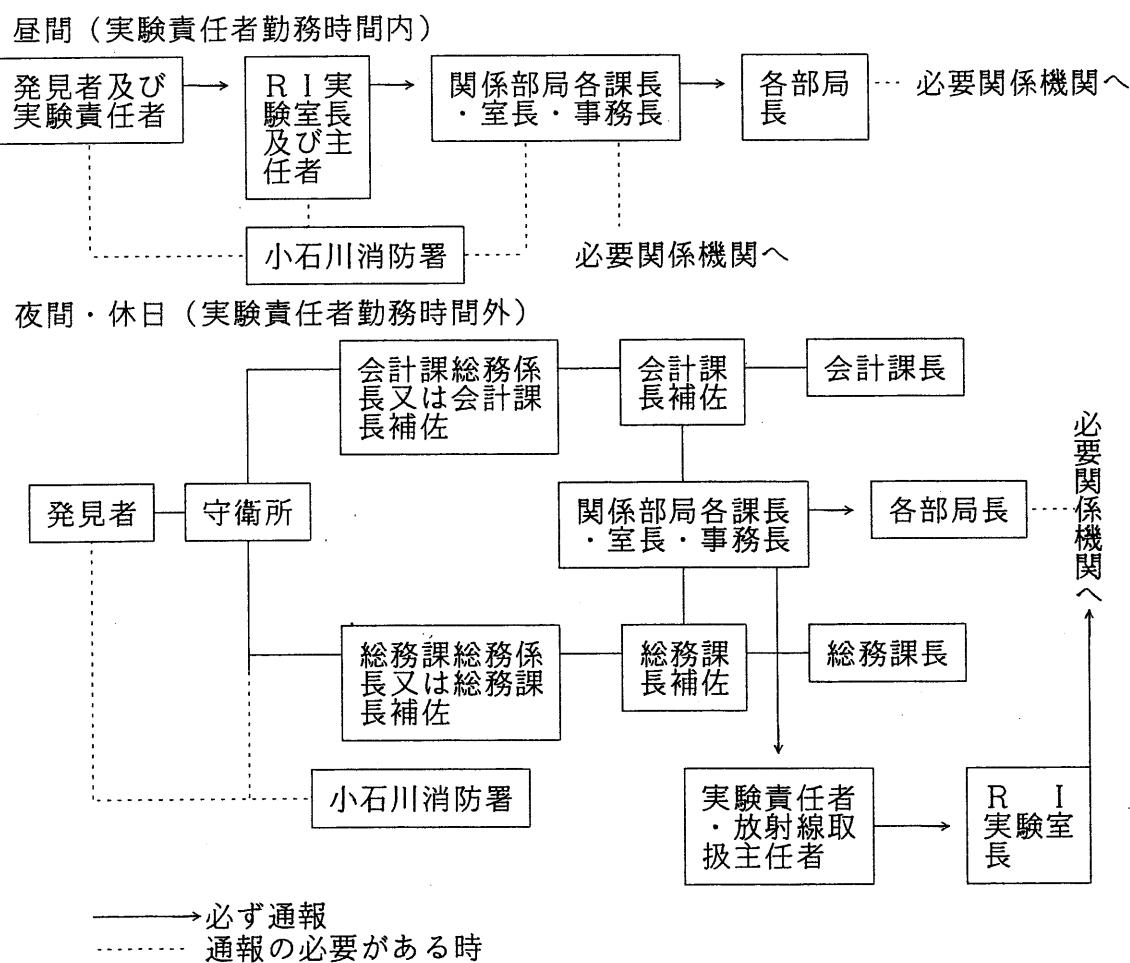
第16条の2中「あらかじめ指定された者」を「実験責任者及び管理区域責任者」に改める。

第17条中「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に、同条第1項第3号中「実効線量当量限度又は組織線量当量限度」を「実効線量限度又は等価線量限度」に改める。

別図1中「管理区域責任者」を「管理区域責任者・実験責任者」に改める。

別図2を下記のように改める。

別図2（第16条の2関係）



別表の次の「様式 略」を削る。

#### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第16条及び第17条の省庁改編に伴う条項の改正にあつては、平成13年1月6日から適用する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第39号

お茶の水女子大学放射線障害予防規程実施細則を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

## お茶の水女子大学放射線障害予防規程実施細則

### (目的)

第1条 この細則は、お茶の水女子大学放射線障害予防規程(以下「予防規程」という。)第18条の規定に基づき、お茶の水女子大学(以下「本学」という。)における放射線障害の防止に関し必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 放射線障害の防止に関する重要事項の基本方針を決定する組織は、理学部長を委員長としたR I 実験室運営委員会(以下「運営委員会」という。)である。

#### (予防規程別図1)

2 運営委員会での決定事項が伝えられ、実質的な運用を決定する組織は、R I 実験室員会である。

3 R I 実験室員は、各研究室の指導教官のうちR I 実験の責任者として登録した実験責任者のうち、R I 実験室長より推薦を受け、運営委員会で承認された者が室員となる。

4 実験責任者は、登録者の登録、放射性同位元素の購入受け入れ、使用、保管、廃棄、記帳等全てに責任をもつものとする。

5 放射線業務従事者(以下「従事者」という。)とは、(登録、健康診断、教育訓練)の項に定める全ての手続きを終了した者を指し、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「放射線障害防止法」という。)に準拠した以下の全ての事項を守らなければならない。

6 従事者及び実験責任者は、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)の指示に従い、放射線障害の防止に努めなければならない。不適切な行動がある場合は、登録を取り消す場合がある。

### (管理区域)

第3条 放射性同位元素の取扱は、管理区域に於いて行わなければならない。管理区域には所定の標識を設け、管理区域内外から何をする施設であるかが明確に分かるようにしなければならない。

2 管理区域には、管理区域責任者を置き、放射線障害防止法の定める技術上の基準に適合するよう維持管理に努めなければならない。

3 施設は、6ヶ月を超えない期間ごとに自主点検を行い、基準を満たしていることを確認しなければならない。不適合な個所については、適切な措置を講じこれを速やかに排除しなければならない。措置を講じることが不可能な場合は、管理区域内での放射線作業を全て中止しなければならない。

4 施設の自主点検の結果等は、「管理状況報告書(使用者)」をもつて、毎年、文部科学大臣に報告しなければならない。

5 管理区域に係わる基準は、次のとおりとする。

(1) 外部放射線に係わる線量については、実効線量が3月間にについて1.3mSv

(2) 空気中の放射性同位元素の濃度については、3月間にについての平均濃度が空気中濃度限度(告示別表第1第4欄)の1/10

(3) 放射性同位元素によって汚染される物の表面密度については、表面密度限度

の1/10

(4) (1)及び(2)の複合が有り得る場合は、割合の和が1となる実効線量及び空気中濃度

6 しやへい物に係わる線量限度は、次のとおりとする。

(1) 人が常時立ち入る場所における線量限度は、実効線量が1週間について1mSv

(2) 事業所の境界及び事業所内の人人が居住する区域における線量限度は、実行線量が3月間について $250\mu\text{Sv}$

(登録、健康診断、教育訓練)

第4条 管理区域に立ち入ることができる者は、従事者のみとする。ただし、見学、修理、実験機器の搬入などの一時的立ち入りは、主任者の許可により可能とする。

2 一時的立ち入り者は、実験は勿論のこと、廃棄等の作業も行ってはならない。

こうした行為を行い、或いは行わせた者は、当該管理区域への入域を制限する。

3 従事者として登録するために行う登録手続き及び受けなければならない健康診断並びに教育訓練は、次のとおりとする。

(1) 登録

①登録時期は、原則として前年度の3月1日より3月末日及び9月1日より9月末日とする。

②登録期間は、当該年度限りとし、次年度の登録は「継続」として「新規」と同様の手続きを取らなければならない。

③登録に必要な様式は、別紙「放射線業務従事者登録申請書」とする。

(2) 健康診断

①従事者として登録する者は、初めて管理区域に立ち入る前及び立ち入つてからは1年を超えない期間ごとに健康診断を受けなければならない。

②健康診断の項目は、以下のとおりとする。ただし、継続登録者についてはii～ivの項目は、医師が必要と認める場合に限り行う。なお、問診は別紙「平成～年度放射線業務従事者のための健康診断票」により行う。また、初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあつては、ivは医師が必要と認める場合に限る。

i 医師による問診

ii 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

iii 皮膚

iv 眼

(3) 教育訓練

①新規者は「新規教育訓練」を、継続者は「再教育訓練」を新年度使用開始前に受講しなければならない。

②新規教育訓練の項目及び時間数は、以下のとおりとする。

i 放射線の人体に与える影響；30分

ii 放射性同位元素又は放射線発生装置の安全取り扱い；4時間

iii 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法律；1時間

iv お茶の水女子大学放射線障害予防規程；30分

③再教育訓練内容には、当該年度内に文部科学省より出された放射線障害防止法に関連した変更、通達等の説明、運用法等を必ず含めるものとする。

④その他、知識及び技能を有する者、一時的立入り者に対する教育訓練は、防止法に定めるとおりとする。

(使用)

第5条 使用者は主任者の指示に従い、かつ、管理区域内に掲示された注意事項を厳守するとともに、非密封放射性同位元素の使用には次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用は、管理区域内の定められた作業室において行い、許可使用量を超えてはならない。

許可使用核種とその量は、「使用心得」(別記)のとおりとする。

(2) 排気設備が正常に動作していることを確認すること。

(3) 吸収材、受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。

(4) しやへい材等により適切なしやへいを行うこと。

(5) 管理区域内では指定の作業着を着用し作業すること。

(6) 管理区域から退出するときは、人体及び作業着、履物等人体に着用しているものの汚染を検査し、汚染があつた場合は除去すること。

(7) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。(第3条5(3))

(8) その他、使用における細部の取り決めは「使用心得」別記による。

(保管)

第6条 従事者は、放射性同位元素を保管するときは、次の各号に掲げる事項及び貯蔵施設内に掲示された注意事項を厳守しなければならない。

(1) 放射性同位元素は、所定の容器に入れ、貯蔵室内貯蔵箱又は冷凍冷蔵庫のいずれかに貯蔵しなければならない。

(2) 貯蔵室には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵してはならない。

(3) 貯蔵できる放射性同位元素の種類、数量は、「使用心得」(別記)のとおりとする。

2 放射性同位元素を購入等により貯蔵施設に保管する場合は、別紙「使用計画書」により、放射性同位元素の種類、数量、保管期間、保管方法、保管場所、保管従事者名等を主任者に提出しなければならない。

(運搬)

第7条 管理区域内において、放射性同位元素を運搬しようとするときは、転倒等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止等保安上必要な措置を講じなければならない。

2 本学構内において放射性同位元素を運搬しようとするときは、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置を講ずるほか、あらかじめ主任者に連絡しなければならない。

(1) 放射性同位元素を収納した輸送容器は破損等の恐れがないよう処置すること。

(2) 表面汚染密度については、搬出物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。(第3条5(3))

(3) 線量当量率については、搬出物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、搬出物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないように処置すること。

(4) その他、関係法令に基づき実施すること。

3 本学外に放射性同位元素を運搬しようとするときは、あらかじめ主任者に届け出、運搬先の使用許可核種であること、許可貯蔵量以下であること等、運搬先の主任者と運搬責任者が連絡をとり、譲渡、譲受書類を整えること。運搬に当たつては放射線障害防止法に定められた基準を守ること。

(廃棄)

第8条 非密封放射性同位元素の廃棄は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 固体状の放射性廃棄物は、種別毎に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄室に保管廃棄すること。
  - (2) 液体状の放射性廃棄物（放射性有機廃液は除く。）は、所定の放射能レベルに分類し、保管廃棄又は排水設備により、排水口における排水中の放射性同位元素の3月間についての平均濃度を濃度限度以下とすること。
  - (3) 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の3月間についての平均濃度を濃度限度以下とすること。
  - (4) 排気又は排水中の放射性同位元素の数量及び濃度は、監視することにより濃度限度以下とする。
- 2 従事者は、放射性同位元素又は放射性同位元素で汚染されたものを廃棄するときは、在庫管理システムにより、廃棄する放射性同位元素又は放射性同位元素で汚染されたものの種類、数量、廃棄年月日、廃棄方法、廃棄場所、廃棄従事者氏名を主任者に届け出なければならない。
- 3 放射性有機廃液及び放射線障害防止法に基づき行われるモニタリングの際に採取した試料を含む液体シンチレータ廃液を焼却炉により焼却する場合は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
- 4 焼却処理は、<sup>3</sup>H、<sup>14</sup>C、<sup>32</sup>P、<sup>33</sup>P、<sup>35</sup>S及び<sup>45</sup>Caを含んだ有機廃液、並びにモニタリングの際に採取した試料に含まれる核種。
- (1) 焼却可能な放射性有機廃液の濃度（上限値）は、次の値とする。

イ	<sup>3</sup> H、 <sup>14</sup> C、 <sup>35</sup> S : 37 ベクレル/cm <sup>3</sup>
ロ	<sup>32</sup> P、 <sup>33</sup> P、 <sup>45</sup> Ca : 3.7 ベクレル/cm <sup>3</sup>
  - (2) 焼却炉の排気は、排気系統に直接隙間無く連結する。
  - (3) 焼却炉の運転中は、焼却温度が800度以上であることを確認すること。
  - (4) 焼却炉の運転に際し異常が発生した場合は、直ちに運転を停止し、適切な措置を講じなければならない。
- 5 密封放射性同位元素の廃棄は、廃棄業者に引き渡すことにより行わなければならない。

（記帳）

第9条 安全管理担当者は、従事者から提出された使用届に基づき、予防規程第15条（記録及び保存）に定める記録を、作業の都度必要事項を記載しなければならない。

（被ばく線量）

第10条 従事者の実効線量限度は、以下のとおりとする。

- (1) 平成13年4月1日を始期とする5年毎に100ミリシーベルト。ただし、4月1日を始期とする1年間に20ミリシーベルトを超えた場合は、残りの年月について累積し、これを記録し、100ミリシーベルト以下とする。
  - (2) 每年4月1日を始期とする1年間に50ミリシーベルト。
  - (3) 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を学長に書面で申し出した者及び妊娠中の女子を除く。）の線量限度は、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする3月間に5ミリシーベルト。
  - (4) 妊娠中である女子は、本人の申出等により学長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1ミリシーベルト。
- 2 等価線量限度は、以下のとおりとする。
- (1) 眼の水晶体について、毎年4月1日を始期とする1年間に150ミリシーベル

ト。

- (2) 皮膚について、毎年4月1日を始期とする1年間に500ミリシーベルト。
  - (3) 妊娠中である女子の腹部表面について、本人の申出等により学長が妊娠の事実を知つたときから出産までの間に2ミリシーベルト。
- (緊急時の連絡体制)

第11条 緊急時の連絡体制は、各管理区域責任者、実験責任者がよくこれを認識し、緊急時の応急措置を講じ、後に報告、届出等の適切な措置を取らなければならぬ。

(補則)

第12条 この細則の改廃については、運営委員会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第40号

お茶の水女子大学副学長設置等に伴う関係規程等の整理に関する規程を次のように定める。

平成13年3月29日

お茶の水女子大学事務局長 中山淑廣

お茶の水女子大学副学長設置等に伴う関係規程等の整理に関する規程

(お茶の水女子大学レクリエーション運営委員会内規の一部改正)

第1条 お茶の水女子大学レクリエーション運営委員会内規(昭和47年10月11日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号から第4号を次のように改める。

二 課長、室長及び事務長

三 課長補佐

四 事務室長

第8条中「庶務課において処理する。」を「総務課が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学文書管理規程の一部改正)

第2条 お茶の水女子大学文書管理規程(昭和54年4月16日制定)の一部を次のように改正する。

本文中「庶務課長」を「総務課長」に、「庶務課庶務係」を「総務課総務係」に、「庶務係長」を「総務係長」に、「庶務係」を「総務係」に改める。

第2条第3項第1号中「、学生部」を削り、「生活環境研究センター」の次に「、留学生センター」を、同項第2号中「各課、」の次に「各室、」を加える。

第11条中「茶女大庶第 号 庶務課に属するもの」を「茶女大総第 号 総務課に属するもの」に改め、「茶女大総第 号 総務課に属するもの」の次に次の二号を加える。

「茶女大企第 号 企画広報室に属するもの」

「茶女大協第 号 研究協力室に属するもの」

同条中「茶女大入第 号 入試課に属するもの」の次に「茶女大留第 号 留学生課に属するもの」を、「茶女大生第 号 生活環境研究センターに属するもの」の次に「茶女大留セ第 号 留学生センターに属するもの」を加える。

第25条中「別表第1」を「別表」に改める。

第34条中「当該期間経過後は、」の次に「別に定める」を加える。

第35条中「別表第2のとおりとする。」を「別に定めるとおりとする。」に改める。

別表第1を別表とし、同表中「事項」の項「各部局等共通のもの」の欄中「部局等別区分」の項第1号中「、学生部」を削り、第8号を第9号とし、第7号の次に次の二号を加える。

(8) 留学生センター

同別表中「部課別」の項「庶務課関係」の欄を「総務課関係」に、「学生部関係」の欄を「学務課、学生課、留学生課関係」に改め、「事項」の項「総務課関係」の欄中「| 2 宿日直勤務の割り振り|学長|庶務課長|」を削り、同欄「事項」の項中第3項から第7項を一項ずつ繰り上げる。

「専決者」の項「総務課関係」の欄中「庶務課長」を「総務課長」に、「学務課、学生課、留学生関係」の欄中「学生部長」を「事務局長」に改める。

別表第2を削る。

別記様式第1号の1、別記様式第1号の2及び別記様式第2号中「庶務係」を「総務係」に改める。

別記様式第4号中

「

学長	事務局長 学生部長	課長	課長補佐 専門員	室長 専門職員
----	--------------	----	-------------	------------

」を

「

学長	事務局長 副学長	課室長	課長補佐 専門員	専門職員
----	-------------	-----	-------------	------

」に改める。

(お茶の水女子大学事務連絡協議会規程の一部改正)

第3条 お茶の水女子大学事務連絡協議会規程(平成8年11月29日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

二 課長、室長及び事務長

第4条第1項中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

第5条中「庶務課」を「総務課」に改める。

第6条中「庶務課において処理する。」を「総務課が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学公印規程の一部改正)

第4条 お茶の水女子大学公印規程(平成10年10月30日制定)の一部を次のように改める。

第1条中「文部省公印規則(昭和41年文部省訓令第4号)」を「文部科学省公印規則(平成13年文部科学省訓令第2号)」に改める。

第2条第1項第4号中「学生部、」を削り、「生活環境研究センター」の次に「、留学生センター」を加える。

別表第1中「お茶の水女子大学」から「お茶の水女子大学保健管理センター」の欄を次のように改める。

お茶の水女子大学	30	一般	総務課長	総務係長	
お茶の水女子大学	60	特別	総務課長	総務係長	卒業証書用
お茶の水女子大学文教育学部	54	特別	総務課長	総務係長	卒業証書用
お茶の水女子大学理学部	54	特別	総務課長	総務係長	卒業証書用
お茶の水女子大学生活科学部	54	特別	総務課長	総務係長	卒業証書用
お茶の水女子大学学生課	25	一般	学生課長	学生係長	
お茶の水女子大学大学院人文科学研究科	28	一般	研究科・学部事務長	総務係長	
お茶の水女子大学附属図書館	28	一般	附属図書館事務長	総務係長	
お茶の水女子大学ジェンダー研究センター	25	一般	研究協力室長	研究協力係長	
お茶の水女子大学生活環			研究協力室	研究協力係	

境研究センター	25	一般	長	長	
お茶の水女子大学留学生センター	25	一般	留学生課長	留学生係長	
お茶の水女子大学保健管理センター	25	一般	学生課長	学生係長	

別表第2中「お茶の水女子大学長」から「お茶の水女子大学保健管理センター所長」の欄を次のように改める。

お茶の水女子大学長	30	一般	総務課長	総務係長	
お茶の水女子大学長	30	特別	学務課長	教務係長	証明用
お茶の水女子大学長	21	特別	学生課長	学生係長	証明用
お茶の水女子大学長	30	特別	研究科・学部事務長	総務係長	証明用
お茶の水女子大学文教育学部長	30	特別	総務課長	総務係長	卒業証書用
お茶の水女子大学理学部長	30	特別	総務課長	総務係長	卒業証書用
お茶の水女子大学生活科学部長	30	特別	総務課長	総務係長	卒業証書用
お茶の水女子大学事務局長	30	一般	総務課長	総務係長	
お茶の水女子大学総務課長	20	一般	総務課長	総務係長	
お茶の水女子大学企画広報室長	20	一般	企画広報室長	企画広報係長	
お茶の水女子大学研究協力室長	20	一般	研究協力室長	研究協力係長	
お茶の水女子大学会計課長	20	一般	会計課長	総務係長	
お茶の水女子大学施設課長	20	一般	施設課長	企画係長	
お茶の水女子大学学務課長	20	一般	学務課長	教務係長	
お茶の水女子大学学生課長	20	一般	学生課長	学生係長	
お茶の水女子大学入試課長	20	一般	入試課長	入試第一係長	
お茶の水女子大学留学生課長	20	一般	留学生課長	留学生係長	
お茶の水女子大学文教育学部長	30	一般	研究科・学部事務長	総務係長	
お茶の水女子大学大学院人文科学研究科長	30	一般	研究科・学部事務長	総務係長	

お茶の水女子大学理学部長	30	一般	研究科・学部事務長	総務係長	
お茶の水女子大学生活科学部長	30	一般	研究科・学部事務長	総務係長	
お茶の水女子大学研究科・学部事務長	20	一般	研究科・学部事務長	総務係長	
お茶の水女子大学大学院人間文化研究科長	30	一般	研究科・学部事務長	総務係長	
お茶の水女子大学附属図書館長	30	一般	附属図書館事務長	総務係長	
お茶の水女子大学附属図書館事務長	20	一般	附属図書館事務長	総務係長	
お茶の水女子大学ジェンダー研究センター長	23	一般	研究協力室長	研究協力係長	
お茶の水女子大学生活環境研究センター長	23	一般	研究協力室長	研究協力係長	
お茶の水女子大学留学生センター長	23	一般	留学生課長	留学生係長	
お茶の水女子大学保健管理センター所長	23	一般	学生課長	学生係長	

(お茶の水女子大学に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正)

第5条 お茶の水女子大学に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程(平成4年5月27日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「文部省に勤務する」を「文部科学省に勤務する」に改める。

別表2中「職員の区分」の項を次のように改める。

職員の区分
事務局、研究科・学部事務部の窓口業務担当職員、附属図書館の閲覧担当職員及び附属学校部事務室の職員で監督者が指定する者
(略)
(略)

(お茶の水女子大学勤務時間管理事務取扱要項の一部改正)

第6条 お茶の水女子大学勤務時間管理事務取扱要項(平成4年5月27日制定)の一部を次のように改正する。

第1条第4項中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

別表中「庶務課」を「総務課」に改め、

「

総務課	課長
-----	----

」の欄の次に「

企画広報室	室長
研究協力室	室長

」を、

「

入試課	課長
-----	----

」の欄の次に「

留学生課	課長
------	----

」を加え、

「部局」の項中「学部の事務部」を「研究科・学部事務部」に、「女性文化研究

センター」を「ジェンダー研究センター」に改め、

「

生活環境研究センター	センター長
------------	-------

」の欄の次に

「

留学生センター	センター長
---------	-------

」を加える。

(お茶の水女子大学勤務時間等監査実施要項の一部改正)

第7条 お茶の水女子大学勤務時間等監査実施要項（昭和60年2月19日制定）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「庶務課所属」を「総務課所属」に改める。

(お茶の水女子大学宿日直規程の一部改正)

第8条 お茶の水女子大学宿日直規程（昭和25年1月1日制定）の一部を次のように改正する。

本文中「庶務課庶務係長」を「総務課総務係長」に、「庶務係長」を「総務係長」に、「庶務課」を「総務課」に、「庶務課長」を「総務課長」に改める。

(お茶の水女子大学事務改善研究委員会要項の一部改正)

第9条 お茶の水女子大学事務改善研究委員会要項（昭和52年4月13日制定）の一部を次のように改正する。

第3中「及び学生部」を削り「各学部」を「研究科・学部事務部」に改める。

第6中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

第10の表の構成員の項を次のように改める。

構 成 員
総務課長、研究科・学部事務長、附属図書館事務長、総務課課長補佐、学務課課長補佐、総務課各係長、企画広報室企画広報係長、研究協力室研究協力係長、会計課総務係長、研究科・学部事務部総務係長
会計課長、施設課長、研究科・学部事務長、会計課課長補佐、会計課各専門職員、会計課各係長、施設課課長補佐、総務課課長補佐、総務課附属学校係長、施設課企画係長、学務課専門職員、附属図書館総務係長、研究科・学部事務部総務係長
学務課長、学生課長、入試課長、留学生課長、学務課課長補佐、学務課専門職員、学務課教務係長、学生課学生係長、入試課入試第一係長、留学生課留学生係長、総務課総務係長、研究科・学部事務部総務係長
会計課長、総務課課長補佐、会計課課長補佐、附属学校部事務室長、入試課専門職員、総務課総務係長、総務課法規係長、企画広報室企画広報係長、研究協力室研究

協力係長、会計課総務係長、会計  
課専門職員（事務情報化担当）、  
施設課企画係長、学務課教務係  
長、学生課学生係長、留学生課留  
学生係長、研究科・学部事務部  
総務係長、附属図書館総務係長

委員会が別に定める

第10の表中「（平成12年3月29日改正）」を「（平成13年4月1日改正）」に改  
める。

第13中「庶務課において処理し、専門部会の事務は、部会長の所属する部局におい  
て処理する。」を「総務課が行い、専門部会の事務は、部会長の所属する部局が行  
う。」に改める。

（お茶の水女子大学慶弔に関する基準の一部改正）

第10条 お茶の水女子大学慶弔に関する基準（昭和63年3月1日制定）の一部を次  
のように改正する。

第2条中「、学生部」を削り、「生活環境研究センター」の次に「、留学生セン  
ター、」を加える。

第4条中「庶務課庶務係」を「総務課総務係」に改める。

第7条中「庶務課」を「総務課」に改める。

（お茶の水女子大学における旅行命令権の復委任に関する規程の一部改正）

第11条 お茶の水女子大学における旅行命令権の復委任に関する規程（平成元年9  
月27日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「文部省所管旅費規則（昭和25年文部省訓令）」を「文部科学省所管旅  
費規則（平成13年文部科学省訓令第27号）」に改める。

第3条第1項第1号から第4号までを一号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の二号  
を加える。

一 副学長

第4号中「附属図書館長、附属学校部長及び学生部長」を「附属図書館長及び附  
属学校部長」に改める。

（お茶の水女子大学財形貯蓄等関係事務取扱要領の一部改正）

第12条 お茶の水女子大学財形貯蓄事務取扱要領（昭和63年9月12日制定）の一部  
を次のように改正する。

本文中「庶務課長」を「総務課長」に、「庶務課職員係」を「総務課職員係」に  
「庶務課」を「総務課」に改める。

（お茶の水女子大学補償事務主任者の官職指定に関する要項の一部改正）

第13条 お茶の水女子大学補償事務主任者の官職指定に関する要項（昭和61年4月  
11日制定）の一部を次のように改正する。

「別表中「



」を

「



」に改め、「



」

を「



」に改め、学生課長の欄の次に次のように加  
える。

「



」

「文教育学部事務長」から「生活科学部事務長」の欄を次のように改める。

研究科・学部事務長	文 教 育 学 部
	理学部、臨海実験所
	生 活 科 学 部
	大学院人間文化研究科

(お茶の水女子大学所属国有財産取扱規程の一部改正)

第14条 お茶の水女子大学所属国有財産取扱規程（昭和46年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第2条、別表第1及び別表第2中「人間文化研究科」を「大学院人間文化研究科」に改める。

第2条中「、学生部」を削り、「生活環境研究センター」の次に「、留学生センター」を加える。

第3条中「文部省所管国有財産取扱規程（昭和32年文部省訓令）」を「文部科学省所管国有財産取扱規程（平成13年文部科学省訓令第23号）」に改める。

別表第1中「学生部」の欄を削り、生活環境研究センターの欄の次に次のように加える。

留 学 生 セ ル タ ー	留学生センターの用に供する建物及び工作物等
---------------	-----------------------

別表第2事務局の欄を次のように改め、学生部の欄を削る。

事 務 局	事 務 室	主 管 課 長	課 長 棚 佐 若 しく は 係 長
講 厅	室 堂 庫 等 舎	主 管 課 長	"
車 務	倉 庫 等 舎	"	"
公 務	宿 舎	"	"
学 生	寄 宿 舎	"	入居者又は担当 の係長
福 利	厚 生 施 設 等	"	係長又は専門職 員
他 部 局 所 属 以 外 の 土 地	立 木 竹、建 物 及 び 工 作 物 等	"	"

同表生活環境研究センターの欄の次に次のように加える。

留 学 生 セ ル タ ー	研究室等	教 授	そ れ ぞ れ の 教 授 若 し く は こ れ に 準 ず る 者
	上記以外の建物及び工作物 等	"	"

(お茶の水女子大学会計監査要項の一部改正)

第15条 お茶の水女子大学会計監査要項（昭和61年2月25日制定）の一部を次のように改正する。

第1及び第3中「文部省所管会計経理事務取扱通則（昭和38年文部省訓令）」を「文部科学省所管会計経理事務取扱通則（平成13年文部科学省訓令第17号）」に改める。

第2条中「、学生部」を削り、「生活環境研究センター」の次に「、留学生センター」を加える。

(お茶の水女子大学奨学寄附金受入規程の一部改正)

第16条 お茶の水女子大学奨学寄附金受入規程（平成2年10月24日制定）の一部を次のように改正する。

第2条中「、学生部」を削り、「生活環境研究センター」の次に「、留学生センター」を加える。

第4条中「、学生部」を削る。

(お茶の水女子大学委任経理金取扱規程の一部改正)

第17条 お茶の水女子大学委任経理金取扱規程（平成2年10月24日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第2条中「、学生部」を削り、「生活環境研究センター」の次に「、留学生センター」を加える。

(お茶の水女子大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部改正)

第18条 お茶の水女子大学購入物品の機種選定に関する取扱要項（昭和59年11月26日制定）の一部を次のように改める。

第2第1項中「、学生部」を削り、「生活環境研究センター」の次に「、留学生センター」を加える。

第9中「会計課において処理する。」を「会計課が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項の一部改正)

第19条 お茶の水女子大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項（平成3年7月1日学長決裁）の一部を次のように改める。

第2第1項中「、学生部」を削り、「生活環境研究センター」の次に「、留学生センター」を加える。

(お茶の水女子大学電気工作物保安規程の一部改正)

第20条 お茶の水女子大学電気工作物保安規程（平成11年9月22日制定）の一部を次のように改める。

別表第1中「学生部長」を削り、「庶務課長」を「総務課長」に改める。

(お茶の水女子大学予算執行職員の補助者の官職指定及び事務の範囲の基準を定める規程の一部改正)

第21条 お茶の水女子大学予算執行職員の補助者の官職指定及び事務の範囲の基準を定める規程（昭和61年2月4日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「文部省会計事務取扱規程（昭和38年文部省訓令第1号）第43条」を「文部科学省会計事務取扱規程（平成13年文部科学省訓令第18号）第50条」に改める。

別表第1、別表第2及び別表第4中「補助者として指定する官職」の項中「給与係長」を削る。

(お茶の水女子大学における会計機関の代行機関に処理させる事務の範囲等を定める要項の一部改正)

第22条 お茶の水女子大学における会計機関の代行機関に処理させる事務の範囲等を定める要項（昭和47年3月16日制定）の一部を次のように改正する。

前文中「文部省所管の会計機関の事務の一部を処理させる職員の範囲を定める規則（昭和47年2月18日文部省訓令第6号）」を「文部科学省所管の会計機関の事務の一部を処理させる職員の範囲を定める規則（平成13年文部科学省訓令第19号）」に改める。

(お茶の水女子大学出納官吏等の官職指定に関する内規の一部改正)

第23条 お茶の水女子大学出納官吏等の官職指定に関する内規（昭和48年7月1日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「文部省会計事務取扱規程（昭和38年文部省訓令第1号）第29条、同規程第32条」を「文部科学省会計事務取扱規程（平成13年文部科学省訓令第18号）第34条、同規程第36条」に改める。

（お茶の水女子大学金庫管守要項の一部改正）

第24条 お茶の水女子大学金庫管守要項（昭和44年11月1日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「文部省会計事務取扱規程（昭和38年文部省訓令第1号）第44条」を「文部科学省会計事務取扱規程（平成13年文部科学省訓令第18号）第51条」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4条、第5条、第11条、第14条、第15条、第17条、第21条、第22条、第23条及び第24条中省庁改編に伴う条項の改正にあつては、平成13年1月6日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第41号

お茶の水女子大学事務組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年3月29日

お茶の水女子大学事務局長 中山淑廣

### お茶の水女子大学事務組織規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学事務組織規程（平成2年3月28日制定）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（事務局の分課）

第2条 事務局に、次の七課及び二室を置く。

総務課

企画広報室

研究協力室

会計課

施設課

学務課

学生課

入試課

留学生課

第3条を次のように改める。

（総務課）

第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 儀式その他諸行事に関すること。
- (4) 評議会その他の会議に関すること。
- (5) 名誉教授に関すること。
- (6) 学則その他諸規程等の制定及び改廃に関すること。
- (7) 渉外に関すること。
- (8) 職員の出張に関すること。
- (9) 公印を管守すること。
- (10) 公文書類を接受し、発送し、及び整理保存すること。
- (11) 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
- (12) 職員の給与（支払いに関することを除く。）に関すること。
- (13) 職員の定員に関すること。
- (14) 人事記録に関すること。
- (15) 栄典及び表彰に関すること。
- (16) 職員の研修及び勤務評定に関すること。
- (17) 職員の健康管理、安全管理、福祉及び災害補償に関すること。
- (18) 公務員宿舎の被貸与者の選考に関すること。
- (19) 退職手当及び共済組合の長期給付に関すること。
- (20) 職員団体に関すること。
- (21) 所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- (22) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事務に関すること。

第10条から第18条までを二条ずつ繰り下げ、第7条から第9条までを一条ずつ繰り下げ、第3章の章名及び第6条を削り、第4条及び第5条を二条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の二条を加える。

(企画広報室)

第4条 企画広報室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学改革の推進及び大学の将来構想に関する調査、企画、及び連絡調整に関すること。
- (2) 運営諮問会議その他の会議に関すること。
- (3) 大学の自己点検・評価及び外部評価に関すること。
- (4) 公開講座等大学開放及び地域社会との連携に関すること。
- (5) 広報の企画及び立案並びに連絡調整に関すること。
- (6) 情報公開に関すること。
- (7) 所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。

(研究協力室)

第5条 研究協力室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究協力の推進及び連絡調整に関すること。
- (2) 国際交流委員会その他の会議に関すること。
- (3) 奨学寄附金、受託研究及び共同研究の受入れに関すること。
- (4) 科学研究費補助金及び研究助成金に関すること。
- (5) 受託研究員、内地研究員及び私学研修員等に関すること。
- (6) 各種学術奨励金等に関すること。
- (7) 国際交流事業の企画及び立案に関すること。
- (8) 在外研究員等に関すること。
- (9) 外国人研究者の受入れに関すること。
- (10) 学術関係の情報の収集、整理及び提供に関すること。
- (11) 学内共同教育研究施設（ジェンダー研究センター、生活環境研究センター、共通機器センター、情報処理センター）の事務に関すること。
- (12) 所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。

第6条第1項第14号を削り、第15号から第23号までを一号ずつ繰り上げる。

第22号を次のように改める。

- (22) 所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。

第7条第1項第1号中「暖房等」を「暖房、防災等」に、同項第2号中「企画し、」を「企画・計画し、」に、同項第6号中「維持保全」を「維持保全及び点検・調整」に改め、同項第8号を次のように改める。

- (8) 所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。

第8条第1項第3号、第8号及び第9号を削り、第4号から第7号までを一号ずつ繰り上げ、第10条及び第11条を三号ずつ繰り上げる。

第6号中「特別聴講学生、」の次に「特別研究学生、」を加える。

第7号中「カリキュラム委員会」を「学務委員会」に改める。

第8号を次のように改める。

- (8) 所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。

第9条第1項第6号中「保健施設の管理運営に関すること。」を「保健管理センターの事務に関すること。」に改め、第7号から第12号までを一号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の一号を加える。

- (7) 学生相談室の管理運営に関すること。

第13号を次のように改める。

(13) 所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。

第10条第1項第7号を次のように改める。

(7) 所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。

第10条の次に次の二条を加える。

(留学生課)

第11条 留学生課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 留学生の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 留学生的受け入れに関すること。

(3) 日本語・日本事情教育及び大学院入学前日本語予備教育に関すること。

(4) 留学生的修学、生活上の相談に関すること。

(5) 学生の海外派遣に関すること。

(6) 留学生センターの事務に関すること。

(7) その他留学生に関すること。

(8) 所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。

第4章を第3章とする。

第12条を次のように改める。

(研究科及び学部)

第12条 研究科及び学部に、研究科・学部事務部を置く。

2 研究科・学部事務部においては、大学院及び学部に関する次の事務をつかさどる。

(1) 教授会その他の会議に関すること。

(2) 自己点検・評価及び外部評価に関すること。

(3) 将来構想に関すること。

(4) 研究科長選挙及び学部長選挙に関すること。

(5) 教官選考に関すること。

(6) 研究科及び学部内各種委員会に関すること。

(7) 各学部、大学院間の連絡調整に関すること。

(8) 所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。

(9) その他研究科及び学部の管理運営に係る事務に関すること。

第13条第1項第6号を第7号とし、第5号の次に次の二号を加える。

(6) 所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。

第14条を次のように改める。

(事務の特例)

第14条 附属学校部の事務は、当分の間、総務課において処理する。

第4章を第5章とする。

第16条の2中「庶務課」を「総務課」に改める。

第16条の4を第16条の5とし、第16条の3の次に次の二条を加える。

第16条の4 研究科・学部事務部に専門員（企画調査・大学院担当）を置くことができる。

2 専門員（企画調査・大学院担当）は、専門的見地から事務長を補佐し、研究科・学部事務部のうち大学院に関する極めて高度又は特殊な専門的知識・経験を必要とする事務を直接処理するものとする。

第17条第1項中「課に、」を「課及び室並びに事務部に、」に改める。

第18条第1項中「課及び事務部に、」を「課及び室並びに事務部に、」に改める。

## 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第42号

お茶の水女子大学事務組織細則の一部を改正する細則を次のように定める。

平成13年3月29日

お茶の水女子大学事務局長 中山淑廣

お茶の水女子大学事務組織細則の一部を改正する細則

お茶の水女子大学事務組織細則（平成3年7月26日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第21条」に改める。

第2条の見出し及び第1項を次のように改める。

（総務課）

第2条 総務課に、その事務を分掌させるため、次の5係を置く。

総務係

法規係

人事係

職員係

附属学校係

同条第2項中「庶務係」を「総務係」に改め、同項第7号中「及び広報」を削り、第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とする。

同条第3項中「企画法規係」を「法規係」に改め、第1号及び第4号を削り、第3号を第1号とし、第5号を第3号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関すること。

同条第6項を削り、第7項を第6項とする。

第2条の2、第3章の章名、第5条第3項、第6条、第4章の章名、第9条、第10条及び第11条を削る。

第7条から第8条の2を一条ずつ繰り下げる。

第3条から第5条を二条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の二条を加える。

（企画広報室）

第3条 企画広報室に、その事務を分掌させるため、企画広報係を置く。

2 企画広報係においては、次の事務をつかさどる。

（1）大学改革の推進及び大学の将来構想に関する調査、企画及び連絡調整に関すること。

（2）運営諮問会議及び広報委員会その他の会議に関すること。

（3）大学の自己点検・評価及び外部評価に関すること。

（4）大学評価に関すること。

（5）広報の企画及び立案に関すること。

（6）大学ホームページの管理運営に関すること。

（7）情報公開に関すること。

（8）個人情報保護に関すること。

（9）公開講座の企画及び実施に関すること。

（10）大学開放及び地域社会との連携に関する調査、企画及び連絡調整に関するこ

と。

（11）所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関すること。

（研究協力室）

第4条 研究協力室に、その事務を分掌させるため、研究協力係を置く。

- 2 研究協力係においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 研究協力事務の総括及び連絡調整に関すること。
  - (2) 受託研究員、内地研究員及び私学研修員等に関すること。
  - (3) 受託研究の受入れに関すること。
  - (4) 民間等との共同研究に関すること。
  - (5) 科学研究費補助金に関すること。
  - (6) 奨学寄附金の受入れに関すること。
  - (7) 学術団体との連絡調整に関すること。
  - (8) 発明及び特許に関すること。
  - (9) 組換えDNA実験に関すること。
  - (10) 学内共同教育研究施設（ジェンダー研究センター、生活環境研究センター及び情報処理センター並びに共通機器センター）に関すること。
  - (11) SCSの運営に関すること。
  - (12) 学術資料及び情報等の収集に関すること。
  - (13) 研究業績等に係る資料の作成及び保存に関すること。
  - (14) 所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関すること。

第5条第1項中「5係」を「4係」に改め、「給与係」を削る。

同条第3項第5号を削り、第6号から第8号を一号ずつ繰り上げる。

同条第4項第8号を第12号とし、第5項第1号、第2号、第3号及び第4号を第4項第8号、第9号、第10号及び第11号とする。

同条第5項を削り、第6項を第5項とする。

第5条の2第1項中「国有財産担当」の次に「、事務情報化担当」を加え、第3項の次に次の二項を加える。

4 専門職員（事務情報化担当）は、上司の命を受け、事務情報化に関する専門的事項の処理に当たる。

第7条第1項を次のように改める。

第7条 学務課に、その事務を分掌させるため、教務係を置く。

第7条第2項中「教務係においては、」の次に「学部に係る」を加え、同項第11号を削り、第12号から第14号を一号ずつ繰り上げる。

同項第11号を次のように改める。

(1) 学務委員会及びファカルティ・ディベロップメント委員会に関すること。

同項第13号中「他の係に」を「他の所掌事務に」改める。

第7条の次に次の二項を加える。

第7条の2 学務課に専門職員2人を置く。

2 専門職員は、大学院に係る次の事務をつかさどる。

- (1) 教務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 教育課程及び授業に関する事。
- (3) 入学手続及びオリエンテーション計画に関する事。
- (4) 学生の修学指導に関する事。
- (5) 学籍及び成績の管理に関する事。
- (6) 在学及び修了等の証明に関する事。
- (7) 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生に関する事。
- (8) 学位論文に関する事。
- (9) 大学院学務委員会に関する事。
- (10) 所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関する事。

第8条第2項第7号中「前各号に掲げるもののほか、」を「この課の所掌事務

で」に改める。

第8条の2第2項第13号を削り、第14号及び第15号を一号ずつ繰り上げ、第14号の次に次の一号を加える。

(5) 学生相談室に関すること。

第9条を次のように改める。

(入試課)

第9条 入試課に、その事務を分掌させるため、次の2係を置く。

入試第一係

入試第二係

2 入試第一係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 学部の入学者選抜の実施に関して、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 大学入試センター試験の実施に関すること。

(3) 一般選抜（前期日程、後期日程）入学試験の実施に関すること。

(4) 特別選抜（推薦入学、帰国子女・外国学校出身者特別選抜）入学試験の実施に関すること。

(5) 第3年次編入学試験の実施に関すること。

(6) 入学者選抜要項、一般選抜学生募集要項、特別選抜学生募集要項及び第3年次編入学学生募集要項に関すること。

(7) 入試広報に関すること。

(8) 入学試験委員会、学部入試実施委員会、入学者選抜方法研究委員会及び入試広報専門委員会に関すること。

(9) 所掌事務に係る調査統計その他調査報告に関すること。

(10) この課の所掌事務で他の係に属しないものを処理すること。

3 入試第二係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 大学院（博士前期課程・博士後期課程）の入学者選抜の実施に関して、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 大学院入学試験の実施に関すること。

(3) 私費外国人留学生（学部留学生）入学試験の実施に関すること。

(4) 大学院学生募集要項及び私費外国人留学生特別選抜学生募集要項に関するこ

と。

(5) 大学院入試委員会に関するこ

(6) 所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関するこ

第9条の2の次に次の三条及び章名を加える。

(留学生課)

第10条 留学生課に、その事務を分掌させるため、留学生係を置く。

2 留学生係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 留学生的事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 留学生的受入れに関するこ

(3) 日本語・日本事情教育及び大学院入学前日本語予備教育に関するこ

(4) 留学生的修学、生活上の相談に関するこ

(5) 留学生的援護団体との連絡調整に関するこ

(6) 留学生的医療補助制度に関するこ

(7) 学生の海外派遣に関するこ

(8) 留学生センターの事務に関するこ

(9) その他留学生に関するこ

(10) 所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関するこ

### 第3章 学部等

#### (研究科・学部事務部)

第11条 研究科・学部事務部に、その事務を分掌させるため、総務係を置く。

2 総務係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 研究科・学部の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 規程第12条第2項に掲げる事務を処理すること。

第11条の2 研究科・学部事務部に、専門職員(理学部担当、生活科学部担当)を置く。

2 専門職員(理学部担当)は、上司の命を受け、附属臨海実験所、ラジオアイソotope実験室、極低温実験室及び理学部に関する専門的事項の処理に当たる。

3 専門職員(生活科学部担当)は、上司の命を受け、生活科学部に関する専門的事項の処理に当たる。

第12条第1項中「附属図書館事務部に、」の次に「その事務を分掌させるため、」を加える。

### 附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第43号

お茶の水女子大学研究科・学部事務部設置等に伴う関係内規等の整理に関する内規を次のように定める。

平成13年3月29日

お茶の水女子大学事務局長 中山淑廣

お茶の水女子大学研究科・学部事務部設置等に伴う関係内規等の整理に関する内規

(お茶の水女子大学文教育学部長候補者選挙内規の一部改正)

第1条 お茶の水女子大学文教育学部長候補者選挙内規(平成4年4月15日制定)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「学部事務部において行う。」を「研究科・学部事務部が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学理学部長候補者選挙内規の一部改正)

第2条 お茶の水女子大学理学部長候補者選挙内規(平成3年11月20日制定)の一部を次のように改める。

第7条第1項中「学部事務部で行う。」を「研究科・学部事務部が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学生活科学部長候補者選挙内規の一部改正)

第3条 お茶の水女子大学生活科学部長候補者選挙内規(平成4年5月27日制定)の一部を次のように改める。

第7条中「学部事務部において行う。」を「研究科・学部事務部が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学生活科学部における動物実験に関する要項)

第4条 お茶の水女子大学生活科学部における動物実験委に関する要項(平成6年2月24日制定)の一部を次のように改正する。

第7条中「生活科学部事務部において処理する。」を「研究科・学部事務部が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究委員会内規の一部改正)

第5条 お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究委員会内規(平成8年5月11日制定)の一部を次のように改める。

第5条中「当分の間、庶務課において行う。」を「研究協力室が行う。」に改める。

(お茶の水女子大学学生会館使用細則の一部改正)

第6条 お茶の水女子大学学生会館使用細則(昭和53年2月22日制定)の一部を次のように改める。

第2条第1項第2号及び第8条中「学生部長」を「副学長(教育・厚生補導担当)」に改める。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第44号

お茶の水女子大学授乳室利用内規を次のように定める。

平成13年3月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

### お茶の水女子大学授乳室利用内規

第1 お茶の水女子大学授乳室（以下「授乳室」という。）を人間文化研究科棟1階105室に設置し、授乳、搾乳等の利用に供する。

第2 授乳室を利用できる者は、乳児のいる本学学生及び教職員等（以下「利用者」という。）とする。

第3 授乳室の利用時間は、原則として、平日の午前8時30分から午後5時までとする。それ以外に使用する場合は、守衛所から人間文化研究科棟正面入口の鍵を預かり、利用後に施錠のうえ返却するものとする。

第4 利用者は、室内に備付けの使用簿に入退室時刻、利用者所属氏名等を記入するものとする。また、室内を常に清潔に保ち、火気の取り扱いには万全の注意を払うものとする。

第5 利用者は、室内に備付けの設備備品等を自由に利用することができる。ただし、備品等を損傷したときは総務課、守衛所に届け出るものとする。場合によつては弁償せざることがある。

第6 利用者は、室内において不測の事態が生じた場合は、総務課、守衛所等に連絡し事態の收拾にあたるものとする。

第7 授乳室は、大学の諸行事等で支障がある場合は、利用を制限することがある。

第8 授乳室の管理は、総務課が行う。

### 附 則

この内規は、平成13年3月28日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第45号

お茶の水女子大学独立行政法人化調査検討委員会規程を次のように定める。

平成13年4月25日

お茶の水女子大学長 本田和子

お茶の水女子大学独立行政法人化調査検討委員会規程

(設置)

第1条 お茶の水女子大学(以下「本学」という。)に、国立大学の独立行政法人化問題を全学的観点から調査し、学内に情報を提供するとともに、本学の中期目標を策定するため、部局長会議の下に、お茶の水女子大学独立行政法人化調査検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 副学長
- 二 各学部の教授又は助教授各2人
- 三 大学院人間文化研究科の教授又は助教授2人
- 四 ジェンダー研究センター、生活環境研究センター及び留学生センターのうちの教授又は助教授1人
- 五 附属学校の教諭2人
- 六 総務課長
- 七 会計課長

2 前項第2号から第5号の委員の選出に当たっては、各部局長の推薦により学長が指名する。

(任期)

第3条 前条第1項第2号から第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となつた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長(研究・企画担当)をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第5条 委員長にやむを得ない事故があるときは、委員長が指名した者がその職務を代理する。

第6条 委員会の成立には委員の三分の二以上の出席を必要とする。

第7条 委員会の議事は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員長は必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、企画広報室が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月25日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に任命される第2条第1項第2号から第5号の委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

○平成13年お茶の水女子大学規則第46号  
お茶の水女子大学行政文書管理規程を次のように定める。  
平成13年4月25日

お茶の水女子大学長 本田和子

## お茶の水女子大学行政文書管理規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第37条、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」(平成12年政令第41号。以下「施行令」という。)第16条及び「行政文書の管理方策に関するガイドラインについて」(平成12年各省庁事務連絡会議申合せ)に基づき、お茶の水女子大学(以下「本学」という。)における行政文書の適正な管理について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「行政文書」とは、法第2条第2項に規定するものをいう。

2 この規程において、「教育・研究関係文書」とは、前項に規定する行政文書のうち教員又は教員組織が主体となって管理するものをいう。

3 この規程において「行政文書ファイル」とは、施行令第13条第2項第1号に規定するものをいう。

4 この規程において「部局等」とは、各学部、大学院人間文化研究科、附属図書館、ジェンダー研究センター、生活環境研究センター、留学生センター、各附属学校、事務局及び保健管理センターをいう。

### (文書の作成)

第3条 本学の意思決定に当たつては、原則として文書(図画及び電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成して行い、かつ、事務及び事業の実績についても文書を作成するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合

二 処理に係る事案が軽微な場合

2 前項第一号に該当し、当該文書を作成しなかつたときは、事後速やかに当該意思決定に当たつての事務の処理について文書を作成するものとする。

3 文書の作成、決裁、発送等の処理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### (文書の管理体制)

第4条 本学に総括文書管理者を置き、事務局長をもつて充てる。

2 本学の課、室又は事務部に、文書管理者及び文書管理担当者を置く。

3 文書管理者は、課にあつては課長を、室にあつては室長を、事務部にあつては事務長をもつて充てる。

4 文書管理担当者は、文書管理者が指名する者をもつて充てる。

5 前3項の規定にかかわらず、教育・研究関係文書の管理に当たつては、部局の長を文書管理者とし、当該部局等の教員を文書管理担当者とする。

6 総括文書管理者は、行政文書の管理に関する規程等並びに次条に規定するお茶の水女子大学行政文書分類基準表(以下「分類基準表」という。)及び第9条に規定するお茶の水女子大学行政文書ファイル管理簿(以下「管理簿」という。)の整備に努めるとともに、行政文書の管理に関する事務を指導監督し、研修等の

実施に当たるものとする。

7 文書管理者は、行政文書の管理の徹底に努めるものとする。

8 文書管理担当者は、文書管理者を補佐するものとする。

(分類)

第5条 文書管理者は、行政文書の体系的な整理、迅速な検索及び適切な保存に活用するため、別表1の文書分類表に基づき、事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類した分類基準表（別紙様式第1号）を作成し、総括文書管理者に提出しなければならない。

2 文書管理者は、少なくとも毎年1回は、分類基準表の見直しを行ない、必要と認める場合は改定を行うものとする。

(保存方法)

第6条 行政文書は、その他の文書と明確に区分し、事務室又は書庫の戸棚等その管理が適切に行ない得る専用の場所で保存するものとする。

2 行政文書は、保存期間が満了する日まで必要に応じ、記録媒体の変換を行うなどにより、適正かつ確実に利用できる方式で保存するものとする。

(保存期間)

第7条 行政文書を作成し、又は取得したときは、別表2の行政文書保存期間基準により保存期間の満了する日を設定するものとする。

2 保存期間の満了する日の設定に当たっては、行政文書ファイルを単位として設定するものとする。

3 保存期間の計算については、翌年度の4月1日を起算日とするものとする。ただし、行政文書の管理の効率性、事務又は事業の性質、内容等により、作成又は取得した日以降の日を起算日とすることができる。

4 次に掲げる行政文書については、第1項に規定する保存期間の満了する日が経過した後においても、各号の区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の号に該当する行政文書が他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。

一 現に監査、検査等の対象になっているものについては、当該監査、検査等が終了するまでの間

二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるものについては、当該訴訟が終結するまでの間

三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるものについては、当該不服申立てに対する決裁又は決定の日の翌日から起算して1年間

四 開示請求があつたものについては、法第9条各項の決定の日の翌日から起算して1年間

5 保存期間が満了した行政文書について、職務の遂行上必要がある場合は、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも同様とする。

6 前項の規定により、保存期間を延長するときは、延長する行政文書の名称及び年月日を記載した記録を文書管理者に提出し、その許可を得なければならない。

7 保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別な理由が生じた行政文書は、廃棄することができる。

(移管又は廃棄)

第8条 保存期間（前条第6項の規定により延長された場合にあつては、延長後の保存期間）が満了した行政文書（保存期間が1年未満のものを除く。）は、施行令第16条第1項第8号の規定により公文書館等の機関（以下「公文書館等」という。）へ移管するものを除き、原則として廃棄するものとする。

- 2 前項の規定により、原則として廃棄するものとされている行政文書のうち、本学にとって歴史的、学術的に貴重な文書の取扱いについては、学長が別に定める。
- 3 第1項の規定により、行政文書を廃棄するときは、廃棄する行政文書の名称を文書管理者に報告しなければならない。
- 4 前条第7項の規定により行政文書を廃棄するときは、廃棄する行政文書の名称、廃棄しなければならない特別の理由及び廃棄する年月日を記載した記録を作成し、文書管理者を経て学長に提出し、その許可を得なければならない。
- 5 行政文書を廃棄するに当たっては、廃棄する行政文書の内容に応じた方法で行うものとし、当該行政文書に法第5条各号に規定する不開示情報が記録されているときは、当該不開示情報が漏えいしないようにしなければならない。
- 6 第1項に規定する公文書館等への移管に関する手続等については、学長が別に定める。

（管理簿）

第9条 文書管理者は、行政文書の適切な管理を行うこと及び法による開示請求をしようとする者の利便を図るため、別紙様式第2号により管理簿を作成し、総括文書管理者に提出しなければならない。

- 2 管理簿には、1年以上の保存期間を設定した行政文書ファイルを登載するものとする。
- 3 管理簿の記載事項について、記載すべき事項が法第5条各号に規定する不開示情報に該当するおそれがある場合その他合理的な理由がある場合には、記載を簡略化することができる。
- 4 管理簿は、年1回以上定期的に更新を行うものとする。
- 5 管理簿は、企画広報室情報公開室において一般の閲覧に供するものとする。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、行政文書の管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月25日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

別紙様式第1号（第5条関係）

表 準基類分書文行政大学女子水の茶

- (注 1) 分類の基準は、「大分類」、「中分類」、「小分類」の 3 段階とし、「小分類」の下に「標準行政文書ファイル」を設ける。

(注 2) 「大分類」は、課又は事務部等とする。ただし、教育・研究関係文書については部局等とする。

(注 3) 「中分類」は、課又は事務部等の範囲内で関連する小分類をまとめ、そのまとまりの内容を示したものとする。

(注 4) 「小分類」は、関連する標準行政文書ファイルをまとめ、そのまとまりの内容を示したものとする。

(注 5) 「標準行政文書ファイル」とは、行政文書ファイルを類型化したものをいい、例えば、「〇〇年度評議会ファイル」という行政文書ファイルの場合、「評議会ファイル」が標準行政文書ファイルとなる。

(注 6) 「保存期間」は、別表「お茶の水女子大学行政文書保存期間基準」の行政文書の区分欄に応じた保存期間とする。

お茶の水女子大学行政文書ファイル管理簿

(注)

- 「文書分類」は、お茶の水女子大学行政文書分類基準表による。
  - 「行政文書ファイル名」は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間が1年以上のもので、当該保存期間を同じくすることが適當なもの）の集合物であり、保存・廃棄について同じ取扱いをすることが適當であるものとする。
  - 「作成者」は、「文部科学省」、「他大学」、「申請者」、「届出者」等と記載する。
  - 「作成（取得）時期」は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書のうち、保存期間が満了する日の最も遅いものの時期と（取得）時期とする。
  - 「保存期間」は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書のうち、保存期間が満了する日の最も遅いものの時期までの期間とする。
  - 「保存期間満了時期」は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書のうち、保存期間の満了する日が最も遅いものの時期とする。
  - 「媒体の種類」は、紙、電子情報等の別を記載する。
  - 「保存場所」は、事務室、書庫、データ保管庫等の別を記載する。
  - 「管理担当課・係等」は、当該ファイルを管理している課・係等を記載する。
  - 「保存期間満了時の措置結果」は、保存期間が満了した時点での措置結果、「廃棄」、「保管期間の延長」、「保管期間の延長」の場合は、新たに同一ファイル名の管理簿情報を追加する。
  - 「記入する。なお、「保存期間の延長」の場合は、新たに同一ファイル名の管理簿情報を追加する。

## 文書分類表

別表1

大分類	中分類	小分類
総務課	総括	儀式 記念事業 歓送会 指定教員養成機関 卒業証書原簿 お茶の水女子大学奨学基金 親和会 通知文書 調査・回答
	規程・例規等	本省等通知 学内規程
	会議等	評議会 部局長会議 事務連絡会議 学外会議
	委員会等	基本計画委員会 大学資料委員会
	学外諸団体	国立大学協会 大学基準協会 女子大学連盟 15大学懇話会 国際大学協会 民主教育協会 大学セミナーハウス
	文書	文書管理
	任免	任免 転任 試験 職務付加
	給与等	俸給 諸手当
	定員	級別定数 定員
	職員の割愛	職員の割愛
	併任・兼業	併任 兼業
	委員委嘱	委員委嘱
	雇用状況報告	雇用状況報告
	非常勤職員	発令
	非常勤講師	発令
	非常勤研究員	発令
	外国人教師	外国人教師・講師関係
	客員教授	客員教授
	人事交流	人事交流
	称号授与	名誉教授称号授与
	選挙	学長・部局長選考
	記録	人事記録 履歴証明
	身上調書	身上調書
	監査	監査
	調査統計	調査統計
	学内委員会委員	発令
	服務	勤務時間 出勤簿 休暇 出張 私事渡航
	研修	研修

## 文書分類表

大分類	中分類	小分類
	内地研修員	内地研修員
	福利厚生	総括 レクリエーション 健康管理 安全管理 共済組合 共済長期給付 退職手当 財形貯蓄 生涯設計セミナー
	職員団体	記録 報告書 管理事務協議会
	栄典・表彰	栄典・表彰 叙勲等 紫綬褒章 祭粢料 永年勤続者表彰 教育者表彰
	諸届	住所変更届
	倫理・人権	人権 セクシュアル・ハラスメント
企画広報室	組織	機構・組織
	大学沿革等	設置計画等
	会議等	運営諮詢会議 現状と課題懇談会
	委員会等	将来構想検討委員会 自己点検評価・検討委員会 大学教員の任期制問題検討特別委員会 大学院関係規程等検討委員会 大学院問題検討特別委員会 事務組織のあり方に関する検討専門部会 事務改善研究委員会 事務情報化専門部会 公開講座委員会 その他委員会
	情報公開	情報公開
	広報	ホームページ
	調査統計	本省関係調査 指定統計等調査
	企画関係	調査・回答
研究協力室	総括	本省等通知 調査・回答
	受託研究等	受託研究員、内地研究員、私学研修員等
	共同研究	共同研究委員会
	科学研究費補助金	科学研究費補助金
	研究助成	日本学術振興会
	発明及び特許	発明委員会
	SCS	SCS事業
	核燃料	核燃料物質
	会議等	学外会議
	交流・協定等	国際交流委員会 国際研究集会等 外国人研究者の受け入れ 在外研究員 国連大学派遣研究員 政府派遣研究員
	組換えDNA実験	組換えDNA実験
	その他	その他

## 文書分類表

大分類	中分類	小分類
会計課	総務	債権管理 規程 命免簿 通知・回答 学外会議 委員会等 資格審査 官公需 出張
	管財	登記簿 台帳 宿舎 国有財産異動関係 境界確定関係 館山地区 志賀高原地区 東村山地区 国有財産一時使用関係 市町村交付金 消防・防災 通知・通達関係 調査・回答・報告関係 実地監査関係 学内規程
	司計	諸帳簿 歳出予算管理 歳入予算管理 概算要求 基準概算 歳入・歳出決算 予算の繰越 諸報告 要求書 予算委員会 旅費 受託研究
	出納関係	収入 法定帳簿等 支出 前渡資金 科学研究費補助金 歳入歳出外現金 有価証券
	給与	基準給与簿 職員別給与簿 その他
	調査統計	本省調査等 その他調査等
	会議等	関東C地区関係
	科学研究費補助金	契約伺 支出伺 帳簿
	委任経理金	支出伺 帳簿
	契約	特定調達契約 政府調達 契約伺 会議費支出伺 官公需

## 文書分類表

大分類	中分類	小分類
	料金	光熱水料等 受信料
	支出負担行為	差引簿
	受託研究	帳簿 経費差引 経費振替
	物品管理	物品管理 諸帳簿
	公用自動車	公用自動車
	清掃・衛生	清掃
	植木剪定	樹木剪定
	廃棄	廃棄物
		機密書類
	毒物・劇物	立入検査 点検
	調査・回答	調査・回答
	その他(用度関係)	汚染負荷量賦課金 試験研究用アルコール その他
施設課	委員会等	施設計画委員会・廃水管理委員会・コンサルタント選定
	予算	概算要求
	官庁届出	新嘗・保全 他
	設計	設計 調査書等 積算
	契約	契約
	工事関係	建築・電気・機械 他
	調査統計	調査
	本省通知	文教施設部
学務課	教務関係	学籍簿 卒業証書 成績原簿 課程認定 実習等 研究生・科目等履修生・特別聴講学生 カリキュラム 教育職員免許 学校図書館司書教諭講習 編入学
	学生身分関係	休学・復学・退学
	委員会等	カリキュラム委員会 学務委員会 教育実習専門委員会 教職課程専門委員会 教育課程の評価改善WG 総合コース小委員会 学芸員課程委員会 学芸員課程委員会・社会教育主事課程委員会
	ファカルティ・ディベロップメント	FD
学生課	厚生補導	会議 協議会 事業 研修等
	学生関係	委員会等 管理
	課外活動関係	サークル セミナー 学園祭 合宿研修

## 文 書 分 類 表

大分類	中分類	小分類
	奨学援助	入学料免除 授業料免除 奨学金 学資貸付金
	学生寄宿舎	国際学生宿舎 小石川寮
	調査統計	学生関係
	教務関係	諸証明
	保健	健康診断 献血
	学生福利厚生	保険
	就職等	管理 ガイダンス 調査 アルバイト インターンシップ
入試課	入学試験関係	一般入試 大学入試センター試験 推薦・帰国子女入試 編入学入試 入学試験委員会 入学者選抜方法研究委員会 検定料返還
	大学見学会	大学見学会
	大学案内	大学案内
留学生課	委員会等	留学生専門委員会
	協議会	留学生交流研究協議会
	留学生	留学生関係 奨学金 留学制度 研究生 国費留学生 外国政府派遣留学生 補助 留学生給与
文教育学部	会議等	教授会
	自己点検・評価	自己点検・評価
理学部	会議等	教授会 主任会議 学外会議
	委員会等	紀要(自然科学報告)編集委員会 理学部計画委員会 理学部カリキュラム委員会 理学部入学者選抜方法検討委員会 理学部自己点検・評価委員会 理学部PR委員会 理学部大学院問題検討委員会
	外部評価	外部評価(物理・化学)
	調査統計	調査等
	出張	出張関係
	文書	公印
	極低温実験室	極低温実験室運営委員会 極低温実験室関係
	附属臨海実験所	附属臨海実験所関係
	国有財産	臨海実験所運営委員会
	放射線予防	附属臨海実験所使用額 RI実験室運営委員会 RI実験室関係 RI承認申請

## 文書分類表

大分類	中分類	小分類
		RI健康診断等 RI利用計画等 RI使用計画等 教育訓練 管理関係 各種測定 フィルムバッジ関係
	研究助成	研究助成関係
	教務関係(学部)	卒業判定資料 成績原簿 証明書 研究生 聴講生 教育実習関係 編入学 入試 教務関係
情報処理センター	委員会等	情報処理センター運営委員会 電算機室運営委員会 情報処理センター設立準備委員会 情報処理センター関係
	利用申請等	情報処理センター関係
生活科学部	会議等	教授会 主任会議
	委員会等	小委員会 自己点検・評価委員会 その他委員会
	教務関係	教育職員免許 教育実習 研究生 聴講生 その他
	交流・協定等	外国人研究員 内地研究員 研修員 委託生
	受託研究	受託研究員 受託研究
	共同研究	共同研究
	諸証明	諸証明
	諸報告	諸報告
	調査統計	調査等
	会議等	教授会 代議員会 専攻会議 専攻長会議 旧会議等
	選挙	選挙
	調査統計	調査等
大学院人間文化研究科	委員会等	図書委員会 研究・教育委員会 年報委員会(博士課程) 会計・設備委員会(博士課程) 入試委員会 各種委員会
	教務関係	成績原簿 修了判定資料 卒業判定資料 入学試験

## 文書分類表

大分類	中分類	小分類
	入学試験関係	入学試験
	選考	研究生・科目等履修生
	交流・協定等	入学試験 特別聽講学生 大学間協定
	諸報告	特別研究学生
	教員免許	教員免許
	シンポジウム・学会等	国際シンポジウム
	臨床心理士	臨床心理士
附属図書館	会議等	協議会等
	委員会等	附属図書館運営委員会 学外諸団体
	規程・例規	学内規程
	調査・統計	本省調査等 その他調査
	事務電算化	事務電算化
	支出負担行為	諸帳簿
	出納関係	諸帳簿
	契約	図書購入
	物品管理	管理・供用等 諸帳簿 物品検査 その他
		文献複写等
		実習関係
		その他
	図書情報サービス	
ジェンダー研究センター	委員会等	ジェンダー研究センター運営委員会
	予算	予算関係
	学生関係	研究生
	調査統計	調査等
生活環境研究センター	委員会等	生活環境研究センター運営委員会
	予算	予算関係
	学生関係	研究生
	調査統計	調査等
	センター関係	調査等
共通機器センター	委員会等	共通機器センター運営委員会 実験設備委員会
附属小学校	会議記録	職員会議
	規則等	内規等 学校要覧
	行事関係	行事予定 入学式 卒業式
	人事関係	教官人事
	会計関係	物品関係
	PTA関係	PTA
	校務関係	校務分掌
	教職員関係表簿	教務関係
	庶務関係表	庶務関係
	児童関係表簿	学籍関係 教務関係 教科用図書 健康診断
	諸証明	証明書
	児童身分関係	証明証 卒業証書
	入学試験関係	一般入試 帰国子女学級
	歳入歳外出現金出納管理	日本体育・学校健康センター

## 文書分類表

大分類	中分類	小分類
附属中学校	会議記録	職員会議
	規則等	内規等 学校要覧
	行事関係	行事予定 入学式 卒業式
	人事関係	教官人事
	会計管理	物品管理
	PTA関係	PTA
	校務関係	校務分掌
	教職員関係表簿	教務関係
	生徒関係表簿	学籍関係 教務関係 教科用図書 健康診断
	諸証明	証明書
	生徒身分関係	証明証 卒業証書
	入学試験関係	一般入試 帰国子女学級
	歳入歳出外現金出納管理	日本体育・学校健康センター
附属高等学校	会議記録	職員会議
	規則等	学校要覧
	行事関係	行事予定 入学式 卒業式
	人事関係	教官人事
	会計関係	物品管理
	PTA関係	PTA
	校務関係	校務分掌
	教職員関係表簿	教務関係
	庶務関係表	校務関係
	生徒関係表簿	学籍関係 教務関係 教科用図書 健康診断
	生徒身分関係	証明書 卒業証書
	奨学金関係	奨学金等
	入学試験関係	一般入試 外国人入試 転・編入学試験
	歳入歳出外現金出納管理	日本体育・学校健康センター
附属幼稚園	会議記録	職員会議
	規則等	内規 学校要覧
	行事関係	行事予定 卒業式
	人事関係	教官人事
	会計関係	物品管理
	PTA関係	PTA
	校務関係	校務分掌 庶務関係
	幼児関係表簿	学籍等関係 健康診断
	諸証明	証明書
	幼児身分関係	卒業証書
	入学試験関係	一般入試
	歳入歳出外現金出納管理	日本体育・学校健康センター

## 文書分類表

大分類	中分類	小分類
附属学校部	会議記録	委員会等
	規程関係	本省通知
	調査統計	調査回答統計
	文書処理	文書処理簿
		本省等通知依頼
		東京都通知依頼
	人事関係	附属学校園長
	会計関係	予算配分
		物品管理
	協議会・連絡会	日本教育大学協会
		国立3大学附属学校部等
		教育系大学連絡
	研究調査	研究調査依頼等
	職員関係	職員

## 別表2

## お茶の水女子大学行政文書保存期間基準

## 管理運営関係文書

文書の類型	保存期間
公印の制定、廃止及び改刻に関するもの	永年
教育、研究及び事務組織の設置並びに改廃に関するもの	永年
学部・学科・講座・科目等の設置及び改廃に関するもの	永年
法令・規則・通達等で本学の規則の規範となるもの	永年
諸規則の制定・改廃に関するもの	永年
訴訟に関するもの	永年
本学の沿革記録に関するもの	永年
評議会・教授会に関するもの	永年
本学が発行する広報・学報・職員録等(保存用)	永年
学長の選挙に関するもの	30
運営諮問会議に関するもの	30
文部科学省からの諸令達・通達及び往復書簡で重要なもの	10
本学が主催する記念行事に関するもので重要なもの	10
各種委員会に関するもので重要なもの	10
各種統計調査に関するもので重要なもの	10
学部長等の選挙に関するもの	10
文書処理に関する表簿	5
文部科学省からの諸令達・通達及び往復書簡	5
入学式、卒業式、学位授与式その他本学が主催する記念行事に関するもの	5
学長会議、学部長会議、事務局長会議などに関するもの	5
附属学校に関するもの	5
各種団体に関するもの	5
各種委員会に関するもの	5
公印使用簿	5
学術講演会の実施に関するもの	5
各種統計調査に関するもの	5
文部科学省等への報告等に関するもの	5
本学が発行する広報・学報・職員録等に関するもの	5
後援名義に関するもの	5
情報処理に関するもの	5
その他雑文書	1

## 人事関係文書

文書の類型	保存期間
栄典・表彰に関するもの	
叙位・叙勲申請に関するもの	永年
永年勤続者表彰に関するもの	永年
褒章に関するもの	10
教育者表彰に関するもの	10
財形貯蓄に関するもの	

財形貯蓄状況調査	5
財形貯蓄明細書	5
財形貯蓄関係	5
外国人教師関係	5
研修に関するもの	
研修関係（他機関）	3
研修関係（本学主催）	3
研修関係調査・報告	3
渡航に関するもの	
私事渡航承認関係	3
公用旅券発給申請関係	3
海外渡航関係	3
レクリエーション・福利厚生関係	
レクリエーション関係	1
福利厚生関係	3
生涯生活設計関係	3
文教協会福利厚生事業関係	3
身分証明書発行関係	1(有効期限終了後)
服務・給与関係	
給与関係	30
諸手当関係	10
初任給調整手当関係	10(終了してから)
扶養・住居・通勤・単身赴任手当・児童手当特例給付関係	5(終了してから)
服務関係	3
出勤簿	3
学外研修願	3
旅行命令簿	3
復命書	3
勤務時間変更関係	3
勤務時間報告書	3
超過勤務報告書	3
服務関係調査・統計・報告関係	3
職務専念義務の免除	3
休暇簿	3
兼業・併任関係	
兼業許可関係（104条）	10
兼業承認関係（21条）	10
無報酬・職務付加承認・同意関係	10
併任関係	10
兼業関係	5
兼業許可・承認報告関係	5
講師派遣関係	5
国家公務員倫理関係	
国家公務員倫理関係	5
贈与等報告関係	5(提出期間の末日の翌日から)

任免関係	
人事異動関係	30
分限・懲戒関係	30
客員教授関係	30
育児休業関係	30
人事交流関係	30
学内委員発令関係	30
非常勤講師・非常勤職員関係	10
人事異動通知書関係	10
選考採用関係	5
災害補償関係	
災害補償関係	3
災害補償報告関係	3
災害認定関係	3(完結から)
災害補償記録簿	3(完結から)
平均給与額算定関係	3(完結から)
災害補償(長期)認定関係	3(完結から)
退職手当関係	
退職手当支給関係	30
退職手当支給関係通知・調査報告等	10
健康安全管理関係	
重大災害等報告関係	5
健康診断票(定期健康診断)	5(退職から)
健康管理関係	3
安全管理関係	3
健康安全管理調査・報告関係	3
設備等届出関係	1(廃止から)
勤務評定関係	
勤務評定関係	30
勤務評定に関する記録書	2
人事記録・附属書類	永年
職員団体関係	
職員団体資料関係	30
組織表関係	永年
定数・定員関係	永年
法令・例規関係(人事その他)	永年
人事事項説明関係	30
営利企業就職関係	30
人事関係文書	10
身上調書関係文書	5
雑件関係(人事その他)	5
雑件関係(職員その他)	5

#### 会計関係文書

文書の類型	保存期間
国有財産台帳	30

境界査定に関する決裁文書	30
登記に関する文書	30
建築交換に関する決裁文書	30
国有財産の寄附受入に関する決裁文書	30
国有財産の交換に関する決裁文書	30
国有財産の所管換に関する決裁文書	30
国有財産一般綴	30
宿舎を他の各省庁が維持管理を行う省庁別宿舎にしようとする場合の決裁文書	30
宿舎現況記録	30
土地建物等の購入に関する決裁文書	30
土地建物等の売払に関する決裁文書	30
土地取用に関する決裁文書	30
普通財産の減額売却又は減額貸付に関する決裁文書	30
普通財産の譲与に関する決裁文書	30
埋立に関する決裁文書	30
物品管理法の適用除外の承認にかかる決裁文書	10
概算要求に関する決裁文書	10
国有財産監守計画に関する決裁文書	10 (計画変更後)
防火管理に関する決裁文書	10 (計画変更後)
行政財産の用途廃止に関する決裁文書	10
国有財産の所属替に関する決裁文書	10
国有財産編入関係	10
宿舎事務の委任に関するもの	10 (委任期間終了後)
宿舎設置計画要求に関する決裁文書	10
小切手・国庫金振替書原符	10
普通財産の貸付に関する決裁文書	10 (貸付終了後)
無料宿舎を貸与するものの指定の協議に関する決裁文書	10 (指定解除後)
臨時職員の指定の協議に関する決裁文書	10 (指定解除後)
官公需契約実績額等に関する決裁文書	5
繰越に関する決裁文書	5
国有財産増減及び現在額報告書に関する決裁文書	5
国有財産無償貸付状況報告書に関する決裁文書	5
債権現在額通知書に関する決裁文書	5
歳入・歳出決算見込額調書に関する決裁文書	5
歳入・歳出決算見込純計額報告書に関する決裁文書	5
歳入・歳出決算書に関する決裁文書	5
支出負担行為計画示達表	5
支払計画表	5
支払元受高転換書	5
収納未済歳入額及びこれに対するその後の収納状況調書に関する決裁文書	5
徴収・支出済額報告書	5
物品増減報告に関する決裁文書	5
予算配分に関する文書	5
契約に係る検査に関する決裁文書	5
支出計算書に関する決裁文書	5
支出計算書附属証拠書類の写し (手元保管に係るものについては原本)	5

予定価格に関する決裁文書	5
収入目標額の設定通知書	5
過年度支出に関する決裁文書	5
委任経理金寄附金別受払簿	5
委任経理に関する決裁文書	5
科学研究費補助金収支簿	5
科学研究費補助金の経理に関する決裁文書	5
旅行命令簿	5
旅費の請求にかかる添付書類	5
契約伺に関する決裁文書	5
債務負担額計算書に関する決裁文書	5
特許の出願に関する決裁文書	5
物品供用簿	5
物品使用簿	5
物品請求書及び命令書	5
物品の交換に関する決裁文書	5
物品の貸与・譲与に関する決裁分書	5
開札結果に関する決裁文書	5
外国送金にかかる実績額等の報告に関する決裁文書	5
管理委託財産の使用又は収益に関する決裁文書	5 (期間終了後)
管理換に関する決裁文書	5
機種選定に関する決裁文書	5
技術審査に関する決裁文書	5
勤務時間報告書	5
職員別給与簿	5
基準給与簿	5
給与の口座振込申出・変更申出書	5 (口座振込によらなくなつた後)
給与所得者の配偶者特別控除申請書及び給与所得者の保険料控除申請書	5
給与所得者の扶養控除等申請書	5
銀行振込依頼書（諸謝金、旅費等）	5
建物の移築及び改築に関する決裁文書	5
建物の新築及び増築に関する決裁文書	5
源泉徴収書控（給与簿により確認可能なものを除く）	5
現金出納簿	5
現金領収書受払簿	5
交換計画書に関する決裁文書	5
行政財産の使用に関する決裁文書	5 (期間終了後)
合同宿舎の配分決定に関する決裁文書	5
国有財産の引継に関する決裁文書	5
国有財産の種別替に関する決裁文書	5
国有財産の用途変更に関する決裁文書	5
国有財産所在市町村交付金に関する決裁文書	5
債権管理計算書に関する決裁文書	5
債権管理簿	5
債権発生通知及びこれに関する決裁文書（徴収決定に関する決議書を含む）	5

歳入歳外出現金出納計算書に関する決裁文書	5
歳入徴収額計算書に関する決裁文書	5
仕様書策定に関する決裁文書	5
仕様書案に対する意見招請に関する決裁文書	5
支出負担行為差引簿	5
支出簿	5
支払元受高差引簿	5
会計機関及び出納官吏の異動に関する決裁文書（取引関係通知書に係るものを含む）	5
実地監査等の報告	5
収入金現金出納計算書に関する決裁文書	5
宿舎の設置に係る事務の委任に関する決裁文書	5
宿舎廃止に関する決裁文書	5
小切手・国庫金振替書受払簿	5
政府調達に係る苦情処理に関する決裁文書	5
政府調達の調査・統計に関する決裁文書	5
前渡資金科目整理簿	5
前渡資金交付要求書に関する決裁文書	5
前渡資金出納計算書に関する決裁文書	5
退職所得の受給に関する申請書	5
徴収簿	5
土地又は建物の借入に関する決裁文書	5 (借入終了後)
特許権等の専用実施権設定に関する決裁文書	5
特定学校財産に係る事務委任の承認に関する決裁文書	5 (委任期間終了後)
特定学校財産の指定申出・協議に関する決裁文書	5
特定調達契約に係る一般競争等に関する記録票	5
入札に関する決裁文書	5
不用決定の承認に関する決裁文書	5
普通財産の管理委託に関する決裁文書	5 (委託期間終了後)
普通財産の使用又は収益に関する決裁文書	5 (期間終了後)
物品管理計算書に関する決裁文書	5
物品管理簿	5
物品検査に係る決裁文書	5
物品出納簿	5
分類換に関する決裁文書	5
出納員の現金出納に係る書類（交付伝票等）	5
亡失・損傷等に係る決裁文書	5
無料宿舎指定状況報告書に関する決裁文書	5
予算（追加）配分通知書	5
予算（追加）配分要求書に関する決裁文書	5
物品の取得に関する決裁文書	5
資格審査に関する文書	3
基準概算に関する調書に関する決裁文書	3
研究生等授業料収入見込額等調に関する決裁文書	3
国立学校特別会計支出・収入見込額調に関する決裁文書	3
消費税に係る報告書に関する決裁文書	3
非常勤職員手当等支出見込額調に関する決裁文書	3

非常勤職員手当等所要額調に関する決裁文書	3
庁舎敷地の取得等予定調に関する決裁文書	3
庁舎等使用現況及び見込報告書に関する決裁文書	3
部局等調に関する決裁文書	3
国有財産見込現在額報告書に関する決裁文書	3
借入状況報告書に関する決裁文書	3
住宅事情に係る資料の提供に関する決裁文書	3
宿舎の居住証明に関する決裁文書	3
宿舎の損害賠償金に係る決裁文書	3
宿舎の貸与承認に関する決裁文書（同居含）	3
宿舎の入居若しくは専用開始の延期の承認又は貸与取消しの承認に関する決裁文書	3
宿舎の明渡猶予承認に関する決裁文書	3
庁舎等管理簿	3
特別会計所属国有地売払予定調に関する決裁文書	3
特別会計所属普通財産の現況調査に関する決裁文書	3
政府調達に関する官報掲載に関する決裁文書	1
書損小切手・国庫金振替書	1
雑件関係	1

#### 施設関係文書

文書の類型	保存期間
かしの修補等の請求の際に必要となるもの（設計図書等）	10
工事の設計積算に関するもの	5
工事請負契約に関するもの（かしの修補等の請求の際に必要となるものを除く）	5
設計監理委託に関するもの	5
工事の施工管理に関するもの（かしの修補等の請求の際に必要となるものを除く）	5
施設維持管理に関するもの	5
工事・建築に関する届出関係書類	5
長期計画に関するもの	5
競争参加者資格審査に関するもの	3
工事契約・施工に関する報告に関するもの	3
施設維持管理に関するもの	3
雑件（工事・建築等）	1

#### 教務関係

文書の類型	保存期間
卒業証書発行台帳及び修了証書発行台帳	永年
学位授与に関するもの	永年
学籍簿	永年
学生の懲戒等身分の異動に関するもので重要なもの	30
学業成績に関するもの	30
教育職員免許状等に関するもの	30
学生の懲戒等身分の異動に関する文書	10
日本育英会及びその他育英団体の奨学金に関するもので重要なもの	10
学生寄宿舎等の学生の入退寮に関するもので重要なもの	10
入学者の選抜試験に関するもの	10

留学生に関するもので重要なもの	10
非正規学生に関するもの	10
卒業・修了に関するもの	10
授業に関するもので重要なもの	10
授業に関するもの	5
日本育英会及びその他育英団体の奨学金に関するもの	5
学生寄宿舎等の学生の入退寮に関するもの	5
入学料、授業料等の免除に関するもので重要なもの	5
健康診断表、学生相談記録等学生及び職員の健康管理に関するもので重要なもの	5
学生の就職先に関するもので重要なもの	5
学生証等各種証明書発行に関するもので重要なもの	5
学生団体に関するもので重要なもの	5
課外教育の実施に関するもので重要なもの	5
学生教育研究災害傷害保険に関するもの	5
入学手続書類	5
定期試験に関するもの	5
シラバス	5
留学生に関するもの	5
入学者の選抜及び成績考査に関するもの	5 (学校教育法)
入学料、授業料等の免除に関するもの	3
健康診断表、学生相談記録等学生及び職員の健康管理に関するもの	3
学生の就職先に関するもの	3
学生証等各種証明書発行に関するもの	3
学生団体に関するもの	3
課外教育の実施に関するもの	3
休講に関するもの	3
福利厚生施設の利用に関するもの	3
学生の生活支援に関するもの	3
留学生に関するもので軽易なもの	3

#### 研究助成関係文書

文書の類型	保存期間
組換えDNA実験の審査等に関するもの	5
科学研究費補助金の申請等に関するもの	5
各種研究助成に関するもの	5

#### 研究協力関係文書

文書の類型	保存期間
発明委員会における審査に関するもの	30
国際規制物資に関するもの	10
民間等との共同研究に関するもの	5
受託研究に関するもの	5
研究員等に関するもの	5
奨学寄附金に関するもの	5
受託研究の実績報告に関するもの	5
研究交流促進法第11条第2項に基づく国有敷地の廉価使用承認申請に関するもの	5

共同試験研究促進税制の証明に関するもの	5
放射性同位元素に関するもの	
健康診断票	永年
個人被ばく線量の記録に関するもの	永年
放射性同位元素等使用施設の設置・改廃・変更等に関するもの	30
放射性同位元素の使用・保管・運搬・廃棄記録	5
場所・排水等の汚染に関する測定記録	5
教育訓練に関する記録	5
放射性同位元素施設の定期点検記録	5
放射性同位元素等取扱施設の管理に関するもの	5
その他雑件	1
研究協力事務に関するもの	5
国際交流に関するもの	5

#### 学内共同教育研究施設関係文書

文書の類型	保存期間
管理運営に関するもの	5
会計に関するもの	5
その他雑文書	1

#### 大学開放関係文書

文書の類型	保存期間
大学開放・公開講座に関するもの	5

#### 図書館関係文書

文書の類型	保存期間
蔵書目録	30
蔵書統計	30
利用統計	30
貴重図書に係る基準等の決裁文書	10
資料の収集及び整理に係る基準等の決裁文書	10
資料の受入及び除籍に係る基準等の決裁文書	10
資料の寄贈及び交換に係る基準等の決裁文書	10
資料の閲覧及び貸出に係る基準等の決裁文書	10
参考業務に係る基準等の決裁文書	10
他機関との相互利用に関する決裁文書	5
資料の除籍に関する決裁文書	5
資料の購入に関する決裁文書	5
資料の寄贈及び交換に関する決裁文書	5
資料の製本及び修理に関する決裁文書	5
整理業務に関する決裁文書	3
閲覧業務に関する決裁文書	3
貸出業務に関する決裁文書	3
資料の利用に関する決裁文書	3
文献複写に関する決裁文書	3
図書館広報誌等の作成に関する決裁文書	3

図書館の利用に関する決裁文書	1
図書館利用者名簿	1

附属学校関係文書

文書の類型	保存期間
卒業証書授与台帳	永年
指導要録・その写・抄本	永年
各教科の学習の記録	永年
学校要覧	10
教科用図書配当表	5
担任の教科又は科目、時間表、担任学級	5
出席簿、日課表、年間行事表、生活のしおり、学校案内、学校日誌	5
P T A 関係文書	5
入学関係文書	5
日本体育学校健康センター関係文書	5
奨学金関係文書	5
給食関係文書	5
課外活動に関する文書	3
研究会関係文書	3

教育・研究関係文書

文書の類型	保存期間
教育関係文書	
博士論文	10
修士論文	5
卒業論文（カリキュラムで規定する「卒業論文」をいう。）	5
入試採点基準（筆記、口述）（推薦入試、編入学試験、大学院入試）	3
学年末・中間試験問題	3
大学院推薦基準	3
ガイダンス資料	1
進路指導文書（アンケート、面接メモ等）	1
進級アンケート	1
口述試験評価メモ、打合せメモ	1
研究関係文書	
各種研究助成金に関する申請書	5
外部機関へ提出した報告書	5
学部・学科・講座等の管理・運営関係文書	
R I 施設入退室記録	5
学科・講座・教室等会議関係文書	3
資料室等貸出名簿	3
実験機器利用記録	1
毒劇物受払簿	1
コピー機のカード使用記録	1

○平成13年お茶の水女子大学規則第47号  
お茶の水女子大学情報公開取扱要項を次のように定める。  
平成13年4月25日

お茶の水女子大学長 本田和子

## お茶の水女子大学情報公開取扱要項

### (趣旨)

第1条 お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要項において「行政文書」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。

2 この要項において「部局」とは、各学部、大学院人間文化研究科、ジェンダー研究センター、生活環境研究センター、留学生センター、各附属学校、事務局及び保健管理センターをいう。

### (受付)

第3条 本学が保有する行政文書について、開示請求があつた場合は、お茶の水女子大学情報公開室（以下「情報公開室」という。）において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

一 本学が保有する行政文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、お茶の水女子大学行政文書管理規程第9条第1項に規定するお茶の水女子大学行政文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、行政文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。

二 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙様式第1号の行政文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「施行令」という。）第13条に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

三 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあつた行政文書を保有する部局に送付するものとする。

### (開示等の検討)

第4条 学長は、行政文書の開示、不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たつて、お茶の水女子大学広報委員会（以下「広報委員会」という。）に意見を求めるものとする。

### (開示等の決定)

第5条 学長は、法律第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があつた日から30日以内に開示等の決定をするものとする。

2 学長は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙様式第4号により当該開示請求者に通知しなければならない。

3 学長は、法第11条の規定により開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分を

除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別紙様式第5号により当該開示請求者に通知しなければならない。

- 4 学長は、法第12条第1項の規定により事案を他の行政機関の長に移送するときは、別紙様式第6号及び別紙様式第7号により、他の行政機関の長及び当該開示請求者に通知しなければならない。
- 5 学長は、法第13条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙様式第8号、別紙様式第9号又は別紙様式第10号により当該第三者に通知しなければならない。
- 6 学長は、法第13条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙様式第11号により当該第三者に通知しなければならない。
- 7 学長は、開示等の決定をしたときは別紙様式第2号又は別紙様式第3号により当該開示申請者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第6条 学長は、法第14条第2項の規定により行政文書の開示を受ける者から別紙様式第12号及び別紙様式第13号による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第14条第4項の規定により開示を受ける者から別紙様式第14号による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図つて開示を実施するものとする。

- 2 前項の規定により開示を実施するときは、施行令第13条に規定する開示実施手数料を徴収するものとする。
- 3 行政文書の開示は、原則として情報公開室において実施するものとする。ただし、行政文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により情報公開室まで出向くことができない場合には、当該行政文書を保有する部局において実施できるものとする。
- 4 開示を受ける者が行政文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、情報公開室において行政文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(開示実施手数料の減額等)

第7条 学長は、前条第3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、開示実施手数料を減額又は免除をすることができる。この場合、必要に応じて広報委員会の意見を求めるものとする。

- 一 施行令第14条第2項の規定により開示を受ける者から別紙様式第15号により開示実施手数料の減額又は免除の申出があつたとき。
  - 二 施行令第14条第4項の規定により開示決定に係る行政文書を一定の方法により一般に周知させることができると認めるとき。
- 2 学長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別紙様式第16号又は別紙様式第16号その2により、当該開示を受ける者に通知しなければならない。

(移送された事案)

第8条 法第12条第2項の規定により他の行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(不服申立て)

第9条 学長は、開示をしない旨の決定等について不服申立てがあつたときは、広報委員会の意見を求めるものとする。

- 2 学長は、法第18条の規定により情報公開審査会に諮問するときは、別紙様式第

17号及び第18号により情報公開審査会及び不服申立てをした者（以下「不服申立者」という。）に通知しなければならない。

3 学長は、不服申立てに対する決定をしたときは、別紙第19号様式により不服申立者に通知しなければならない。

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成13年4月25日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

[ 別紙様式第1号～第19号 略 ]

## ○お茶の水女子大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準

[ 平成13年4月25日 ]  
制 定

お茶の水女子大学（以下「本学」という。）に行政文書の開示請求があったときは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）」（以下「情報公開法」という。）により、開示に係る行政文書に次のいずれかが記録されている情報（不開示情報）を除き、開示請求者に当該行政文書を開示する。

### 第1 個人情報（情報公開法第5条第1号）

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等から、特定個人を識別することが可能な情報、又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益（名誉、感情などを含む。）を害するおそれがある情報。

- 例えば、1) 職員・学生の自宅住所・電話番号等
- 2) 人事選考関係資料（氏名、履歴等）
- 3) 健康診断・カウンセリングの記録
- 4) 懲戒処分関係資料（氏名、懲戒内容等）
- 5) 学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。）、成績、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等）
- 6) 推薦入試・大学院入試等の答案及び合否判定資料
- 7) 学生指導関係文書
- 8) 反省文
- 9) 進路指導関係文書（本人アンケート、面接メモ）
- 10) 卒業論文、修士論文、博士論文など。

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報。

例え、1) 研究者総覧  
2) 叙勲・褒章受賞者名簿など。

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報。

例え、医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるものなど。

ハ 当該個人が公務員であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分。

例え、文書に付された総務課長、人事係長等の職名など。

### 第2 法人等情報（情報公開法第5条第2号）

法人その他の団体（国、地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位、その他正

当な利益を害するおそれがあるもの。

例えば、1) 「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ

2) 工事請負者施工成績一覧など。

□ 本学の要請を受けて、公にしないという条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、また、公にしない等の条件を付すことが情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの。

例えば、企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたものなど。

ただし、法人等情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

### 第3 国の安全等情報（情報公開法第5条第3号）

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国や国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると、学長が認めるにつき相当の理由がある情報。

### 第4 公共の安全等情報（情報公開法第5条第4号）

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると、学長が認めるにつき相当の理由がある情報。

例えば、1) 麻薬、毒物、劇物等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受扱い、保管に関する情報

2) ID、パスワード等のネットワークセキュリティー関係情報など。

### 第5 審議検討等情報（情報公開法第5条第5号）

国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、素直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの。

例えば、1) 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録

2) 学部、学科等改組で現在検討中のものの記録

3) 人事選考（採用、昇任等）の記録など。

□ 不當に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの。

例えば、入試制度改革案（出題科目変更案等）など。

ハ 特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるもの。

例えば、1) キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書など。）

2) 機種選定や仕様策定に係る検討記録など。

### 第6 事務・事業支障情報（情報公開法第5条第6号）

事務・事業情報のうち次に掲げるおそれのある情報及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。

イ 監査、検査、取締り、試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難に

し、又は違法・不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ。

　例えば、1) 学部入試、推薦入試、大学院入試等の出題者名簿  
　2) 入試制度改革関係資料など。

口 契約、交渉、争訴に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ。

　例えば、1) 入札前の予定価格、積算内訳書  
　2) 大学が当事者となっている訴訟（国家賠償訴訟、医療過誤訴訟等）に関する資料など。

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ。

　例えば、科学研究費補助金研究計画書で採択前のもの、又は不採択のものなど。

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもの。

　例えば、1) 人事異動原案  
　2) 人事選考（採用、昇任等）関係資料  
　3) 勤務評定関係記録など。

ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利害を害するおそれ。

#### 附 則

この基準は、平成13年4月25日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第48号

お茶の水女子大学大学院外国人留学生規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年4月25日

お茶の水女子大学長 本田和子

### お茶の水女子大学大学院外国人留学生規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学大学院外国人留学生規程（昭和6年11月24日制定）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「原則として学年又は学期の始めとする。ただし、学生については、学年の始めとする。」を「次のとおりとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第3条第1号の外国人留学生については、学年の始めとする。ただし、再入学の場合は、学期の始めとすることができます。
- 二 第3条第2号から第5号の外国人留学生については、学年又は学期の始めとする。

### 附 則

この規程は、平成13年4月25日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

◆各種委員会委員◆

1. ( ) は事務担当課
2. \*は委員長又は議長
3. 任期無記入は官職指定
4. 官職は最新のものを掲載  
(編集中の異動についてもできる限り補正した)

評議会 (総務課)

官職等	氏 名	任 期
学 長	* 本 田 和 子	13. 2. 16~17. 3. 31
副学長 (研究・企画担当)	松 本 素 武	13. 4. 1~15. 3. 31
副学長 (教育・厚生補導担当)	市 古 夏 生	13. 4. 1~15. 3. 31
文教育学部 長	山 本 秀 行	12. 10. 1~14. 9. 30
理学部長	笠 原 勇 二	12. 4. 1~14. 3. 31
生活科学部 長	板 倉 壽 郎	12. 10. 1~14. 3. 31
大学院人間文化研究科 長	徳 丸 吉 彦	12. 4. 1~14. 3. 31
附属図書館長	藤 原 正 彦	12. 11. 1~14. 10. 31
附属学校部長	石 川 宏	11. 4. 1~14. 3. 31
文教育学部	秋 山 光 文	12. 4. 1~14. 3. 31
選出評議員	鷹 野 光 行	12. 4. 1~14. 3. 31
理学部	石 和 貞 男	12. 4. 1~14. 3. 31
選出評議員	今 野 美智子	13. 2. 16~14. 3. 31
生活科学部	久保田 紀久枝	12. 4. 1~14. 3. 31
選出評議員	袖 井 孝 子	13. 4. 1~14. 3. 31
大学院人間文化研究科 選出評議員	平 野 由 紀 子	12. 4. 1~14. 3. 31
	小 川 昭 二 郎	12. 4. 1~14. 3. 31
学長指名 評議員	内 田 伸 子	12. 4. 1~14. 3. 31

評議会規則第11条に定める者

官職等	氏 名	任 期
ジェンダー研究センター長	波 平 恵美子	
生活環境研究センター長	近 藤 和 雄	
留学生センター長	福 田 豊	
事務局長	矢加部 英 敏	

部局長会議 (総務課)

官職等	氏 名	任 期
学 長	* 本 田 和 子	
副学長 (研究・企画担当)	松 本 素 武	
副学長 (教育・厚生補導担当)	市 古 夏 生	
文教育学部 長	山 本 秀 行	
理学部長	笠 原 勇 二	
生活科学部 長	板 倉 壽 郎	
大学院人間文化研究科 長	徳 丸 吉 彦	
附属図書館長	藤 原 正 彦	
附属学校部長	石 川 宏	
ジェンダー研究センター長	波 平 恵美子	
生活環境研究センター長	近 藤 和 雄	
留学生センター長	福 田 豊	
事務局長	矢加部 英 敏	

## 学長補佐会議 (総務課)

官職等	氏 名	任 期
学 長	* 本 田 和 子	
副学長 (研究・企画担当)	松 本 勲 武	
副学長 (教育・厚生補導担当)	市 古 夏 生	
事務局長	矢加部 英 敏	

## 大学資料委員会 (総務課)

官職等	氏 名	任 期
附 屬 図書館長	* 藤 原 正 彦	
文教育学部 選出委員	アリーン・B・ マイケル・アダ	13. 4. 1~14. 3. 31
理 学 部 選出委員	竹 尾 富貴子	
生活科学部 選出委員	吉 村 佳 子	
文教育学部 教 授	秋 山 光 文	
文教育学部 教 授	鷹 野 光 行	
ジェンダー 研究センター 教 授	館 かおる	
大学院人間 文化研究科 助 教 授	米 田 俊 彦	11. 7. 13~13. 7. 12
大学院人間 文化研究科 教 授	小 風 秀 雅	12. 7. 1~14. 6. 30

## 人権委員会 (総務課)

官職等	氏 名	任 期
学 長	* 本 田 和 子	
副学長 (研究・企画担当)	松 本 勲 武	
副学長 (教育・厚生補導担当)	市 古 夏 生	
文教育学 部 長	山 本 秀 行	
理学部長	笠 原 勇 二	
生活科学 部 長	板 倉 壽 郎	
大学院人間 文化研究科 長	徳 丸 吉 彦	
附 屬 図書館長	藤 原 正 彦	
附 屬 学校部長	石 川 宏	
事務局長	矢加部 英 敏	

## セクシャル・ハラスメント防止対策委員会 (総務課)

官職等	氏 名	任 期
副学長 (研究・企画担当)	* 松 本 勲 武	
事務局長	矢加部 英 敏	
	菅 聰 子	
	石 和 貞 男	
副学長 指名委員	戒 能 民 江	
	天 野 正 子	
	高 橋 通 泰	
	樹 田 正 子	
事務局長	下 田 勝	
指名委員	若 井 明	

## 事務改善研究委員会（総務課）

官職等	氏名	任期
事務局長	*矢加部 英敏	
総務課長	下田 勝	
会計課長	加藤 妙子	
施設課長	外山 信豊	
学務課長	花房 茂俊	
学生課長	若井 明	
入試課長	高橋 裕俊	
留学生課長	荒木 進一郎	
総務課 課長補佐	近本 政明	
会計課 課長補佐	峯村 薫	
施設課 課長補佐	早川 満雄	
学務課 課長補佐	柿澤 秀春	
企画広報 室長	西村 光範	
研究協力 室長	菊池 昭夫	
研究科・ 学部事務長	高野 佳征	
附属図書館 事務長	海老原 葵	

## 事務連絡協議会（総務課）

官職等	氏名	任期
事務局長	*矢加部 英敏	
総務課長	下田 勝	
会計課長	加藤 妙子	
施設課長	外山 信豊	
学務課長	花房 茂俊	
学生課長	若井 明	
入試課長	高橋 裕俊	
留学生課長	荒木 進一郎	
企画広報 室長	西村 光範	
研究協力 室長	菊池 昭夫	
附属図書館 事務長	海老原 葵	
研究科・ 学部事務長	高野 佳征	
総務課 課長補佐	近本 政明	
会計課 課長補佐	峯村 薫	
施設課 課長補佐	早川 満雄	
学務課 課長補佐	柿澤 秀春	
附属学校部 事務室長	平松 周二	
学生課 専門員	古賀 智	
研究科・ 学部事務部 専門員	齊藤 実	

レクリエーション運営委員会（総務課）

官職等	氏名	任期
事務局長	*矢加部 英敏	
総務課長	下田 勝	
会計課長	加藤 妙子	
施設課長	外山 信豊	
学務課長	花房 茂俊	
学生課長	若井 明	
入試課長	高橋 裕俊	
留学生課長	荒木 進一郎	
企画広報室長	西村 光範	
研究協力室長	菊池 昭夫	
附属図書館事務長	海老原 葵	
研究科・学部事務長	高野 佳征	
総務課課長補佐	近本 政明	
会計課課長補佐	峯村 薫	
施設課課長補佐	早川 満雄	
学務課課長補佐	柿澤 秀春	
附属学校部事務室長	平松 周二	

評価委員会（企画広報室）

官職等	氏名	任期
副学長 (研究・企画担当)	*松本 素武	
副学長 (教育・厚生補導担当)	市古 夏生	13. 4. 1~15. 3. 31
評議員	鷹野 光行 石和 貞男 袖井 孝子 小川 昭二郎	
文教育学部選出委員	土屋 賢二	
理学部選出委員	細矢 治夫	12. 4. 1~14. 3. 31
生活科学部選出委員	脊山 洋右	
大学院人間文化研究科選出委員	内田 忠賢	
総務課長	下田 勝	

## 将来構想検討委員会 (企画広報室)

官職等	氏 名	任 期
学 長	* 本 田 和 子	
副学長 (研究・企画担当)	松 本 紅 武	
副学長 (教育・厚生補導担当)	市 古 夏 生	
文教育学部 長	山 本 秀 行	
理学部長	笠 原 勇 二	
生活科学部 長	板 倉 壽 郎	
大学院人間文化研究科長	徳 丸 吉 彦	
附 属 図書館長	藤 原 正 彦	
附 属 学校部長	石 川 宏	
事務局長	矢 加 部 英 敏	

## 広報委員会 (企画広報室)

官職等	氏 名	任 期
副学長 (研究・企画担当)	* 松 本 紅 武	
副学長 (教育・厚生補導担当)	市 古 夏 生	
評議員	秋 山 光 文	12.10.1~14.3.31
	石 和 貞 男	
	袖 井 孝 子	
	小 川 昭 二 郎	
文教育学部選出委員	石 口 彰	
理学部選出委員	今 野 美 智 子	
生活科学部選出委員	會 川 義 寛	
大学院人間文化研究科選出委員	天 野 知 香	
ホームページ運営委員会委員長	倉 田 忠 男	
企画広報室長	西 村 光 範	

ホームページ運営委員会 (企画広報室)

官職等	氏名	任期
文教育学部選出委員	石口 彰	
理学部選出委員	森 義仁	
生活科学部選出委員	會川 義寛	
大学院人間文化研究科選出委員	小川 温子	
センター研究センター、生活環境研究センター、保健管理センター、留学生センター選出委員	*倉田 忠男	11.11.1~13.10.31
附属学校園選出委員	加々美 勝久	
事務局選出委員	下田 勝	
附属図書館選出委員	海老原 葵	
情報処理センター運営委員会選出委員	柏川 正充	11.11.1~13.10.31

公開講座委員会 (企画広報室)

官職等	氏名	任期
副学長(研究・企画担当)	*松本勲武	
評議員	久保田 紀久枝	
文教育学部選出委員	杉谷 隆	12.12.1~14.11.30
理学部選出委員	松崎 豊	11.12.1~13.11.30
生活科学部選出委員	松崎 克彦	11.12.1~13.11.30
大学院人間文化研究科選出委員	石和貞男	12.12.1~14.11.30
大学院人間文化研究科選出委員	永瀬伸子	11.12.1~13.11.30
大学院人間文化研究科選出委員	香西みどり	12.12.1~14.11.30
大学院人間文化研究科選出委員	畠江敬子	12.12.1~14.11.30
大学院人間文化研究科選出委員	大塚常樹	

独立行政法人化調査検討委員会 (企画広報室)

官職等	氏名	任期
副学長(研究・企画担当)	*松本勲武	
副学長(教育・厚生補導担当)	市古夏生	
文教育学部選出委員	小風秀雅	
理学部選出委員	竹村和子	
生活科学部選出委員	菅本晶夫	
大学院人間文化研究科選出委員	室伏きみ子	
大学院人間文化研究科選出委員	松浦秀治	13.4.1~15.3.31
大学院人間文化研究科選出委員	吉村佳子	
大学院人間文化研究科選出委員	坂本佳鶴恵	
大学院人間文化研究科選出委員	村田容常	
センター研究センター、生活環境研究センター、留学生センター選出委員	伊藤るり	
附属学校選出委員	荻原万紀子	
附属学校選出委員	宗我部義則	
総務課長	下田 勝	
会計課長	加藤妙子	

## 発明委員会（研究協力室）

官職等	氏 名	任 期
文教育学部 選出委員	内藤俊史	12. 10. 1~14. 9. 30
理学部 選出委員	室伏きみ子 藤代一成	
生活科学部 選出委員	仲西正	
大学院人間文化研究科 選出委員	村田容常	13. 4. 1~15. 3. 31
生活環境研究センター 選出委員	倉田忠男	12. 10. 1~14. 9. 30

## 国際交流委員会（研究協力室）

官職等	氏 名	任 期
学長	*本田和子	
副学長 (研究・企画担当)	松本勲武	
副学長 (教育・厚生補導担当)	市古夏生	
文教育学部長	山本秀行	
理学部長	笠原勇二	
生活科学部長	板倉壽郎	
大学院人間文化研究科長	徳丸吉彦	
附属図書館長	藤原正彦	
留学生センター長	福田豊	
評議員	秋山光文	
	今野美智子	
	袖井孝子	
	平野由紀子	
事務局長	矢加部英敏	

## 組換えDNA実験安全委員会（研究協力室）

官職等	氏 名	任 期
研究者	*室伏きみ子	
自然科学	村田容常	
人文科学	佐藤光子	
社会科学	小谷眞男	
医学	近藤和雄	13. 4. 1~13. 12. 15
研究科・ 学部事務長	高野佳征	
安全主任者	馬場昭次	11. 12. 16~13. 12. 15

生活環境研究センター運営委員会 (研究協力室)

官職等	氏 名	任 期
生活環境研究センター長	*近藤和雄	
生活環境研究センター教授	倉田忠男	
生活環境研究センター教授	大塚 譲	
生活環境研究センター助教授	富永典子	
文教育学部選出委員	内藤博夫	12. 4. 1~14. 3. 31
理学部選出委員	永野 肇	13. 2. 16~14. 3. 31
生活科学部選出委員	會川義寛	
生活科学部選出委員	本間清一	12. 4. 1~14. 3. 31
大学院人間文化研究科選出委員	馬場昭次	

スペース・コラボレーション・システム運営委員会 (研究協力室)

官職等	氏 名	任 期
文教育学部選出委員	石口彰	
理学部選出委員	清水徹郎	
生活科学部選出委員	*細矢治夫	
大学院人間文化研究科選出委員	森義仁	
附属高等学校選出委員	會川義寛	
附属中学校選出委員	伊藤亜矢子	
総務課長	坂元章	12. 4. 1~14. 3. 31
会計課長	佐藤浩史	
施設課長	室岡和彦	
学務課長	松本純一	
会計課長	下田勝	
施設課長	加藤妙子	
学務課長	外山信豊	
会計課長	花房茂俊	

ジェンダー研究センター運営委員会 (研究協力室)

官職等	氏 名	任 期
ジェンダー研究センター長	*波平恵美子	
ジェンダー研究センター教授	館かおる	
ジェンダー研究センター教授	伊藤るり	
文教育学部選出委員	天野正子	
理学部選出委員	箕浦康子	
生活科学部選出委員	前田ミチエ	12. 4. 1~14. 3. 31
大学院人間文化研究科選出委員	今野美智子	
会計課長	駒城素子	
施設課長	戒能民江	
学務課長	米田俊彦	
会計課長	竹村和子	

共通機器センター運営委員会 (研究協力室)

官職等	氏 名	任 期
センター長	*益田祐一	12. 12. 1~14. 11. 30
文教育学部選出委員	西尾道子	12. 4. 1~14. 3. 31
理学部選出委員	石口彰	13. 4. 1~15. 3. 31
生活科学部選出委員	小林哲幸	12. 4. 1~14. 3. 31
大学院人間文化研究科選出委員	今井正幸	13. 4. 1~15. 3. 31
会計課長	仲西正	12. 4. 1~14. 3. 31
施設課長	森光康次郎	13. 4. 1~15. 3. 31
学務課長	林正男	13. 4. 1~15. 3. 31
会計課長	村田容常	12. 4. 1~14. 3. 31
施設課長	大塚譲	13. 4. 1~15. 3. 31

情報処理センター運営委員会 (研究協力室)

官職等	氏 名	任 期
情報処理センター長	*佐藤 浩史	
情報処理センター主任	渡部 亜矢子	
文教育学部選出委員	土屋 賢二 新名 謙二	
理学部選出委員	小林 功佳 森 義仁	
生活科学部選出委員	村田 容常 小谷 真男	
大学院人間文化研究科選出委員	内藤 俊史	
ジェンダー研究センター選出委員	伊藤 るり	
生活環境研究センター選出委員	富永 典子	
附属図書館長	藤原 正彦	
学務課長	花房 茂俊	

12. 10. 1~14. 9. 30

予算委員会 (会計課)

官職等	氏 名	任 期
副学長(研究・企画担当)	*松本 勲武	
副学長(教育・厚生補導担当)	市古 夏生	
文教育学部長	山本 秀行	
理学部長	笠原 勇二	
生活科学部長	板倉 壽郎	
大学院人間文化研究科長	徳丸 吉彦	
附属図書館長	藤原 正彦	
評議員	秋山 光文	
	今野 美智子	
	久保田 紀久枝	
	平野 由紀子	
文教育学部選出委員	土屋 賢二	13. 4. 1~15. 3. 31
理学部選出委員	根本 心一	12. 4. 1~14. 3. 31
生活科学部選出委員	本間 清一	12. 4. 1~14. 3. 31
大学院人間文化研究科選出委員	竹尾 富貴子	13. 4. 1~15. 3. 31
ジェンダー研究センター長	波平 恵美子	
生活環境研究センター長	近藤 和雄	
留学生センター長	福田 豊	
事務局長	矢加部 英敏	
会計課長	加藤 紗子	

## 防災委員会（会計課）

官職等	氏 名	任 期
学 長	* 本 田 和 子	
副 学 長 (教育・厚生 補導担当)	市 古 夏 生	
文 教 育 学 部 長	山 本 秀 行	
理 学 部 長	笠 原 勇 二	
生 活 科 学 部 長	板 倉 壽 郎	
大 学 院 人 間 文 化 研 究 科 長	徳 丸 吉 彦	
附 属 図 書 館 長	藤 原 正 彦	
附 属 学 校 部 長	石 川 宏	
保 健 管 理 セ ン タ 一 所		
事 務 局 長	矢 加 部 英 敏	
総 務 課 長	下 田 勝	
会 計 課 長	加 藤 紗 子	
施 設 課 長	外 山 信 豊	
学 務 課 長	花 房 茂 俊	
学 生 課 長	若 井 明	

## 廃水管理委員会（施設課）

官職等	氏 名	任 期
生 活 環 境 研 究 セ ン タ 一 選 出 委 員	* 富 永 典 子	
文 教 育 学 部 選 出 委 員	杉 谷 隆	
理 学 部 選 出 委 員	松 浦 悅 子	11. 10. 1~13. 9. 30
	浜 谷 望	
	益 田 祐 一	
生 活 科 学 部 選 出 委 員	久 保 田 紀 久 枝	
	仲 西 正	
大 学 院 人 間 文 化 研 究 科 選 出 委 員	永 野 肇	13. 4. 1~15. 3. 31
附 属 高 等 学 校 選 出 委 員	石 井 朋 子	
附 属 中 学 校 選 出 委 員	佐 々 木 和 枝	11. 10. 1~13. 9. 30
会 計 課 長	加 藤 紗 子	
施 設 課 長	外 山 信 豊	

施設計画委員会 (施設課)

官職等	氏 名	任 期
学 長	* 本 田 和 子	
副 学 長 (研究・企画担当)	松 本 勲 武	
副 学 長 (教育・厚生補導担当)	市 古 夏 生	
文 教 育 学 部 長	山 本 秀 行	
理 学 部 長	笠 原 勇 二	
生 活 科 学 部 長	板 倉 壽 郎	
大 学 院 人 間 文 化 研 究 科 長	徳 丸 吉 彦	
附 属 図 書 館 長	藤 原 正 彦	
附 属 学 校 部 長	石 川 宏	
評 議 員	秋 山 光 文	
	今 野 美 智 子	
	久 保 田 紀 久 枝	
	平 野 由 紀 子	
文 教 育 学 部 選 出 委 員	杉 谷 隆	11. 10. 1~13. 9. 30
理 学 部 選 出 委 員	松 浦 悅 子	12. 4. 1~14. 3. 31
生 活 科 学 部 選 出 委 員	田 中 辰 明	12. 4. 1~14. 3. 31
大 学 院 人 間 文 化 研 究 科 選 出 委 員	牧 野 カツコ	13. 4. 1~15. 3. 31
ジ ェ ン ダ ー 研 究 セ ン タ ー 長	波 平 惠 美 子	
生 活 環 境 研 究 セ ン タ ー 長	近 藤 和 雄	
留 学 生 セ ン タ ー 長	福 田 豊	
事 務 局 長	矢 加 部 英 敏	

学務委員会 (学務課)

官職等	氏 名	任 期
副 学 長 (教育・厚生 補導担当)	* 市 古 夏 生	
評 議 員	鷹 野 光 行	
	石 和 貞 男	
	久 保 田 紀 久 枝	
文 教 育 学 部	松 崎 賀	13. 4. 1~15. 3. 31
選 出 委 員	新 名 謙 二	12. 4. 1~14. 3. 31
理 学 部	小 林 功 佳	13. 4. 1~15. 3. 31
選 出 委 員	塚 田 和 美	12. 4. 1~14. 3. 31
生 活 科 学 部	鈴 木 恵 美 子	13. 4. 1~15. 3. 31
選 出 委 員	香 西 みどり	12. 4. 1~14. 3. 31

ファルティ・ディベロップメント 委員会 (学務課)

官職等	氏 名	任 期
副 学 長 (教育・厚生 補導担当)	* 市 古 夏 生	
副 学 長 (研究・企画 担当)	松 本 勲 武	
	秋 山 光 文	
	今 野 美 智 子	
	久 保 田 紀 久 枝	
評 議 員	平 野 由 紀 子	
文 教 育 学 部 選 出 委 員	内 田 忠 賢	
理 学 部 選 出 委 員	富 永 靖 德	12. 10. 1~14. 3. 31
生 活 科 学 部 選 出 委 員	脊 山 洋 右	13. 4. 1~14. 3. 31
大 学 院 人 間 文 化 研 究 科 選 出 委 員	坂 元 章	12. 10. 1~14. 3. 31

学生委員会（学生課）

官職等	氏名	任期
副学長 (教育・厚生 補導担当)	*市古夏生	
評議員	鷹野光行	
	石和貞男	
文教育学部 選出委員	和田英信	12. 4. 1~14. 3. 31
	天野知香	13. 4. 1~15. 3. 31
理学部 選出委員	今井正幸	12. 4. 1~14. 3. 31
	吉田裕亮	13. 4. 1~15. 3. 31
生活科学部 選出委員	森光康次郎	12. 4. 1~14. 3. 31
	吉村佳子	13. 4. 1~15. 3. 31
大学院人間 文化研究科 選出委員	安成英樹	
	小林哲幸	13. 4. 1~15. 3. 31
	村田容常	

学生相談室運営委員会（学生課）

官職等	氏名	任期
副学長 (教育・厚生 補導担当)	*市古夏生	
文教育学部 選出委員	箕浦康子	
理学部 選出委員	前田ミチエ	
生活科学部 選出委員	青木紀久代	
大学院人間 文化研究科 選出委員	無藤隆	
	羽入佐和子	
学生課長	若井明	

共用体育施設等管理運営委員会（学生課）

官職等	氏名	任期
副学長 (教育・厚生 補導担当)	*市古夏生	
附属 学校部長	石川宏	
文教育学部 選出委員	杉山進	12. 6. 16~14. 6. 15
会計課長	加藤妙子	
学生課長	若井明	

保健管理センター運営委員会（学生課）

官職等	氏名	任期
保健管理セ ンター所長 事務取扱	*市古夏生	
副学長 (教育・厚生 補導担当)	*市古夏生	
文教育学部 選出委員	水村真由美	13. 4. 1~15. 3. 31
	杉山進	12. 4. 1~14. 3. 31
理学部 選出委員	前田ミチエ	13. 4. 1~15. 3. 31
	富永靖徳	12. 4. 1~14. 3. 31
生活科学部 選出委員	脊山洋右	13. 4. 2~15. 3. 31
	黒田淑子	13. 4. 1~14. 3. 31
大学院人間 文化研究科 選出委員	近藤和雄	13. 4. 1~15. 3. 31
附属 高等學校 選出委員	増田かやの	12. 4. 1~14. 3. 31
事務局長	矢加部英敏	

## 入学試験委員会 (入試課)

官職等	氏 名	任 期
学 長	* 本 田 和 子	
副 学 長 (研究・企画担当)	松 本 敏 武	
副 学 長 (教育・厚生補導担当)	市 古 夏 生	
文 教 育 学 部 長	山 本 秀 行	
理 学 部 長	笠 原 勇 二	
生 活 科 学 部 長	板 倉 壽 郎	
大 学 院 人 間 文 化 研 究 科 長	徳 丸 吉 彦	
事 務 局 長	矢 加 部 英 敏	

## 学部入試実施委員会 (入試課)

官職等	氏 名	任 期
副 学 長 (教育・厚生補導担当)	* 市 古 夏 生	
文 教 育 学 部 長	山 本 秀 行	
理 学 部 長	笠 原 勇 二	
生 活 科 学 部 長	板 倉 壽 郎	
文 教 育 学 部	坂 本 佳 鶴 恵	12. 4. 1~14. 3. 31
選 出 委 員	三 浦 謙	13. 4. 1~15. 3. 31
理 学 部	森 義 仁	12. 4. 1~14. 3. 31
選 出 委 員	榎 本 陽 子	13. 4. 1~15. 3. 31
生 活 科 学 部	御 船 美 智 子	12. 4. 1~14. 3. 31
選 出 委 員	藤 原 陽 子	13. 4. 1~15. 3. 31
事 務 局 長	矢 加 部 英 敏	

## 入学者選抜方法研究委員会 (入試課)

官職等	氏 名	任 期
副 学 長 (教育・厚生補導担当)	* 市 古 夏 生	
評 議 員	鷹 野 光 行	
	今 野 美 智 子	
	袖 井 孝 子	
文 教 育 学 部	安 成 英 樹	12. 4. 1~14. 3. 31
選 出 委 員	三 輪 建 二	13. 4. 1~15. 3. 31
理 学 部	森 義 仁	12. 4. 1~14. 3. 31
選 出 委 員	榎 本 陽 子	13. 4. 1~15. 3. 31
生 活 科 学 部	御 船 美 智 子	12. 4. 1~14. 3. 31
選 出 委 員	藤 原 葉 子	13. 4. 1~15. 3. 31

## 博士前期課程入試委員会 (入試課)

官職等	氏 名	任 期
副 学 長 (教育・厚生補導担当)	* 市 古 夏 生	
大 学 院 人 間 文 化 研 究 科 長	徳 丸 吉 彦	
評 議 員	平 野 由 紀 子	
言 語 文 化 専 攻選出委員	伊 藤 美 重 子	13. 4. 1~15. 3. 31
人 文 学 専 攻 選出委員	佐 藤 光 子	13. 4. 1~15. 3. 31
発達社会科 學専攻 選出委員	黒 田 淑 子	13. 4. 1~15. 3. 31
永瀬伸子	永瀬伸子	13. 4. 1~15. 3. 31
ライフサイ エンス専攻 選出委員	大瀧 雅 寛	13. 4. 1~15. 3. 31
水野 美砂子	水野 美砂子	13. 4. 1~15. 3. 31
物 質 科 学 専 攻選出委員	益 田 祐 一	13. 4. 1~15. 3. 31
数 理 ・ 情 報 科 学 専 攻 選出委員	金 子 晃	13. 4. 1~15. 3. 31

博士後期課程入試委員会 (入試課)

官職等	氏 名	任 期
副 学 長 (教育・厚生 補導担当)	* 市 古 夏 生	
大 学 院 人間文化 研究科 長	徳 丸 吉 彦	
評 議 員	小 川 昭二郎	
比較社会文 化学専攻 選出委員	新 井 由紀夫	13. 4. 1~15. 3. 31
	竹 村 和 子	13. 4. 1~15. 3. 31
国際日本学 専攻 選出委員	内 田 忠 賢	13. 4. 1~15. 3. 31
	菅 聰 子	13. 4. 1~15. 3. 31
人間発達科 学専攻 選出委員	酒 井 朗	13. 4. 1~15. 3. 31
	伊 藤 美奈子	13. 4. 1~15. 3. 31
人間環境科 学専攻 選出委員	仲 西 正	13. 4. 1~15. 3. 31
	千 葉 和 義	13. 4. 1~15. 3. 31
複合領域科 学専攻 選出委員	吉 田 裕 亮	13. 4. 1~15. 3. 31
	山 田 真 二	13. 4. 1~15. 3. 31

留学生センター運営委員会 (留学生課)

官職等	氏 名	任 期
センターロ 長	* 福 田 豊	
留学生セン ター教授	村 松 賢 一	
留学生セン ター助教授	佐々木 泰 子	
文教育学部 選出委員	小 風 秀 雅	
	箕 浦 康 子	
理 学 部 選出委員	鷹 野 景 子	
	芦 原 坦	
生活科学部 選出委員	柴 坂 寿 子	
	小 谷 真 男	
大学院人間 文化研究科 選出委員	大 塚 常 樹	
	室 伏 きみ子	

附属図書館運営委員会 (附属図書館事務部)

官職等	氏 名	任 期
附 屬 図 書 館 長	* 藤 原 正 彦	
文教育学部 選出委員	菅 聰 子	12. 4. 1~14. 3. 31
	佐 藤 光 子	12. 10. 1~14. 9. 30
理 学 部 選出委員	武 部 尚 志	
	鷹 野 景 子	12. 4. 1~14. 3. 31
生活科学部 選出委員	小 谷 真 男	
	松 浦 秀 治	13. 4. 1~15. 3. 31
大学院人間 文化研究科 選出委員	天 野 正 子	11. 6. 1~13. 5. 31
	作 田 正 明	12. 8. 1~13. 5. 31
ジ ェ ン ダ ー 研 究 セ ン タ ー 選 出 委 員	伊 藤 る り	12. 4. 1~14. 3. 31
情 報 处 理 セ ン タ ー 長	佐 藤 浩 史	

理学部附属臨海実験所運営委員会  
(研究科・学部事務部)

官職等	氏 名	任 期
理学部長	* 笠原勇二	
理学部附属 臨海実験所 長	根本心一	
理 学 部 選出委員	富永靖徳	12. 4. 1~14. 3. 31
	今野美智子	13. 2. 16~14. 3. 31
	山下貴司	12. 4. 1~14. 3. 31
理 学 部 附 屬 臨 海 実 験 所 員	清本正人	
文教育学部 選出委員	内田忠賢	12. 4. 1~14. 3. 31
生活科学部 選出委員	内藤博夫	13. 4. 1~15. 3. 31
会計課長	本間清一	
	近藤和雄	12. 4. 1~14. 3. 31
施設課長	加藤妙子	
	外山信豊	

理学部極低温実験室運営委員会  
(研究科・学部事務部)

官職等	氏 名	任 期
理学部長	* 笠原勇二	
極低温実験 室 長	浜谷望	
理 学 部 選出委員	富永靖徳	13. 4. 1~15. 3. 31
	永野肇	
	芦原坦	
生活科学部 選出委員	畠江敬子	12. 4. 1~14. 3. 31

理学部ラジオイットー実験室運営委員会  
(研究科・学部事務部)

官職等	氏 名	任 期
理学部長	* 笠原勇二	
ラジオイットー 実験室長	松浦悦子	
放 射 線 取扱主任者	古田悦子	
理 学 部 選出委員	浜谷望	
	小川温子	12. 10. 1~14. 9. 30
	山本直樹	
生活科学部 選出委員	藤原葉子	
生活環境研 究センター 選出委員	富永典子	11. 10. 1~13. 9. 30

## 附属学校委員会（附属学校部）

官職等	氏名	任期
附属学校部長	*石川 宏	
文教育学部選出委員	田宮 兵衛	13. 4. 1 ~15. 3. 31
理学部選出委員	室伏 きみ子	12. 4. 1 ~14. 3. 31
生活科学部選出委員	牧野 カツコ	13. 4. 1 ~14. 3. 31
大学院人間文化研究科選出委員	耳塚 寛明	13. 4. 1 ~15. 3. 31
事務局長	矢加部 英敏	
附属小学校長	無藤 隆	
附属中学校長	小川 昭二郎	
附属高等学校長	藤枝 修子	
附属幼稚園長	片岡 康子	
附属小学校教頭	黒部 善之	
附属中学校教頭	佐々木 和枝	
附属高等学校教頭	高橋 通泰	
附属幼稚園教頭	樹田 正子	

## 附属学校教育研究委員会（附属学校部）

官職等	氏名	任期
附属学校部長	*石川 宏	
文教育学部選出委員	酒井 朗	13. 4. 1 ~15. 3. 31
理学部選出委員	室伏 きみ子	12. 4. 1 ~14. 3. 31
生活科学部選出委員	青木 紀久代	13. 4. 1 ~15. 3. 31
大学院人間文化研究科選出委員	内藤 俊史	13. 4. 1 ~15. 3. 31
附属小学校選出委員	成田 信子	13. 4. 1 ~15. 3. 31
附属中学校選出委員	村上 博之	12. 4. 1~14. 3. 31
附属高等学校選出委員	宗我部 義則	12. 4. 1~14. 3. 31
附属幼稚園選出委員	小泉 薫	13. 4. 1 ~15. 3. 31
附属高等学校選出委員	田中 京子	13. 4. 1 ~15. 3. 31
附属幼稚園選出委員	茶圓 幸子	12. 4. 1~14. 3. 31
附属幼稚園選出委員	上坂元 絵里	13. 4. 1 ~15. 3. 31
附属幼稚園選出委員	伊集院 理子	12. 4. 1~14. 3. 31

○学科主任

学 部	学 科 等	職 名	氏 名
文 教 育 学 部	人 文 科 学 科	助教授	杉 谷 隆
	言 語 文 化 学 科	教 授	宮 尾 正 樹
	人 間 社 会 科 学 科	"	内 藤 俊 史
	芸 術 · 表 現 行 動 学 科	助教授	杉 山 進
理 学 部	数 学 学 科	教 授	中 居 功
	物 理 学 科	"	菅 本 晶 夫
	化 学 学 科	"	永 野 肇
	生 物 学 科	"	最 上 善 広
	情 報 科 学 科	"	增 永 良 文
生 活 科 学 部	生 活 環 境 学 科	"	本 間 清 一
	人 間 生 活 学 科	"	無 藤 隆

## 新任部局長紹介

### 副 学 長

(任期 平成13年4月1日～平成15年3月31日)



氏名 松本 純武  
生年月日 昭和18年1月2日  
専攻 生物化学、糖質生化学

#### 〔略歴〕

昭和42年3月 東京大学薬学部卒業  
昭和44年3月 同 大学院薬学系研究科修士課程修了  
昭和47年3月 同 大学院薬学系研究科博士課程修了  
昭和47年4月 同 薬学部附属薬害研究施設技官  
昭和47年9月 同 薬学部附属薬害研究施設助手  
昭和50年9月 お茶の水女子大学理学部助教授  
平成4年4月 同 理学部教授  
平成13年2月 同 学長補佐（～平成13年3月）

#### 〔モットー〕

胆大心小

#### 〔趣味〕

貝殻拾い、オーディオ、テニス

#### 〔就任の言葉〕

4月から副学長職を分担（研究・企画担当）することになりました。私の守備範囲には、本学の改革、独立法人化対策、大学評価対策、セクハラ対策、広報活動等も含まれます。これらはいずれも焦眉の急であり、任重くして道遠などと言ってはおられません。本田学長のお問い合わせは謙譲の美德を發揮されて控え目でしたが、その真意はAsk what you can do for Ochanomizu University. であると理解いたしまして、胆大心小の精神を持って任に当たる所存でございます。藤原図書館長からは、不眠不休、決死の覚悟で事に当たれと叱咤されておりますが、任務の遂行にあたりましては、皆様方の御教示、御支援、御協力をあおがなければなりません。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

## 副 学 長

(任期 平成13年4月1日～平成15年3月31日)



氏名 市古 夏生

生年月日 昭和22年7月26日

専攻 日本近世文学

### [略歴]

昭和46年3月	早稲田大学第一文学部卒業
昭和49年3月	同 大学院文学研究科修士課程修了
昭和54年3月	同 大学院文学研究科博士課程単位修得退学
昭和54年4月	甲南女子大学文学部講師
昭和56年4月	白百合女子大学文学部講師
昭和58年4月	同 文学部助教授
平成元年4月	同 文学部教授
平成3年4月	お茶の水女子大学文教育学部助教授
4月12日	同 大学院人文科学研究科助教授
平成5年4月	同 文教育学部助教授
平成5年10月	同 文教育学部教授

### [モットー]

特にありませんが、(飽きっぽいので) 関心を持続させるよう努力しています。

### [趣味]

古書即売会に出掛けること。江戸時代の出版物を研究も兼ねて蒐集しています。

### [就任の言葉]

4月から新設された教育・厚生補導担当の副学長職を努めることになりましたが、旧学生部長職とほぼ同じ役割を果たすことになっています。学部・大学院を問わず、全学の学生に関わりを持ち、学務委員会、学生委員会、入試関係の委員会など多くの委員会に委員長として関わっており、しかも思ってもみなかつた保健管理センター所長事務取扱にまで就任して、3月までとは別種の忙しさを体験しつつあります。学内行政には何分不慣れですので、教職員の方々のご協力をお願い致します。

数年後に独立行政法人化がはかられる予定になっており、先行きが不透明な難局を迎えようとしている時期にあります。このような大事な局面に部局長の一員として大学運営に参加することへの責任の重さを痛感していますが、本田学長を補佐して、何とか本学をよりよい軌道に乗せるように努力したいと思います。そういう将来構想的仕事の一方で、現在の学生に対して学内での快適な環境を提供するという日常的な業務を常に大切にしていきたいと思っています。

## 事務局長



氏名 矢加部 英敏  
生年月日 昭和18年12月20日

### 〔略歴〕

昭和43年10月 広島大学庶務部庶務課  
昭和48年9月 文化庁文化部芸術課  
昭和51年7月 文部省初等中等教育局高等学校教育課勤労青年教育係長  
昭和54年4月 同 専門職員  
昭和55年10月 同 指導係長  
昭和57年4月 九州大学庶務部国際主幹  
昭和61年4月 文部省初等中等教育局職業教育課課長補佐  
平成2年4月 同 高等学校課課長補佐  
平成4年4月 鹿児島大学経理部長  
平成6年4月 国立オリンピック記念青少年総合センター主幹  
平成8年4月 名古屋大学庶務部長  
平成8年5月 同 総務部長  
平成10年7月 福島大学事務局長  
平成13年4月 お茶の水女子大学事務局長

### 〔モットー〕

人の「和」、「輪」、「ワア（元気印の感嘆詞）」

### 〔趣味〕

ゴルフ、バレーボール

### 〔就任の言葉〕

教育、研究、社会貢献の上で21世紀以降も個性を持って輝き続ける「お茶の水女子大学」づくりの支援に全力投球していきたい。

# 人 事

## ○人 事 異 動

発令年月日	氏名	官職等	異動前の所属・職名
<b>◇ 退職</b>			
H13.3.31	星野 征男	平成13年3月31日限り定年退職	附属小学校教頭
H13.3.31	花田 修一	平成13年3月31日限り定年退職	教諭(附属中学校)
H13.3.31	中野 公敏	平成13年3月31日限り定年退職	学務課長補佐
H13.3.31	榎木 満生	辞職承認	教授(生活科学部)
H13.3.31	永川 祐三	辞職承認	教授(保健管理センター)
H13.3.31	宇佐見 尚子	辞職承認	助手(文教育学部)
H13.3.31	池田 玲子	辞職承認	助手(文教育学部)
H13.3.31	塚 美也子	辞職承認	助手(文教育学部)
H13.3.31	相良 順子	辞職承認	助手(文教育学部)
H13.3.31	米田 千恵	辞職承認	助手(生活科学部)
H13.3.31	山本 久美	辞職承認	助手(生活科学部)
H13.3.31	矢野 由佳子	辞職承認	助手(生活科学部)
H13.3.31	五十嵐 綾子	辞職承認	助手(生活科学部)
H13.3.31	山王丸 靖子	辞職承認	助手(生活環境研究センター)
H13.3.31	大橋 さつき	辞職承認	助手(大学院人間文化研究科)
H13.3.31	伊藤 敦子	辞職承認	助手(大学院人間文化研究科)
H13.3.31	朴 善姫	辞職承認	助手(大学院人間文化研究科)
H13.3.31	松原 洋子	辞職承認	助手(大学院人間文化研究科)
H13.3.31	周 一川	辞職承認	助手(大学院人間文化研究科)
H13.3.31	佐藤 あやの	辞職承認	助手(大学院人間文化研究科)
H13.3.31	西川 陽子	辞職承認	助手(大学院人間文化研究科)
H13.3.31	石川 百合子	辞職承認	助手(大学院人間文化研究科)
H13.3.31	海老原 礼子	辞職承認	助手(大学院人間文化研究科)
H13.3.31	鈴木 実	辞職承認	会計課総務係総務主任
H13.3.31	中山 淑廣	勧奨	事務局長
H13.4.1	三木 紀人	平成13年3月31日限り停年退職	教授(文教育学部)
H13.4.1	長谷部 ヤエ	平成13年3月31日限り停年退職	教授(生活科学部)
H13.4.1	犬塚 傳也	平成13年3月31日限り停年退職	教授(生活科学部)
H13.4.1	小池 三枝	平成13年3月31日限り停年退職	教授(生活科学部)
H13.4.1	大口 勇次郎	平成13年3月31日限り停年退職	教授(大学院人間文化研究科)
H13.4.30	高田 奈加子	辞職承認	学務課
<b>◇ 採用</b>			
H13.4.1	山本 直之	総務課人事係長	
H13.4.1	高久 和也	総務課	
H13.4.1	道須 利一	会計課	
H13.4.1	松野 恵子	学務課	
H13.4.1	小玉 重夫	助教授(文教育学部)	
H13.4.1	神田 由築	助教授(文教育学部)	
H13.4.1	只野 薫子	助手(文教育学部)	
H13.4.1	武内 佳代	助手(文教育学部)	
H13.4.1	石崎 晶子	助手(文教育学部)	
H13.4.1	山上 真貴子	助手(文教育学部)	
H13.4.1	井原 成男	教授(生活科学部)	
H13.4.1	太田 祐治	助教授(生活科学部)	
H13.4.1	池岡 宏子	助教授(生活科学部)	
H13.4.1	鈴木 祐宏	講師(生活科学部)	
H13.4.1	李 知宣	助手(大学院人間文化研究科) 任期16年3月31日まで	
H13.4.1	池田 まさみ	助手(大学院人間文化研究科) 任期16年3月31日まで	
H13.4.1	相原 朋枝	助手(大学院人間文化研究科) 任期16年3月31日まで	
H13.4.1	福丸 由佳	助手(大学院人間文化研究科) 任期16年3月31日まで	
H13.4.1	福島 明子	助手(大学院人間文化研究科) 任期16年3月31日まで	
H13.4.1	鍵谷 方子	助手(大学院人間文化研究科) 任期16年3月31日まで	
H13.4.1	田村 美和	助手(大学院人間文化研究科) 任期16年3月31日まで	
H13.4.1	鈴木 佳苗	助手(大学院人間文化研究科) 任期16年3月31日まで	
H13.4.1	北島 佐知子	助手(大学院人間文化研究科) 任期16年3月31日まで	
H13.4.1	泉 淳子	附属高等学校教諭	
H13.4.1	原 大介	附属高等学校教諭	
H13.4.1	井上 雅登	附属中学校教諭	
H13.4.1	佐藤 孔美	附属小学校教諭	

発令年月日	氏名	官職等	異動前の所属・職名
H13.4.1	郡司 明子	附属小学校教諭	
H13.4.1	石塚 諭	附属小学校教諭	
H13.4.2	脊山 洋右	教授(生活科学部)	

◇ 异任

H13.3.1	村松 賢一	教授(文教育学部)	助教授(文教育学部)
H13.3.16	高田 洋一	学務課長補佐	学務課専門職員
H13.4.1	高橋 裕俊	入試課長	文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第三係長
H13.4.1	岡崎 眇	教授(文教育学部)	助教授(文教育学部)
H13.4.1	新名 謙二	助教授(文教育学部)	講師(文教育学部)
H13.4.1	水村 真由美	助教授(文教育学部)	講師(文教育学部)
H13.4.1	今井 正幸	教授(理学部)	助教授(理学部)
H13.4.1	小林 功佳	教授(理学部)	助教授(理学部)
H13.4.1	出口 哲生	教授(理学部)	助教授(人間文化研究科)
H13.4.1	小松 龍史	教授(生活科学部)	助教授(徳島大学)
H13.4.1	御船 美智子	教授(生活科学部)	助教授(生活科学部)
H13.4.1	黒部 善之	附属小学校教頭	教諭(附属小学校)
H13.4.1	平松 周二	総務課専門員(附属学校担当)	庶務課専門職員(国際交流担当)
H13.4.1	斎藤 実	研究科・学部事務部専門員(大学院担当)	庶務課専門職員(大学院担当)
H13.4.1	猿丸 万喜子	附属図書館情報システム係長	附属図書館
H13.4.1	前田 理知子	研究協力室研究協力係長	庶務課附属学校係総務主任
H13.4.1	松下 雅彦	会計課専門職員(事務情報化担当)	会計課給与係給与主任
H13.4.1	千葉 久雄	入試課入試第二係長	会計課司計係司計主任
H13.4.1	関口 健治	研究協力室研究協力主任	庶務課研究協力室
H13.4.1	鈴木 孝	会計課総務係総務主任	学務課
H13.4.1	菊池 慶文	学務課教務係教務主任	学務課
H13.4.1	白井 清二	信州大学医学部事務部次長	会計課長
H13.4.1	高田 洋一	茨城工業高等専門学校学生課長	学務課長補佐

◇ 配置換

H13.4.1	矢加部 英敏	事務局長	福島大学事務局長
H13.4.1	下田 勝	総務課長	庶務課長
H13.4.1	加藤 妙子	会計課長	千葉大学経理部経理課長
H13.4.1	荒木 進一郎	留学生課長	静岡大学学務部厚生課長
H13.4.1	小風 秀雅	教授(人間文化研究科)	教授(文教育学部)
H13.4.1	村松 賢一	教授(留学生センター)	教授(文教育学部)
H13.4.1	田代 和美	助教授(生活科学部)	助教授(人間文化研究科)
H13.4.1	佐々貴 義式	助教授(人間文化研究科)	助教授(文教育学部)
H13.4.1	青木 紀久代	助教授(人間文化研究科)	助教授(生活科学部)
H13.4.1	奥村 剛	助教授(人間文化研究科)	助教授(理学部)
H13.4.1	佐々木 泰子	助教授(留学生センター)	助教授(文教育学部)
H13.4.1	近本 政明	総務課長補佐	庶務課長補佐
H13.4.1	柿澤 秀春	学務課長補佐	庶務課専門員
H13.4.1	山本 隆	総務課総務係長	庶務課人事係長
H13.4.1	羽根 ひろの	総務課法規係長	会計課給与係長
H13.4.1	河野 隆	総務課職員係長	庶務課職員係長
H13.4.1	和賀 由子	総務課附属学校係長	庶務課附属学校係長
H13.4.1	富山 弘	企画広報室企画広報係長	庶務課企画法規係長
H13.4.1	村上 恒二	会計課専門職員(契約担当)	会計課司計係長
H13.4.1	岩田 光夫	会計課司計係長	学生課学生係長
H13.4.1	齋藤 正廣	学務課専門職員(教務担当)	学務課教務係長
H13.4.1	大山 信之	学務課専門職員(大学院担当)	庶務課大学院係長
H13.4.1	藤野 義広	学務課教務係長	理学部総務係長
H13.4.1	吉原 道隆	学生課専門職員	入試課入学試験係長
H13.4.1	菊池 政樹	学生課学生係長	附属図書館総務係長
H13.4.1	渋木 正巳	入試課入試第一係長	文教育学部総務係長
H13.4.1	鎌田 啓子	留学生課留学生係長	学務課留学生係長
H13.4.1	田代 和敏	附属図書館総務係長	学生課専門職員
H13.4.1	藤城 健三	研究科・学部事務部専門職員(理学部担当)	会計課専門職員
H13.4.1	佐野 公子	研究科・学部事務部専門職員(生活科学部担当)	生活科学部総務係長
H13.4.1	清水 孝一	研究科・学部事務部総務係長	庶務課庶務係長
H13.4.1	林 伸早	総務課総務係総務主任	庶務課庶務係庶務主任
H13.4.1	溝井 明人	総務課人事係給与主任	庶務課人事係給与主任
H13.4.1	近藤 隆之	総務課	庶務課

発令年月日	氏名	官職等	異動前の所属・職名
H13.4.1	内山 典子	総務課	庶務課
H13.4.1	脇 紀夫	総務課	庶務課
H13.4.1	池野 房子	企画広報室	庶務課
H13.4.1	片桐 篤	研究協力室	学務課
H13.4.1	高田 奈加子	学務課	庶務課
H13.4.1	河野 暢子	入試課	庶務課
H13.4.1	濱村 知枝	留学生課	庶務課
H13.4.1	深川 太郎	留学生課	庶務課
H13.4.1	涌井 豊子	総務課電話交換手	庶務課電話交換手
H13.4.1	西村 光範	企画広報室長	生活科学部事務長
H13.4.1	菊池 昭夫	研究協力室長	文教育学部事務長
H13.4.1	高野 佳征	研究科・学部事務長	理学部事務長
H13.4.1	棚木 紀雄	文部科学省	入試課長
<b>◇ 転任</b>			
H13.3.31	小永井 耕一	文部科学省	施設課長補佐
H13.4.1	浅田 敬	助教授(文教育学部)	助教授(国文学研究資料館)
H13.4.1	大塚 譲	教授(生活環境研究センター)	教授(鳥取大学)
H13.4.1	早川 満雄	施設課長補佐	東京水産大学施設課長補佐
H13.4.1	福島 昇	企画広報室企画広報係企画広報主任	筑波大学学校教育事務部総務課
H13.4.1	竹下 良久	会計課	国立極地研究所管理部会計課
H13.4.1	伊藤 武	大学評価・学位授与機構	庶務課
H13.4.1	坂本 好司	国立極地研究所管理部会計課総務係主任	会計課用度係用度主任
H13.4.1	高嶋 秀介	東京大学附属図書館情報サービス係国際資料掛長	附属図書館情報システム係長
H13.4.1	早瀬 友美乃	助手(九州大学大学院理学研究院)	助手(大学院人間文化研究科)
H13.4.1	中嶋 俊夫	講師(横浜国立大学教育人間科学部)	附属高等学校教諭
H13.4.1	小林 稔	講師(琉球大学教育学部附属教育実践総合センター)	附属小学校教諭
<b>◇ 併任</b>			
H13.4.1	佐藤 一郎	助教授(国立情報学研究所) 併任期間 平成13年9月30日	(理学部助教授)
H13.4.1	福田 豊	留学生センター長 併任期間 平成15年3月31日	(理学部教授)
H13.4.1	近藤 和雄	生活環境研究センター長 併任期間 平成15年3月31日	(生活環境研究センター教授)
H13.4.1	根本 心一	理学部附属臨海実験所長 併任期間 平成15年4月1日	(理学部教授)
H13.4.1	藤枝 修子	附属高等学校長 併任期間 平成14年3月31日	(理学部教授)
H13.4.1	小川 昭二郎	附属中学校長 併任期間 平成16年3月31日	(人間文化研究科教授)
H13.4.1	無藤 隆	附属小学校長 併任期間 平成16年3月31日	(生活科学部教授)
H13.4.1	袖井 孝子	評議員 併任期間 平成14年3月31日	(生活科学部教授)
H13.4.1	松本 黙	副学長 併任期間 平成15年3月31日	(理学部教授)
H13.4.1	市古 夏生	評議員 併任期間 平成15年3月31日	(文教育学部教授)
<b>◇ 併任解除</b>			
H13.4.1	榎木 満生	評議員の併任解除	(生活科学部教授)
H13.4.1	松本 黙武	評議員の併任解除	(理学部教授)
H13.4.1	福田 豊	評議員の併任解除	(理学部教授)

## ◎非常勤職員

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
◇ 採用				
H13.4.1	沼田 理子	事務補佐員 (総務課)	H14.3.30	
H13.4.1	倉澤 利嘉子	事務補佐員 (会計課)	H14.3.30	
H13.4.1	藤崎 久美	事務補佐員 (会計課)	H14.3.30	
H13.4.1	鈴木 真由子	事務補佐員 (会計課)	H14.3.30	
H13.4.1	江月 洋子	臨時用務員 (会計課)	H14.3.30	
H13.4.1	猪崎 秋沙	事務補佐員 (会計課)	H14.3.31	
H13.4.1	内田 瑞江	事務補佐員 (学務課)	H14.3.30	
H13.4.1	平田 陽子	事務補佐員 (学生課)	H14.3.30	
H13.4.1	竹内 满智子	臨時用務員 (学生課)	H14.3.31	
H13.4.1	清水 久見子	事務補佐員 (入試課)	H14.3.31	
H13.4.1	西牧 博子	事務補佐員 (附属図書館)	H14.3.30	
H13.4.1	太田 理恵	事務補佐員 (附属図書館)	H14.2.28	
H13.4.1	近藤 径子	事務補佐員 (附属図書館)	H14.2.28	
H13.4.1	平田 裕美	事務補佐員 (附属図書館)	H14.2.28	
H13.4.1	本林 韶子	事務補佐員 (附属図書館)	H14.2.28	
H13.4.1	石黒 輝美	事務補佐員 (附属図書館)	H14.2.28	
H13.4.1	大槻 和代里	事務補佐員 (附属図書館)	H14.2.28	
H13.4.1	小俣 美登里	事務補佐員 (附属図書館)	H14.2.28	
H13.4.1	横山 真代	事務補佐員 (附属図書館)	H14.2.28	
H13.4.1	居崎 美穂	事務補佐員 (附属図書館)	H13.4.30	
H13.4.1	二々村 恵子	事務補佐員 (附属図書館)	H14.3.31	
H13.4.1	沼田 佳子	事務補佐員 (附属図書館)	H14.3.31	
H13.4.1	鈴木 祐子	事務補佐員 (研究科・学部事務部)	H14.3.30	
H13.4.1	福永 知代	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	山下 桜子	事務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	内海 紀子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	横川 澄枝	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	森塚 千絵	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	生田 目恵美子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	多賀 香織	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	池龜 直子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	毛利 瑞穂	教務補佐員 (文教育学部)	H13.9.30	
H13.4.1	長谷部 比呂美	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	半田 元子	事務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	多胡 綾花	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	關 典子	教務補佐員 (文教育学部)	H13.9.30	
H13.4.1	藤田 治美	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	小塙 さとみ	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	田中 美帆	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	菊池 久江	臨時用務員 (理学部附属臨海実験所)	H14.3.30	
H13.4.1	伊藤 敦子	教務補佐員 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	海妻 径子	教務補佐員 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	佐藤 祐子	教務補佐員 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	田中 絵梨	教務補佐員 (生活科学部)	H13.9.30	
H13.4.1	増永 和代	教務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	天野 冴子	教務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	塙崎 尚美	教務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	高田 花陽	教務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	吉川 真美子	教務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	石川 周子	教務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	永田 晴子	教務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	加藤 厚子	教務補佐員 (人間文化研究科)	H14.3.31	
H13.4.1	野口 曜	教務補佐員 (人間文化研究科)	H14.3.31	
H13.4.1	尾形 幸子	教務補佐員 (人間文化研究科)	H14.3.31	
H13.4.1	多賀 香織	教務補佐員 (人間文化研究科)	H14.3.31	
H13.4.1	片岡 久美	教務補佐員 (人間文化研究科)	H14.3.31	

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
H13.4.1	鈴木 美帆子	教務補佐員 (人間文化研究科)	H14.3.31	
H13.4.1	深澤 敏子	教務補佐員 (人間文化研究科)	H14.3.31	
H13.4.1	島田 祥子	教務補佐員 (人間文化研究科)	H14.3.31	
H13.4.1	長戸 千恵子	教務補佐員 (人間文化研究科)	H14.3.31	
H13.4.1	大神 優子	教務補佐員 (人間文化研究科)	H14.3.31	
H13.4.1	伊藤 敦子	教務補佐員 (人間文化研究科)	H14.3.31	
H13.4.1	佐藤 祐子	教務補佐員 (人間文化研究科)	H14.3.31	
H13.4.1	清瀬 千佳子	教務補佐員 (生活環境研究センター)	H14.3.31	
H13.4.1	三宅 紀子	技術補佐員 (生活環境研究センター)	H14.3.31	
H13.4.1	吉田 美織	事務補佐員 (附属中学校)	H14.3.31	
H13.4.1	山本 智子	事務補佐員 (附属小学校)	H14.3.31	
H13.4.1	河内 聰惠	教務補佐員 (附属小学校)	H14.3.31	
H13.4.1	水野 忠	臨時用務員 (附属小学校)	H14.3.31	
H13.4.1	岩崎 寿美子	臨時用務員 (附属幼稚園)	H14.3.31	
H13.4.1	小熊 和子	臨時用務員 (附属小学校)	H14.3.31	
H13.4.16	中村 弥生	事務補佐員 (研究科・学部事務部)	H14.3.31	
H13.4.16	池田 三鈴	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.16	稻田 文子	事務補佐員 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.16	沖野 実紀	教務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	

◇ 任用更新

H13.4.1	吉河 悟史	事務補佐員 (学生課)	H14.3.31	
H13.4.1	扇山 佳子	事務補佐員 (学生課)	H14.3.31	
H13.4.1	長谷川 晓子	事務補佐員 (学生課)	H13.5.31	
H13.4.1	橋爪 里佳	事務補佐員 (学生課)	H13.5.31	
H13.4.1	圓城寺 京子	事務補佐員 (学生課)	H13.5.31	
H13.4.1	木村 民子	事務補佐員 (学生課)	H14.3.31	
H13.4.1	内藤 晴美	事務補佐員 (学生課)	H14.3.31	
H13.4.1	坂本 晓美	事務補佐員 (学生課)	H14.3.31	
H13.4.1	山本 しのぶ	事務補佐員 (附属図書館)	H13.8.31	
H13.4.1	大野 誠子	事務補佐員 (附属図書館)	H14.3.31	
H13.4.1	森村 希	事務補佐員 (附属図書館)	H14.3.31	
H13.4.1	高田 恵理子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	吳屋 希美	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	犬飼 ほなみ	事務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	佐藤 朋子	事務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	中隆 由佳里	事務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	佐藤 富士子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	松野 亜希子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	長田 美和	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	内海 晓子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	田村 恵理	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	志渡岡 理恵	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	猪阪 久未子	事務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	森島 麻衣子	事務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	中村 浩子	事務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	鈴木 陽子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	柳瀬 サエ子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	近藤 朋子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	野口 曜	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	馬場 慶子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	藤井 陽子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	木下 志寿子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	梅林 郁子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	古瀬 安子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	山本 まり子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	斎藤 直子	教務補佐員 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	龜田 和江	事務補佐員 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	千葉 悅子	事務補佐員 (理学部)	H14.3.31	

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
H13.4.1	市川 圭子	教務補佐員 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	森重 久美子	教務補佐員 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	中村 泉	教務補佐員 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	中村 洋子	教務補佐員 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	馬渕 依子	教務補佐員 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	濱野 光代	事務補佐員 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	井上 喜代子	事務補佐員 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	丹羽 裕子	教務補佐員 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	堤 智恵子	教務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	谷所 育子	教務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	用正 美香	教務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	佐久間 路子	教務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	坂本 有芳	教務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	熊本 裕子	教務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	岩崎 香織	事務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	西浦 麻美子	教務補佐員 (生活科学部)	H13.9.30	
H13.4.1	根本 由香	教務補佐員 (生活科学部)	H13.9.30	
H13.4.1	和田 早苗	教務補佐員 (生活科学部)	H13.9.30	
H13.4.1	菅野 祥子	教務補佐員 (人間文化研究科)	H14.3.31	
H13.4.1	中村 弥生	教務補佐員 (人間文化研究科)	H14.3.31	
H13.4.1	高野 庸子	教務補佐員 (人間文化研究科)	H14.3.31	
H13.4.1	荻野 正恵	教務補佐員 (センター)	H14.3.31	
H13.4.1	造力 由美	教務補佐員 (センター)	H14.3.31	
H13.4.1	竹内 ゆり	教務補佐員 (センター)	H14.3.31	
H13.4.1	小山 直子	技術補佐員 (センター)	H14.3.31	
H13.4.1	横山 知子	事務補佐員 (生活環境研究センター)	H14.3.31	
H13.4.1	小野澤 由美子	事務補佐員 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.1	高橋 利夫	臨時用務員 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.1	佐藤 宏	臨時用務員 (附属中学校)	H14.3.31	
H13.4.1	村石 郁子	臨時用務員 (附属小学校)	H14.3.31	
H13.4.1	三橋 礼子	事務補佐員 (附属幼稚園)	H14.3.31	
H13.4.1	牧之瀬 美津江	臨時用務員 (附属幼稚園)	H14.3.31	

◇ 配置換

H13.4.1	山本 美智子	事務補佐員 (総務課附属学校係)	H14.3.31	事務補佐員 (大学院人間文化研究科)
H13.4.1	殿岡 布佐子	事務補佐員 (総務課附属学校係)	H14.3.31	事務補佐員 (文教育学部事務部)
H13.4.1	栗原 悅子	事務補佐員 (会計課)	H14.3.31	事務補佐員 (入試課)
H13.4.1	西川 紀子	事務補佐員 (研究科・学部事務部)	H14.3.31	事務補佐員 (文教育学部事務部)
H13.4.1	小林 ミチ	臨時用務員 (研究科・学部事務部)	H14.3.31	臨時用務員 (文教育学部事務部)
H13.4.1	中島 直子	事務補佐員 (研究科・学部事務部)	H14.3.31	事務補佐員 (生活科学部事務部)
H13.4.1	嶋田 淑子	事務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	教務補佐員 (生活科学部)
H13.4.1	飯島 久美子	事務補佐員 (生活科学部)	H14.3.31	教務補佐員 (生活科学部)

◇ 退職

H13.3.9	君塚 奈都子	事務補佐員 (会計課)		
H13.3.30	沼田 理子	事務補佐員 (総務課)		
H13.3.30	鈴木 真由子	事務補佐員 (会計課)		
H13.3.30	倉澤 利嘉子	事務補佐員 (会計課)		
H13.3.30	藤崎 久美	事務補佐員 (会計課)		
H13.3.30	内田 瑞江	事務補佐員 (学務課)		
H13.3.30	平田 陽子	事務補佐員 (学生課)		
H13.3.30	鈴木 祐子	事務補佐員 (研究科・学部事務部)		
H13.3.30	菊池 久江	臨時用務員 (理学部附属臨海実験所)		

## ◎非常勤講師

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
◇ 採用				
H13.4.1	伊集院 令子	講師 (文教育学部)	H13.9.30	
H13.4.1	高橋 裕子	講師 (文教育学部)	H13.9.30	学習院大学教授
H13.4.1	味岡 徹	講師 (文教育学部)	H14.3.31	聖心女子大学教授
H13.4.1	市来 弘志	講師 (文教育学部)	H13.9.30	
H13.4.1	鶴間 和幸	講師 (文教育学部)	H14.3.31	学習院大学教授
H13.4.1	馬淵 和雄	講師 (文教育学部)	H14.3.31	鎌倉考古学研究所員
H13.4.1	水内 俊雄	講師 (文教育学部)	H13.9.30	大阪市立大学助教授
H13.4.1	岩下 武彦	講師 (文教育学部)	H14.3.31	中央大学教授
H13.4.1	近衛 典子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	駒澤大学助教授
H13.4.1	鈴木 健一	講師 (文教育学部)	H14.3.31	日本女子大学教授
H13.4.1	鈴木 俊幸	講師 (文教育学部)	H14.3.31	中央大学教授
H13.4.1	鉄野 昌弘	講師 (文教育学部)	H13.9.30	東京女子大学助教授
H13.4.1	中桐 典子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	大津 早苗	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	守屋 愛	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	山腰 京子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	中込 啓子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	大東文化大学教授
H13.4.1	兵頭 高夫	講師 (文教育学部)	H14.3.31	武藏大学教授
H13.4.1	吉澤 保	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	池田 玲子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	細川 英雄	講師 (文教育学部)	H14.3.31	早稲田大学教授
H13.4.1	吉田 真理子	講師 (文教育学部)	H13.9.30	
H13.4.1	棚橋 訓	講師 (文教育学部)	H13.9.30	慶應義塾大学助教授
H13.4.1	湯川 嘉津美	講師 (文教育学部)	H13.9.30	上智大学助教授
H13.4.1	鵜木 恵子	講師 (文教育学部)	H13.9.30	
H13.4.1	野田 文隆	講師 (文教育学部)	H13.9.30	大正大学教授
H13.4.1	荒井 啓子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	学習院女子大学教授
H13.4.1	我妻 玲	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	三枝 英人	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	原 基晶	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	岡村 隆	講師 (理学部)	H13.9.30	
H13.4.1	辻 崇一	講師 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	森 初果	講師 (理学部)	H13.9.30	(財) 超電導工学研究所主任研究員
H13.4.1	石川 直太	講師 (理学部)	H13.9.30	
H13.4.1	内田 さえ	講師 (生活科学部)	H14.3.31	(財) 東京都老人総合研究所主任研究員
H13.4.1	鈴木 敦子	講師 (生活科学部)	H14.3.31	(財) 東京都老人総合研究所主任研究員
H13.4.1	林 隆子	講師 (生活科学部)	H13.9.30	
H13.4.1	岩男 征樹	講師 (生活科学部)	H13.9.30	
H13.4.1	佐藤 達哉	講師 (生活科学部)	H13.9.30	
H13.4.1	富家 恵海子	講師 (生活科学部)	H14.3.31	(株) 日本リサーチセンター定性調査センター所長
H13.4.1	羽貝 正美	講師 (生活科学部)	H13.9.30	東京都立大学教授
H13.4.1	前田 正子	講師 (生活科学部)	H13.9.30	ライフデザイン研究所副主任研究員
H13.4.1	加藤 俊一	講師 (生活科学部)	H13.9.30	中央大学教授
H13.4.1	黒岩 三恵	講師 (生活科学部)	H13.9.30	
H13.4.1	佐々木 倫子	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	桜美林大学教授
H13.4.1	富家 恵海子	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	(株) 日本リサーチセンター定性調査センター所長
H13.4.1	三山 雅子	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	同志社大学助教授
H13.4.1	永井 和夫	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	中部大学教授
H13.4.1	竹中 千春	講師 (センター研究センター)	H14.3.31	明治学院大学教授
H13.4.1	坂本 衣里	講師 (附属幼稚園)	H14.3.31	
H13.4.1	石井 卓哉	講師 (附属中学校)	H14.3.31	
H13.4.1	清田 淳子	講師 (附属中学校)	H14.3.31	

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
H13.4.1	栗原 辰朗	講師 (附属中学校)	H14.3.31	
H13.4.1	杉原 由美	講師 (附属中学校)	H14.3.31	
H13.4.1	木村 東花	講師 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.1	根本 由香	講師 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.1	森田 博	学校医 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.1	渡辺 博	学校医 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.11	金 志	講師 (附属幼稚園)	H13.5.31	

◇ 任用更新

H13.4.1	遠藤 徹	講師 (文教育学部)	H14.3.31	聖心女子大学教授
H13.4.1	五條 しおり	講師 (文教育学部)	H14.3.31	埼玉県立大学助教授
H13.4.1	宮内 寿子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	山下 裕二	講師 (文教育学部)	H13.9.30	明治学院大学教授
H13.4.1	大西 比呂志	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	金谷 貞男	講師 (文教育学部)	H14.3.31	東京都立大学教授
H13.4.1	山根 敏也	講師 (文教育学部)	H14.3.31	横浜市立大学専任講師
H13.4.1	中山 大地	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	吉岡 茂	講師 (文教育学部)	H13.9.30	東京都総務局統計部調整課人口予測係長
H13.4.1	塚本 宏	講師 (文教育学部)	H13.9.30	和洋女子大学教授
H13.4.1	石田 知子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	佐藤 普美子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	駒澤大学助教授
H13.4.1	孫 英玉	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	龍華 礼嘉	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	根岸 政子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	楊 達	講師 (文教育学部)	H14.3.31	早稲田大学助教授
H13.4.1	岩倉 嘉代子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	狩野 緑	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	篠塚 久美子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	明海大学教授
H13.4.1	ジェームズ・ウイルコックス	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	田沢 恭子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	棚橋 サンドラ	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	俵田 春江	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	辻 建一	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	吉岡 真弓	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	ライヤ・奥田	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	渡辺 一美	講師 (文教育学部)	H14.3.31	鶴見大学講師
H13.4.1	伊藤 みどり	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	ジークリト・酒井	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	中島 万紀子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	伊藤 幸次	講師 (文教育学部)	H14.3.31	獨協大学教授
H13.4.1	岩切 正一郎	講師 (文教育学部)	H14.3.31	国際基督教大学助教授
H13.4.1	尾形 こづえ	講師 (文教育学部)	H14.3.31	青山学院大学教授
H13.4.1	金子 美都子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	聖心女子大学教授
H13.4.1	鎌田 浩二	講師 (文教育学部)	H14.3.31	上智大学助手
H13.4.1	ジャクリヌ・コーン	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	田上 竜也	講師 (文教育学部)	H14.3.31	慶應義塾大学講師
H13.4.1	中西 祐子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	武藏大学講師
H13.4.1	福岡 英明	講師 (文教育学部)	H13.9.30	高岡法科大学助教授
H13.4.1	宮島 喬	講師 (文教育学部)	H13.9.30	立教大学教授
H13.4.1	山嵩 哲哉	講師 (文教育学部)	H14.3.31	武藏大学教授
H13.4.1	古賀 徹	講師 (文教育学部)	H13.9.30	日本大学助手
H13.4.1	坂田 仰	講師 (文教育学部)	H14.3.31	日本女子大学助教授
H13.4.1	宮下 孝広	講師 (文教育学部)	H13.9.30	白百合女子大学助教授
H13.4.1	大日向 雅美	講師 (文教育学部)	H13.9.30	恵泉女学園大学教授
H13.4.1	本田 恵子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	玉川大学助教授

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
H13.4.1	渡辺 千歳	講師 (文教育学部)	H13.9.30	
H13.4.1	厚木 義松	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	笛本 重子	講師 (文教育学部)	H13.9.30	日本女子体育大学助教授
H13.4.1	佐藤 智子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	高野 牧子	講師 (文教育学部)	H13.9.30	山梨県立女子短期大学助教授
H13.4.1	中川 禮子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	日本赤十字武蔵野短期大学教授
H13.4.1	長友 正孝	講師 (文教育学部)	H13.9.30	
H13.4.1	沼澤 秀雄	講師 (文教育学部)	H13.9.30	立教大学助教授
H13.4.1	山道 陵子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	相田 由美子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	新垣 王敏	講師 (文教育学部)	H14.3.31	百合女子大学教授
H13.4.1	井上 百合子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	鶴崎 庚一	講師 (文教育学部)	H14.3.31	国立音楽大学教授
H13.4.1	岡部 玲子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	黒川 ちとし	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	小池 松寿	講師 (文教育学部)	H14.3.31	武蔵野音楽大学助教授
H13.4.1	曾我 淑人	講師 (文教育学部)	H14.3.31	十文字学園女子短期大学教授
H13.4.1	高久 淑子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	八田 清隆	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	林田 紀美子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	平尾 力哉	講師 (文教育学部)	H14.3.31	
H13.4.1	柏田 豊子	講師 (理学部)	H13.9.30	埼玉短期大学助教授
H13.4.1	関根 正幸	講師 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	戸瀬 信之	講師 (理学部)	H14.3.31	慶應義塾大学教授
H13.4.1	井口 修	講師 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	鴨下 淳一	講師 (理学部)	H13.9.30	
H13.4.1	下尾 由美	講師 (理学部)	H13.9.30	明星大学助手
H13.4.1	曾田 康秀	講師 (理学部)	H13.9.30	早稲田大学嘱託研究員
H13.4.1	西尾 静恵	講師 (理学部)	H13.9.30	
H13.4.1	竹松 明子	講師 (理学部)	H13.9.30	
H13.4.1	中村 暢男	講師 (理学部)	H13.9.30	法政大学教授
H13.4.1	若槻 康雄	講師 (理学部)	H13.9.30	理化学研究所主任研究員
H13.4.1	相川 英三	講師 (理学部)	H13.9.30	
H13.4.1	可知 直毅	講師 (理学部)	H13.9.30	東京都立大学助教授
H13.4.1	宍倉 文夫	講師 (理学部)	H13.9.30	日本大学講師
H13.4.1	川内 真由美	講師 (理学部)	H14.3.31	
H13.4.1	竹澤 照	講師 (理学部)	H14.3.31	日本大学教授
H13.4.1	土屋 守正	講師 (理学部)	H13.9.30	東海大学教授
H13.4.1	西澤 清子	講師 (理学部)	H13.9.30	城西大学教授
H13.4.1	渡邊 昇	講師 (理学部)	H13.9.30	東京理科大学講師
H13.4.1	小山 直子	講師 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	黒澤 美枝子	講師 (生活科学部)	H14.3.31	国際医療福祉大学教授
H13.4.1	今井 悅子	講師 (生活科学部)	H14.3.31	放送大学学園助教授
H13.4.1	松本 美鈴	講師 (生活科学部)	H13.9.30	青山学院大学女子短期大学助教授
H13.4.1	脇田 美佳	講師 (生活科学部)	H14.3.31	埼玉純真女子短期大学講師
H13.4.1	岩崎 学	講師 (生活科学部)	H13.9.30	成蹊大学教授
H13.4.1	佐竹 隆	講師 (生活科学部)	H13.9.30	日本大学講師
H13.4.1	伊吹山 真帆子	講師 (生活科学部)	H13.9.30	
H13.4.1	古池 若葉	講師 (生活科学部)	H13.9.30	東京理科大学専任講師
H13.4.1	小林 明子	講師 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	田中 三保子	講師 (生活科学部)	H13.9.30	
H13.4.1	山下 武子	講師 (生活科学部)	H13.9.30	(財)結核予防会結核研究所対策支援部長
H13.4.1	吉川 はる奈	講師 (生活科学部)	H13.9.30	
H13.4.1	荒木 万寿夫	講師 (生活科学部)	H14.3.31	青山学院大学講師
H13.4.1	上村 協子	講師 (生活科学部)	H13.9.30	東京家政学院大学助教授

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
H13.4.1	江村 早苗	講師 (生活科学部)	H13.9.30	埼玉学園大学教授
H13.4.1	坂井 素思	講師 (生活科学部)	H13.9.30	放送大学学園助教授
H13.4.1	森岡 清志	講師 (生活科学部)	H13.9.30	東京都立大学教授
H13.4.1	吉岡 知哉	講師 (生活科学部)	H13.9.30	立教大学教授
H13.4.1	岡田 陽子	講師 (生活科学部)	H14.3.31	山脇学園短期大学助教授
H13.4.1	谷一 尚	講師 (生活科学部)	H13.9.30	共立女子大学助教授
H13.4.1	豊田 和二	講師 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	成田 汀	講師 (生活科学部)	H14.3.31	
H13.4.1	野口 ひろみ	講師 (生活科学部)	H14.3.31	山脇学園短期大学教授
H13.4.1	加藤 静子	講師 (人間文化研究科)	H14.3.31	都留文科大学教授
H13.4.1	富山 太佳夫	講師 (人間文化研究科)	H14.3.31	成城大学教授
H13.4.1	石井 達朗	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	慶應義塾大学教授
H13.4.1	中釜 洋子	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	東京都立大学助教授
H13.4.1	濱 日出男	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	慶應義塾大学助教授
H13.4.1	藤田 宗和	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	昭和女子大学助教授
H13.4.1	村松 安子	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	東京女子大学教授
H13.4.1	好村 滋行	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	東京都立大学助教授
H13.4.1	黒川 知美	講師 (研究機関研究員) (ジェンダー研究センター)	H14.3.31	
H13.4.1	田松 泰代	講師 (研究機関研究員) (ジェンダー研究センター)	H14.3.31	
H13.4.1	長妻 由里子	講師 (研究機関研究員) (ジェンダー研究センター)	H14.3.31	
H13.4.1	小林 富久子	講師 (ジェンダー研究センター)	H14.3.31	
H13.4.1	川嶋 瑞子	講師 (ジェンダー研究センター)	H14.3.31	
H13.4.1	根村 直美	講師 (ジェンダー研究センター)	H14.3.31	
H13.4.1	中西 由季子	講師 (研究機関研究員) (生活環境研究センター)	H14.3.31	
H13.4.1	宮越 雄一	講師 (研究機関研究員) (生活環境研究センター)	H14.3.31	
H13.4.1	近藤 美智江	講師 (附属小学校)	H14.3.31	
H13.4.1	スティーブン・マイケル・ボウー	講師 (附属小学校)	H14.3.31	
H13.4.1	津田 ひろみ	講師 (附属小学校)	H14.3.31	
H13.4.1	増田 伸江	講師 (附属小学校)	H14.3.31	
H13.4.1	スティーブン・マイケル・ボウー	講師 (附属中学校)	H14.3.31	
H13.4.1	安 性姫	講師 (附属中学校)	H14.3.31	
H13.4.1	稻毛 美幸	講師 (附属中学校)	H14.3.31	
H13.4.1	佐藤 ゆきの	講師 (附属中学校)	H14.3.31	
H13.4.1	鳴口 章子	講師 (附属中学校)	H14.3.31	
H13.4.1	塚崎 正子	講師 (附属中学校)	H14.3.31	
H13.4.1	津田 ひろみ	講師 (附属中学校)	H14.3.31	
H13.4.1	和田 早苗	講師 (附属中学校)	H14.3.31	
H13.4.1	石黒 雅子	講師 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.1	川口 美智子	講師 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.1	鈴木 京子	講師 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.1	スティーブン・マイケル・ボウー	講師 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.1	高月 シエリー	講師 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.1	高橋 薫	講師 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.1	ダニエルス・ジリアン	講師 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.1	長谷川 みゆき	講師 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.1	吉本 智子	講師 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.1	高田 則久	学校医 (附属高等学校)	H14.3.31	
H13.4.1	渡辺 和宏	学校医 (附属高等学校)	H14.3.31	

◇ 併任

H13.4.1	谷川 多佳子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	筑波大学教授
H13.4.1	根本 和子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	東京大学助手
H13.4.1	谷田部 玲生	講師 (文教育学部)	H13.9.30	国立教育政策研究所主任研究官
H13.4.1	横山 幹子	講師 (文教育学部)	H13.9.30	図書館情報大学助手
H13.4.1	飯塚 正人	講師 (文教育学部)	H13.9.30	東京外国语大学助教授

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
H13.4.1	大貫 静夫	講師 (文教育学部)	H14.3.31	東京大学助教授
H13.4.1	石崎 研二	講師 (文教育学部)	H14.3.31	奈良女子大学助教授
H13.4.1	鳥海 光弘	講師 (文教育学部)	H13.9.30	東京大学教授
H13.4.1	城生 伯太郎	講師 (文教育学部)	H13.9.30	筑波大学教授
H13.4.1	矢澤 真人	講師 (文教育学部)	H14.3.31	筑波大学助教授
H13.4.1	木村 英樹	講師 (文教育学部)	H14.3.31	東京大学教授
H13.4.1	楊 凱栄	講師 (文教育学部)	H14.3.31	東京大学助教授
H13.4.1	吉川 雅之	講師 (文教育学部)	H14.3.31	東京大学講師
H13.4.1	天沼 実	講師 (文教育学部)	H14.3.31	宇都宮大学助教授
H13.4.1	今西 典子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	東京大学教授
H13.4.1	高橋 和久	講師 (文教育学部)	H14.3.31	東京大学教授
H13.4.1	遠藤 龍二	講師 (文教育学部)	H14.3.31	図書館情報大学教授
H13.4.1	西村 靖敬	講師 (文教育学部)	H14.3.31	千葉大学教授
H13.4.1	斎藤 ひろみ	講師 (文教育学部)	H14.3.31	東京学芸大学助教授
H13.4.1	奥山 敏雄	講師 (文教育学部)	H13.9.30	筑波大学助教授
H13.4.1	小幡 道昭	講師 (文教育学部)	H13.9.30	東京大学教授
H13.4.1	滝沢 昌彦	講師 (文教育学部)	H13.9.30	一橋大学教授
H13.4.1	広瀬 隆人	講師 (文教育学部)	H13.9.30	宇都宮大学教授
H13.4.1	森 重雄	講師 (文教育学部)	H13.9.30	電気通信大学助教授
H13.4.1	亀口 憲治	講師 (文教育学部)	H13.9.30	東京大学教授
H13.4.1	実森 正子	講師 (文教育学部)	H13.9.30	千葉大学教授
H13.4.1	渡部 洋	講師 (文教育学部)	H13.9.30	東京大学教授
H13.4.1	細江 文利	講師 (文教育学部)	H13.9.30	東京学芸大学教授
H13.4.1	加藤 富美子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	東京学芸大学教授
H13.4.1	長谷川 敏	講師 (文教育学部)	H14.3.31	茨城大学教授
H13.4.1	倉田 博史	講師 (理学部)	H14.3.31	東京大学助教授
H13.4.1	大石 雅寿	講師 (理学部)	H14.3.31	国立天文台助教授
H13.4.1	黒谷 明美	講師 (理学部)	H13.9.30	宇宙科学研究所助教授
H13.4.1	富田 幸光	講師 (理学部)	H13.9.30	国立科学博物館古生物第三研究室長
H13.4.1	大武 信之	講師 (理学部)	H14.3.31	筑波技術短期大学助教授
H13.4.1	品川 嘉久	講師 (理学部)	H13.9.30	東京大学講師
H13.4.1	古川 登	講師 (理学部)	H13.9.30	千葉大学助教授
H13.4.1	江藤 弥生	講師 (生活科学部)	H14.3.31	横浜国立大学助教授
H13.4.1	金子 佳代子	講師 (生活科学部)	H13.9.30	横浜国立大学教授
H13.4.1	上野川 修一	講師 (生活科学部)	H13.9.30	東京大学教授
H13.4.1	北本 勝ひこ	講師 (生活科学部)	H13.9.30	東京大学教授
H13.4.1	神山 かおる	講師 (生活科学部)	H13.9.30	(独)食品総合研究所食品機能部食品物理機能研究室主任研究官
H13.4.1	豊田 正武	講師 (生活科学部)	H13.9.30	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
H13.4.1	岡田 守彦	講師 (生活科学部)	H13.9.30	筑波大学先端学際領域研究センター教授
H13.4.1	河内 真紀子	講師 (生活科学部)	H13.9.30	経済産業省工業技術院生命工学工業技術研究所研究室長
H13.4.1	佐々木 正人	講師 (生活科学部)	H13.9.30	東京大学教授
H13.4.1	大塚 雄作	講師 (生活科学部)	H14.3.31	大学評価・学位授与機構教授
H13.4.1	嶋野 道弘	講師 (生活科学部)	H13.9.30	文部科学省初等中等教育局小学校課教科調査官
H13.4.1	国安 洋	講師 (生活科学部)	H13.9.30	横浜国立大学教授
H13.4.1	柴田 美恵	講師 (生活科学部)	H13.9.30	千葉大学教授
H13.4.1	西村 清和	講師 (生活科学部)	H14.3.31	埼玉大学教授
H13.4.1	今西 典子	講師 (人間文化研究科)	H14.3.31	東京大学教授
H13.4.1	楊 凱栄	講師 (人間文化研究科)	H14.3.31	東京大学助教授
H13.4.1	佐々木 正人	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	東京大学教授
H13.4.1	鮎澤 孝子	講師 (人間文化研究科)	H14.3.31	東京外国语大学教授
H13.4.1	田渕 六郎	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	名古屋大学講師
H13.4.1	上村 慎治	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	東京大学助教授
H13.4.1	溝口 優司	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	国立科学博物館人類第二研究室長
H13.4.1	伊藤 耕三	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	東京大学教授
H13.4.1	高橋 真聰	講師 (人間文化研究科)	H13.9.30	愛知教育大学助教授

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
◇ 兼担				
H13.4.1	天野 知香	講師 (文教育学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	新井 由紀夫	講師 (文教育学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	小風 秀雅	講師 (文教育学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	内田 忠賢	講師 (文教育学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	大塚 常樹	講師 (文教育学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	平野 由紀子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	竹村 和子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	石川 宏	講師 (文教育学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	佐々木 泰子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	助教授 (留学生センター)
H13.4.1	佐々貴 義式	講師 (文教育学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	長友 和彦	講師 (文教育学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	村松 賢一	講師 (文教育学部)	H14.3.31	教授 (留学生センター)
H13.4.1	天野 正子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	館 かおる	講師 (文教育学部)	H14.3.31	教授 (ジェンダー研究センター)
H13.4.1	米田 俊彦	講師 (文教育学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	内田 伸子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	坂元 章	講師 (文教育学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	箕浦 康子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	石黒 節子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	渡辺 ヒサ子	講師 (理学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	奥村 剛	講師 (理学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	富永 靖徳	講師 (理学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	浜谷 望	講師 (理学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	小川 温子	講師 (理学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	堀 佳也子	講師 (理学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	山田 真二	講師 (理学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	馬場 昭次	講師 (理学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	水野 美砂子	講師 (理学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	河村 哲也	講師 (理学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	佐藤 浩史	講師 (理学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	大瀧 雅寛	講師 (生活科学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	小川 昭二郎	講師 (生活科学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	大塚 積	講師 (生活科学部)	H14.3.31	教授 (生活環境研究センター)
H13.4.1	倉田 忠男	講師 (生活科学部)	H14.3.31	教授 (生活環境研究センター)
H13.4.1	近藤 和雄	講師 (生活科学部)	H14.3.31	教授 (生活環境研究センター)
H13.4.1	富永 典子	講師 (生活科学部)	H14.3.31	助教授 (生活環境研究センター)
H13.4.1	畠江 敬子	講師 (生活科学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	村田 容常	講師 (生活科学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	青木 紀久代	講師 (生活科学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	伊藤 美奈子	講師 (生活科学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	伊藤 るり	講師 (生活科学部)	H13.9.30	教授 (ジェンダー研究センター)
H13.4.1	館 かおる	講師 (生活科学部)	H14.3.31	教授 (ジェンダー研究センター)
H13.4.1	永瀬 伸子	講師 (生活科学部)	H14.3.31	助教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	牧野 力ツコ	講師 (生活科学部)	H14.3.31	教授 (人間文化研究科)
H13.4.1	石出 みどり	講師 (文教育学部)	H13.9.30	附属高等学校教諭
H13.4.1	菊池 美千世	講師 (文教育学部)	H13.9.30	附属高等学校教諭
H13.4.1	橋本 善子	講師 (文教育学部)	H13.9.30	附属中学校教諭
H13.4.1	荻原 万紀子	講師 (文教育学部)	H13.9.30	附属高等学校教諭
H13.4.1	宗我部 義則	講師 (文教育学部)	H13.9.30	附属中学校教諭
H13.4.1	中津川 義浩	講師 (文教育学部)	H14.3.31	附属高等学校教諭
H13.4.1	村田 政子	講師 (文教育学部)	H14.3.31	附属高等学校教諭
H13.4.1	相原 貴史	講師 (文教育学部)	H13.9.30	附属小学校教諭
H13.4.1	遠藤 修一郎	講師 (文教育学部)	H14.3.31	附属小学校教諭

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
H13.4.1	岡田 泰孝	講師 (文教育学部)	H13.9.30	附属小学校教諭
H13.4.1	坂下 英喜	講師 (文教育学部)	H13.9.30	附属中学校教諭
H13.4.1	宮本 乙女	講師 (文教育学部)	H14.3.31	附属中学校教諭
H13.4.1	村井 利行	講師 (文教育学部)	H13.9.30	附属高等学校教諭
H13.4.1	若林 富男	講師 (文教育学部)	H13.9.30	附属小学校教諭
H13.4.1	和田 淳	講師 (文教育学部)	H13.9.30	附属小学校教諭
H13.4.1	古山 泉	講師 (文教育学部)	H14.3.31	附属高等学校教諭
H13.4.1	渡辺 松一	講師 (文教育学部)	H13.9.30	附属中学校教諭
H13.4.1	小宮 幸夫	講師 (文教育学部) (理学部)	H14.3.31	附属中学校教諭
H13.4.1	秋山 晶子	講師 (理学部)	H13.9.30	附属中学校教諭
H13.4.1	沖山 義光	講師 (理学部)	H13.9.30	附属高等学校教諭
H13.4.1	加々美 勝久	講師 (理学部)	H13.9.30	附属中学校教諭
H13.4.1	田口 裕子	講師 (理学部)	H13.9.30	附属中学校教諭
H13.4.1	茶圓 幸子	講師 (理学部)	H13.9.30	附属高等学校教諭
H13.4.1	室岡 和彦	講師 (理学部)	H14.3.31	附属高等学校教諭
H13.4.1	村井 利行	講師 (理学部)	H13.9.30	附属高等学校教諭
H13.4.1	伊集院 理子	講師 (生活科学部)	H13.9.30	附属幼稚園教諭
H13.4.1	石田 勉	講師 (生活科学部)	H14.3.31	附属中学校教諭
H13.4.25	近藤 和雄	講師 (保健管理センター)	H13.7.31	教授 (生活環境研究センター)

発令年月日	氏名	官職等	本務先の所属・職名
◆ 連携			
H13.4.1	金子 能宏	文部科学教官 併任期間	(大学院人間文化研究科 助教授) 平成14年3月31日
H13.4.1	高橋 重郷	文部科学教官 併任期間	(大学院人間文化研究科 教授) 平成14年3月31日
H13.4.1	西岡 八郎	文部科学教官 併任期間	(大学院人間文化研究科 教授) 平成14年3月31日
H13.4.1	一色 賢司	文部科学教官 併任期間	(大学院人間文化研究科 教授) 平成14年3月31日
H13.4.1	井出 隆	文部科学教官 併任期間	(大学院人間文化研究科 教授) 平成14年3月31日
H13.4.1	大坪 研一	文部科学教官 併任期間	(大学院人間文化研究科 教授) 平成14年3月31日
H13.4.1	内田 さえ	講師 任期	(大学院人間文化研究科 助教授) 平成14年3月31日
H13.4.1	原 孝彦	講師 任期	(大学院人間文化研究科 助教授) 平成14年3月31日
H13.4.1	原田 慶恵	講師 任期	(大学院人間文化研究科 助教授) 平成14年3月31日
H13.4.1	梅田 真郷	講師 任期	(大学院人間文化研究科 教授) 平成14年3月31日
H13.4.1	神田 健郎	講師 任期	(大学院人間文化研究科 教授) 平成14年3月31日
H13.4.1	鈴木 敦子	講師 任期	(大学院人間文化研究科 教授) 平成14年3月31日

◎ 外国人教師

発令年月日	氏名	契約期間	異動区分
H13.4.1	鮑 麗娟	新規 H13. 4. 1~14. 3. 31	契約
H13.4.1	オリファント・ヒュー・ファーガス	契約更新 H13. 4. 1~14. 3. 31	契約
H13.4.1	ロドルフ・シリル・ディオ	契約更新 H13. 4. 1~14. 3. 31	契約
H13.4.1	シェーファー・エドワード・ジェイ	契約更新 H13. 4. 1~14. 3. 31	契約

◎ 外国人研究員

発令年月日	氏名	契約期間	異動区分
H13.4.4	モロクワシチ・ミュラー・ミリヤナ	新規 H13. 4. 4~13. 9. 28	契約

# 学 事

## ○学位授与

(課程修了によるもの)

学位授与日：平成13年3月23日

授与番号	博士の専攻分野の名称	氏名	本籍	博士論文名
甲第 171号	博士(人文科学)	只野 薫子	東京都	数量表現の獲得に関する研究 :英語児と日本語児の発話資料の分析から
甲第 172号	博士(人文科学)	梅林 郁子	東京都	フーゴー・ウォルフのリートにおける朗唱性に関する研究 —歌唱旋律における同音反復を中心にして—
甲第 173号	博士(人文科学)	岡田 美也子	和歌山県	中世初期説話文学研究—『宇治拾遺物語』とその周辺—
甲第 174号	博士(学術)	李知宣	大韓民国	催馬楽の音楽的研究—十五世纪以前の楽譜を中心に—
甲第 175号	博士(人文科学)	中川 千恵子	東京都	日本語学習者のプロソディー習得とその指導法
甲第 176号	博士(人文科学)	中本 梅衣	神奈川県	荻生徂徠の論語解釈—朱子・仁斎との比較を通して—
甲第 177号	博士(人文科学)	野田 有紀子	東京都	日本古代の行列 —国家秩序の表象
甲第 178号	博士(人文科学)	藤原 久仁子	広島県	「マリア出現」をめぐる出来事に関する人類学的研究—巡礼地・「聖女」・宗教集団の誕生と「語り」の作用—
甲第 179号	博士(理学)	松井 麻依	愛知県	On some chaotic dynamical systems (あるカオス力学系について)
甲第 180号	博士(人文科学)	大田原 真澄	茨城県	Flannery O'Connor : A Regional Writer of the Land of Sin and Guilt (フラナリー・オコナー : 罪深い土地の地域作家)
甲第 181号	博士(人文科学)	加藤 厚子	東京都	映画国策の展開と映画産業 —戦時国民動員装置としての映画—
甲第 182号	博士(人文科学)	朴美京	大韓民国	古事記研究 —湧佐之男命を通して—

授与番号	博士の専攻分野の名称	氏名	本籍	博士論文名
甲第 183号	博士(人文科学)	許 夏 瑞	台 湾	日本語学習者によるテンス・アスペクトの習得に関する研究
甲第 184号	博士(人文科学)	原 郁 子	兵 庫 県	能における「見る」型の技法とその思想
甲第 185号	博士(人文科学)	大 西 美香子	愛 媛 県	育児啓蒙家・三田谷啓の研究 —1920年代の育児観と子ども観—
甲第 186号	博士(学 術)	齋 藤 正 美	富 山 県	フェミニズム理論による批判的ディスコース分析(F C D A)の展開 —ウーマンリブ運動のメディア言説を事例として
甲第 187号	博士(人文科学)	福 丸 由 佳	神奈川県	乳幼児を持つ父親における仕事と家庭の多重役割 —父親、母親の心理的健康度との関連—
甲第 188号	博士(学 術)	池 田 ま さみ	神奈川県	3次元視空間における面形成と対称パターンの検出
甲第 189号	博士(学 術)	福 島 明 子	宮 崎 県	ヘルスケアとしての高千穂夜 神楽研究
甲第 190号	博士(理 学)	田 中 美枝子	愛 知 県	人工衛星搭載マイクロ波放射 計測による湿った地域の湛 水面積率の推定に関する研究
甲第 191号	博士(理 学)	小 林 留 美	埼 玉 県	Regulation of Branched-Chain Amino Acid Metabolism
甲第 192号	博士(学 術)	林 成 任	大韓民国	レバーの生臭い不快臭に関する研究
甲第 193号	博士(理 学)	王 凤 英	中華人民 共和国	針刺・艾灸治療における毫針 ・艾条の刺激特性
甲第 194号	博士(理 学)	相 原 真 紀	山 梨 県	居住環境における真菌 (Cladosporium) の生態および生物学的特性に 関する研究
甲第 195号	博士(学 術)	上 田 悅 子	鳥 取 県	酸化ストレス負荷時における アスコルビン酸投与の影響 —分子生物学的手法による解 析—

授与番号	博士の専攻分野の名称	氏名	本籍	博士論文名
甲第 196号	博士(理学)	上田 晴子	千葉県	植物レクチンの特異性解析とその応用—ムジナタケレクチンの糖鎖研究における有用性とエンジュ樹皮レクチンの内在性レセプターの解明—
甲第 197号	博士(理学)	大室 純子	埼玉県	真核生物鞭毛軸糸における微小管滑り活性の不連続遷移に関する研究
甲第 198号	博士(理学)	鍵谷 方子	東京都	前脳基底部コリン作動性血管拡張神経の神経保護作用についての検討
甲第 199号	博士(生活科学)	成田 千恵	青森県	日射の波長特性が人の感覚量に与える影響に関する研究
甲第 200号	博士(理学)	平山 仙子	熊本県	Toluene 耐性細菌 <i>Pseudomonas putida</i> IH-2000株の生理・生化学的特性と耐性機構の検討
甲第 201号	博士(学術)	藤木 香絵	東京都	ケモメトリックス手法による魚介類加熱香の生成要因および官能特性の解析
甲第 202号	博士(学術)	劉 福姫	大韓民国	新築住宅における室内汚染物質の濃度推移特性によるIAQモデルの適用性検討およびリスク評価
甲第 203号	博士(学術)	李 美華	中華人民共和国	リボタンパク質の酸化変性に対するアスコルビン酸およびその関連物質の防御作用
甲第 204号	博士(生活科学)	小川 育子	香川県	Effects of Dissolved Air on Water Absorption of Hydrophilic Polymers and the Application of Deaerated Water in Food and Textile Processing
甲第 205号	博士(理学)	浅川 恵理	山口県	Probing the CP property of the Higgs sector at future colliders
甲第 206号	博士(理学)	岩田 正子	大分県	鎖状高分子の結晶化に関するシミュレーション研究
甲第 207号	博士(理学)	熊澤 美裕紀	東京都	Thickness-Dependence of the Probability of Random Knotting and Application to Knotted DNA

授与番号	博士の専攻分野の名称	氏名	本籍	博士論文名
甲第 208号	博士(人文科学)	鈴木佳苗	長野県	認知的複雑性の発達的变化—情報処理モデルの提案—
甲第 209号	博士(理学)	西村まどか	東京都	Local Symmetries in the AdS/CFT Correspondence
甲第 210号	博士(理学)	八野真弓	神奈川県	Theory of Signal Detection and Discrimination of Physical Processes
甲第 211号	博士(理学)	小櫛幸子	東京都	Conformal Anomaly via AdS/CFT duality
甲第 212号	博士(理学)	北島佐知子	東京都	Dynamical Processes in Exactly Solvable Quantum Mechanical Systems

(論文提出によるもの)

学位授与日: 平成13年3月27日

授与番号	博士の専攻分野の名称	氏名	本籍	博士論文名
乙第 131号	博士(人文科学)	岩田みゆき	島根県	幕末の情報と社会変革
乙第 132号	博士(人文科学)	米家志乃布	東京都	日本北方地域の歴史地理学的研究—「蝦夷地」から「北海道」へ—
乙第 133号	博士(人文科学)	薦田治子	愛媛県	当道音楽としての平家
乙第 134号	博士(学術)	田口理恵	愛知県	布作りと社会形成—インドネシア・スンバ島の在来製布技術と経済発展に関する文化人類学的研究—
乙第 135号	博士(人文科学)	田中華子	埼玉県	モンゴル語親族語彙研究—ホボクサイリのトルゴート方言とハルハ方言、カルムイク方言、モンゴル文語の比較対照による研究
乙第 136号	博士(人文科学)	長野美香	東京都	近代日本における超越と自己
乙第 137号	博士(人文科学)	中村文	長野県	朝藩体制下の地域社会—信濃国を中心として—

授与番号	博士の専攻分野の名称	氏名	本籍	博士論文名
乙第 138号	博士(人文科学)	一二三 朋子	東京都	接触場面における共生的学習の可能性－意識面と言語行動面からの考察－
乙第 139号	博士(人文科学)	松尾 有里子	東京都	オスマン朝におけるウラマーとその組織化
乙第 140号	博士(社会科学)	森本 泉	千葉県	国際ツーリズムをめぐるネバール地域像
乙第 141号	博士(学術)	海妻 径子	東京都	一條忠衛の父性論の研究
乙第 142号	博士(学術)	早田 由美子	兵庫県	モンテッソーリ教育思想の形成過程の研究－「知的生命」の援助をめぐって－
乙第 143号	博士(学術)	藤井 美保子	埼玉県	発話に伴う身振りの機能と生成過程
乙第 144号	博士(学術)	飯塚 佳子	埼玉県	分光分析的手法を用いた食品の官能評価データの解析に関する研究
乙第 145号	博士(理学)	平松 恭子	東京都	ジアセチルポリアミン：新しい尿中ポリアミン成分の発見、測定法の開発および悪性腫瘍の予後予測マーカーとしての評価
乙第 146号	博士(理学)	邸乃力	中華人民共和国	$\text{FeBr}_2$ で観測された異常な磁気的振る舞いに関する研究



論文提出による学位授与

## ○卒業式及び大学院修了式

第49回卒業式、第37回大学院(修士)修了式、第18回大学院(博士)修了式が3月23日(金)大学講堂で挙行された。

### 卒業者数及び修了者数

・卒業者数	(569名)
文教育学部	251名
理 学 部	154名
生活科学部	164名
・修了者数	(284名)
修士課程	人文科学研究院科 1名
博士(前期)課程	人間文化研究院科 241名
博士課程	人間文化研究院科 42名

## ○入 学 式

平成13年度入学式が4月9日(月)大学講堂で挙行された。

### 入 学 者 数

・学 部	(519名)	(39名)
文教育学部	229名	第3年次編入学 18名
理 学 部	134名	" 11名
生活科学部	156名	" 10名
・大学院人間文化研究院科	(365名)	
博士前期課程	253名	
博士後期課程	112名	

# 諸 報

## ○名誉教授の称号授与について

平成13年2月28日に、佐 藤 保 元学長に本学名誉教授の称号が授与されました。



### 佐 藤 保 名誉教授略歴等

生年月日 昭和9年4月6日生  
略 歴 昭和32年3月 東京大学文学部中国文学科卒業  
昭和34年3月 同 大学院人文科学研究科中国文学専門課程修士課程修了  
昭和37年3月 同 大学院人文科学研究科中国文学専門課程博士課程満期退学  
昭和37年6月 オーストラリア国立大学大学院極東歴史学科研究助手  
昭和39年12月 同 研究員  
昭和40年11月 東京大学文学部助手  
昭和42年4月 国学院大学講師  
昭和43年4月 同 助教授  
昭和48年4月 お茶の水女子大学文教育学部助教授  
昭和54年7月 同 文教育学部教授  
昭和57年1月 同 学生部長に併任  
昭和60年10月 同 評議員に併任  
昭和63年10月 同 文教育学部長に併任  
平成4年11月 同 附属図書館長に併任  
平成8年4月 同 附属学校部長に併任  
平成9年2月 同 学長  
平成13年2月 同 任期満了退職  
平成13年2月 同 名誉教授

研究業績 中国古典文学、とくに古典詩学の研究と教育に務められ、六朝から近代に至るまでの中国詩に関する古今東西の文学に関する該博な知識と教養に基づいた研究を行ってこられた。

著 書 等 唐 詩 大修館書店 1971年  
何如章と日本『日本中国学会50年記念論文集』 日本中国語学会 1998年  
中国の詩情 日本放送出版協会 2000年  
その他著書、論文等多数

○平成13年春の叙勲について

平成13年4月29日の春の叙勲で本学名誉教授の次の方々が受章されました。

太田 次郎	名誉教授（元学長）	勲二等瑞宝章
外山 滋比古	名誉教授	勲三等旭日中綬章
松田 千鶴子	名誉教授	勲四等宝冠章
曾根 興三	名誉教授	勲三等瑞宝章

## ○永年勤続者表彰について

平成12年度退職時の永年勤続者表彰式が平成13年3月30日学長室で行われ、被表彰者に表彰状及び記念品が授与された。

被表彰者は次のとおりです。

### お茶の水女子大学学長表彰

附属小学校 教頭 星野征男

附属中学校 教諭 花田修一

学務課 課長補佐 中野公敏

### 文部科学大臣表彰

事務局 事務局長 中山淑廣

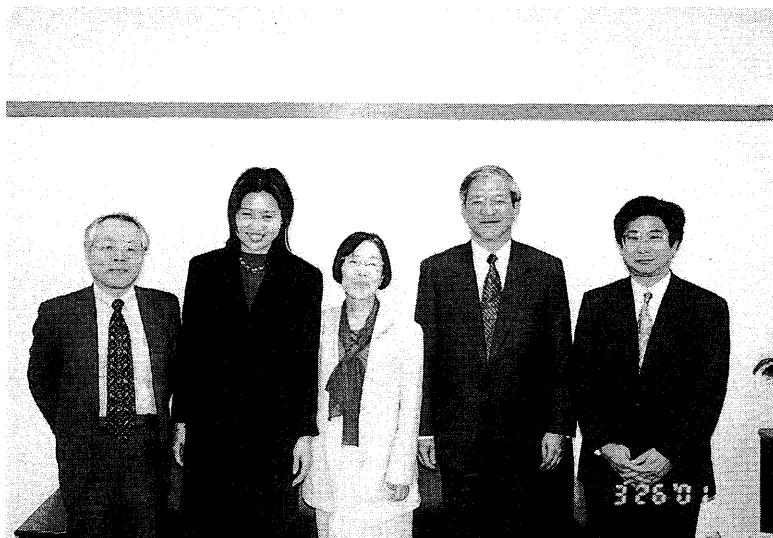


表彰される各氏と学長  
(左から中野公敏氏、中山淑廣氏、学長、花田修一氏)

## ○台湾政治大学学長の表敬訪問

台湾政治大学鄭 瑞城学長が、3月26日（月）に本田学長を表敬訪問した。

鄭 瑞城学長は、本学との大学間交流について学長と懇談した。



○レクリエーション行事

## 『ミュージカル鑑賞』

去る、3月23日（金）・30日（金）に四季劇場（秋）において、ミュージカル鑑賞が行われました。

このレクリエーション行事には、20名が参加し、劇団四季のミュージカル『シーザス・クライスト』を鑑賞しました。

## ○計 報

### 松川哲哉 名誉教授

松川 哲哉氏には病気のため平成13年4月21日逝去されました。享年78才。  
ここに謹んで哀悼の意を表します。

生年月日 大正11年5月14日生  
略歴 昭和25年4月 中央大学助教授  
昭和26年4月 お茶の水女子大学家政学部助教授  
昭和49年11月 同 家政学部教授  
昭和63年3月 同 停年退職  
昭和63年4月 同 名誉教授  
平成13年4月 逝 去

研究業績 高分子化学を基礎として、纖維及び織物の性質、加工について多くの業績をあげられた。とくに高分子化合物を洗浄剤として用いるという新しい発想に基づく研究をなされた。  
本学在任中は被服材料学講座の新設に尽力された。

著書等 被服材料学（衣料の基礎知識） 家政教育社 昭和32年  
新しい天然纖維 家政教育社 昭和40年  
被服材料実験 家政教育社 昭和51年  
その他著書、論文等多数

その他  
・勲三等瑞宝章受章（平成10年11月）  
・日本家政学会理事、日本衣料管理士協会理事を歴任  
・日本工業標準調査会臨時委員（昭33～昭52年）

# 日誌

- |  |  |
|--|--|
| <p>3月1日（木）共通機器センター運営委員会<br/>入学者選抜方法研究委員会</p> <p>2日（金）ラジオアイソトープ実験室運営委員会<br/>事務連絡協議会<br/>大学資料委員会</p> <p>5日（月）平成13年度當緒関係要求学内ヒアリング<br/>博士後期課程入試（～7日）</p> <p>6日（火）保健管理センター運営委員会</p> <p>8日（木）人間文化研究科専攻長会議<br/>人間文化研究科前期専攻会議<br/>主任会議</p> <p>9日（金）教授会<br/>人間文化研究科後期専攻会議</p> <p>10日（土）学部（前期）入学試験合格発表</p> <p>12日（月）学部（後期日程）入学試験<br/>学長補佐会議<br/>課長・事務長会議</p> <p>13日（火）代議員会<br/>附属学校連絡会<br/>ファカルティ・ディベロップメント講演会<br/>セクシュアル・ハラスメント説明会<br/>博士後期課程入試合格発表</p> <p>14日（水）概算要求学内ヒアリング<br/>学部（前期日程）入学手続（～15日）<br/>保健管理センター運営委員会<br/>附属図書館運営委員会<br/>公開講座委員会<br/>長期教育プログラム検討特別委員会<br/>名誉教授称号授与式<br/>停（定）年及び永年勤続退官者全学送別会</p> <p>15日（木）附属幼稚園卒業式<br/>入試広報専門委員会<br/>留学生見学旅行（～16日）<br/>学生相談室運営委員会</p> <p>16日（金）附属小学校卒業式</p> <p>17日（土）附属中学校卒業式</p> <p>19日（月）附属高等学校卒業式<br/>主任会議（文・生）</p> <p>20日（火）お茶の水博士の体験授業</p> <p>21日（水）教授会</p> | <p>22日（木）学部卒業式予行<br/>学部（後期）入学試験合格発表</p> <p>23日（金）学部卒業式<br/>大学院修了式<br/>学長表彰式</p> <p>26日（月）学部（後期日程）入学手続（～27日）<br/>学長補佐会議<br/>広報委員会<br/>台湾国立政治大学長表敬訪問<br/>附属学校教育研究委員会</p> <p>27日（火）学位記（論文博士）授与式<br/>国際交流委員会</p> <p>28日（水）部局長会議<br/>評議会</p> <p>29日（木）生活環境研究センター運営委員会<br/>事務連絡協議会</p> <p>30日（金）退職時永年勤続表彰式<br/>離任式</p> <p>4月2日（月）就任式</p> <p>3日（火）理学部R I 実験棟竣工式・披露祝賀会</p> <p>4日（水）人間文化研究科専攻会議（前期・後期）</p> <p>6日（金）代議員会<br/>大学院教授会<br/>附属学校委員会</p> <p>7日（土）附属高等学校入学式<br/>附属中学校入学式<br/>附属小学校入学式<br/>附属小・中・高等学校始業式</p> <p>9日（月）入学式（学部）<br/>入学式（大学院）<br/>学長補佐会議</p> <p>10日（火）新入生オリエンテーション<br/>附属幼稚園入園式</p> <p>11日（水）新入生セミナー（～12日）（理・生活）<br/>新入生オリエンテーション（文）</p> <p>12日（木）主任会議</p> <p>13日（金）教授会<br/>人間文化研究科前期専攻会議<br/>外国人留学生オリエンテーション</p> <p>16日（月）ジェンダー研究センター運営委員会<br/>附属学校教育研究委員会<br/>教育実習専門委員会</p> |
|--|--|

入試広報専門委員会  
留学生センター運営委員会  
大学評価委員会  
前学期授業開始  
17日（火）生活環境研究センター運営委員会  
附属学校連絡会  
学生定期健康診断（～20日）  
18日（水）代議員会  
予算委員会  
人間文化研究科後期専攻会議  
19日（木）学生委員会  
大学評価委員会  
20日（金）入学者選抜方法研究委員会  
23日（月）献血  
学長補佐会議  
24日（火）部局長会議  
25日（水）評議会  
26日（木）独立行政法人化調査検討委員会  
27日（金）事務連絡協議会